

平成23年知立市議会 3月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成23年3月16日（水） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

明石 博門	田中 健	永井 真人	山崎りょうじ
稲垣 達雄	池田 福子	佐藤 修	坂田 修

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	竹本 有基	秘 書 課 長	鈴木 健一
企 画 課 長	加古 和市	市 民 協 働 課 長	正木 徹
総 務 部 長	林 勝則	総 務 課 長	今井 尚
		<small>(選挙管理委員会書記長兼務)</small>	
防 災 対 策 室 長	杉山 月男	税 務 課 長	小笠原忠利
会 計 管 理 者	林 隆夫	監 査 委 員 事 務 局 長	山本 英利
教 育 長	石原 克己	教 育 部 長	近藤 鈴俊
教 育 庶 務 課 長	石川 典枝	学 校 教 育 課 長	村瀬 俊一
生 涯 学 習 課 長	寺田 和彦	ス ポ ー ツ 課 長	野村 清貴

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第1号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第2号	知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例	〃
議案第3号	知立市定住自立圏形成協定の議決に関する条例	〃
議案第4号	知立市税条例の一部を改正する条例	〃
議案第14号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について	〃
議案第16号	西三河地方教育事務協議会を設置する市町の数の減少及び西三河地方教育事務協議会規約の変更について	〃
議案第17号	刈谷市との間における定住自立圏形成協定の締結について	〃
議案第19号	平成22年度知立市一般会計補正予算（第4号）	〃
議案第26号	平成23年度知立市一般会計予算	〃
議案第29号	平成23年度知立市土地取得特別会計予算	〃
議案第33号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第34号	知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃

陳情第3号 西三河地区採択協議会の「調査研究報告書」の内容改善を求め
る意見書の採択を求める陳情書 不採択

午前10時07分開会

○山崎委員長

それでは、定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は13件、すなわち議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第26号、議案第29号、議案第33号、議案第34号、陳情第3号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第1号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号について、挙手により採決します。

議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第1号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第2号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号について、挙手により採決します。

議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第2号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第3号 知立市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中委員

おはようございます。

それでは、議案第3号 知立市定住自立圏形成協定の議決に関する条例に関して、議案第17号 刈谷市との間における定住自立圏形成協定の締結についても関連しておりますので、あわせて質問させていただきます。

先日の質疑においても、合併や広域連合との違いについてやメリットについてる御説明いただき、私なりに理解したつもりですが、やはり市民にとっても非常にわかりにくい内容であることは間違いないと思います。

既にホームページなどでも3月4日付で掲載されていますが、これで市民への説明責任が十分に果たされているのでしょうか。

この構想には、合併された町のように、自己決定権の消滅はなく、具体的な内容に沿って賛否を検討する必要があります。しかし、協定を結んだからの具体的な内容のビジョンを策定するという手続で、協定は議決が必要ですが、ビジョンは議決の必要がないので、これでは市民への説明責任は果たせません。

知立市には、まちづくり委員会という市民会議

がありますが、この定住自立圏に関して話し合わなかったことがありますでしょうか、お聞かせください。

○企画課長

まちづくり委員会のほうでかけたということはございませんでした。

○田中委員

わかりました。今回の定住自立圏構想というのは、行政同士の取り組みだけでなく、民間主体のいわゆる新しい公共サービスを実施するための制度であるとも考えられています。

先進的に、近くでは、美濃加茂市が中心市になっている事例もありますが、美濃加茂市もそういった取り組みとして、この定住自立圏構想を考えているという記載がありました。市民や民間非営利団体、いわゆるNPOが教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な課題を解決するために活力する力を新しい公共と呼びます。この力を支援することによって、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生するとともに、行政をスリムにすることにつなげていくことができます。

今回、協定を結ぼうとしている中心市も、強肩な民間活力を持っているとしてあり、知立市の民間活力との相互活用が期待できます。そうした意味で、こうした取り組みに関して、まず市民に広く理解していただく努力をして、さらに広く柔軟な意見を出していただくことも重要だと考えますが、いかがでしょうか。

○企画課長

委員のおっしゃるとおりかと私も考えます。当面は、形成ビジョンの策定に当たっては、私たち各市町の3市1町の企画担当課長、またその下に、一応その3市の課長、また刈谷市が事務局になるわけでございますが、ビジョンの策定会議というものを設けまして、その策定会議の下に、今度は各分野ごとの検討部会というものを作成していくという予定で刈谷市のほうも考えておるようでございます。刈谷市、また知立市の市民においても、いろいろと興味深い共生ビジョンも出てくるかと

思いますので、市民の意見がその中に反映されれば願ってもないことかというふうにも考えます。

以上です。

○田中委員

ありがとうございました。

やはり、もちろん役人の方の知恵は大変すばらしいものがあると思いますが、広く住民の方も柔軟な、多彩な才能を持っていらっしゃる方も見えますので、ぜひそういった方の意見も十分酌み出していただけるような構想にしていいただければと思います。

徳島市のちょっと例なんですけど、定住自立圏構想を進めるに当たって、彼らが、これはちょっと知立市と違って中心市という立場ではあるんですが、先進市に対して非常にユニークなアンケートを行っています。知立市は周辺市町村で、立場がちょっと違うんですけども、直接的に参考にならないかもしれませんが、中心市がどういうことを考えて構想を進めているかということが少し見えてきます。残念ながら、刈谷市はこの時点で制限していないので、このアンケートの中に記載はありませんでしたが、この定住自立圏構想に進むきっかけについての質問で、どういうきっかけで定住自立圏構想に取り組みましたかという質問に対して、最も多かった答えが、広域的な課題の対応というものが24%でしたが、全く同数、24%で、総務省の財政措置に期待して取り組むというものがありました。さらに加えて、総務省以外の省庁の支援措置に期待して取り組むというものも17%あり、全体の約4割が財政的な目的で取り組んでいるということでした。これは、中心市に交付される4,000万円と、周辺市町村に交付される1,000万円という、いわゆるにんじんが掲げたスローガンとはほど遠い不順な動機を感じてしまいます。

あわせて、定住自立圏構想に取り組むメリットとして、これまで取り組めなかった広域的な視点での新たな施策が展開でき、地域の定住促進に寄与できるというものが35%でしたが、これもまた全く同じく同数で、財政面を含めた国の支援がきたいできるというものが35%ありました。

さらに、あわせて、中心市において都市機能が集約的に整備できるとともに、協定により周辺市町村からも財政的な協力が得られるということを言っている中心市、こういった残念な意見もありました。こういった掲げたスローガンとはほど遠い中心市の本音を聞いて、当局どう思われますか。お聞かせください。

○企画課長

今の例のことから、今回、刈谷市と知立市が協定を結んでいくというところに共通点があるかないかといいますと、私の考えによりますと、刈谷市においては、決して知立市の財源を当てにするなんていうことは毛頭ないかと思えますし、お互いに両市が、知立市にとって、市民にとってメリットのあることだけを検討していくということが原則となってまいりますので、もちろん協定を結ぶことによりまして、総務省のほうからの財源措置等も頭の中に入れながら、両市が今後検討をすすめていくというふうを考えています。

○田中委員

わかりました。刈谷市と知立市は純粋な動機でぜひ進めていただけることを期待します。刈谷市の定住自立圏構想の宣言書を詠ませてくださいと、内容を要約すると、刈谷市には医療、産業、教育、交通、文化の施設が充実しており、周辺市町の住民も広く活用していくということをデータで掲載しています。ここでちょっと懸念されることが、こういったものが充実していることにより、逆に中心市にあらゆるものが集約されてしまい、周辺市町が弱体化してしまわないかということになります。ぜひこういった点を十分に配慮して、お互いがウインウインの関係を成立できるような協定となるよう、中心市のリーダーシップには必ずしも依存せず、周辺市であってもリーダーシップを発揮するような新しい形の定住自立圏協定を進めていただければと思います。新しい公共サービスの第一歩という考え方や、市民の意見を取り入れるということも踏まえて、副市長のお答えをお聞かせいただければと思います。

○清水副市長

今回の定住自立圏形成協定ですけれども、先ほど課長も申し上げましたけれども、知立市と刈谷市にとって、双方がメリットのある広域で対応することによってのメリットが見出せる、そういったものについて、具体的に検討していこうということが大前提でございますので、そういった意味では、現実にも今広域行政圏の中で、例えば公共施設の相互利用、これをそれぞれの市外、市内という料金設定ではなくて、同じように市内市民料金ということでの対応をお互いにしましょうというような取り組みがあるわけですが、こういったこともこの定住圏の協定の中で、さらにメリットのある取り組みがあるとすれば、そういったものをぜひ活用するような形で協議が進められるといいなというふうに思います。

具体的に申し上げますと、いろんな統計から言いましても、知立と刈谷市だけを見れば、非常に知立市の方が学校、あるいはお勤めに行かれるところで一番多いのはやっぱり刈谷市でございます。知立市に通学でお見えになる数が多いのも刈谷市から知立市です。こういった現状、現実もあるわけでございますので、そういったところがまたメリットも他市とは違うかかわりの中でも見出せるのではないかなと、こんなことも考えているところでございます。

いずれにいたしましても、双方が自立した自治体として、同じ立場でそういったメリットを見出してくる、そういった作業になろうかと思えます。

○田中委員

ありがとうございました。

副市長の大変心強い宣言を聞くことができましたので、この定住自立圏構想が刈谷市、知立市にとって双方、大変プラスになるものになるんじゃないかなということも期待できます。

最後ですが、やはりこういったことに関して、市民へ向けてのサービスですので、市民へ向けて今ホームページに軽くして掲載されていますけれども、さらにこういったメリットがあるのか、逆にこれをするによって知立市や刈谷市がお互いにどう発展していけるかというビジョンみたい

なものがまだやはり活字の中では見えてきませんので、ぜひそういったこともあらゆる手段を通じて市民に広く広報していただければと思います。

○企画課長

ありがとうございます。

私どものほうも、今後刈谷市と共生ビジョンを作成していく段階において、市民の皆さんのほうへその都度といいますか、公表できるようなところに参りましたら、ホームページまたは広報で市民の皆様にも十分周知をしていきたいというふうに考えております。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

○池田福子委員

定住自立圏構想、これはこの知立市にとっては非常に有効ではないかと思っております。

それで、ちょっとわかりにくいところをお聞きしたいと思うんですけども、先ほど田中委員のところの説明があったようですけれども、中心市が策定というふうになっておりますけれども、ここは知立市としてはどのようにかわれるのでしょうか。

○企画課長

形成ビジョンの策定については、事務局となります刈谷市が中心となって策定していくというふうになっております。そこに、知立、高浜、東浦の刈谷市も含めて、3市1町の企画担当課長、またあとは、刈谷市のほう、関係の施策、それぞれの分野ごとの担当の課長もそこに入って策定会議を開催していく予定となっております。原則といいますか、あくまでも共生ビジョンの策定は、刈谷市の策定ということで、今後策定に当たって、例えばいろいろと調査をするに当たって、コンサルを依頼したりだとか、そういったことがあった場合は、当然刈谷市のほうが全面費用負担ということで進めていかれるというふうになっております。

○池田福子委員

構想としては、あくまでも1対1の対等ということではないですか。どうでしょうか。

○企画課長

委員のおっしゃるとおりでございます。知立市と刈谷市、刈谷市と高浜市、刈谷市と東浦町という形で、決して知立市が東浦町、高浜市と今回の協定を結んでいくということではございませんので、あくまでも知立市と刈谷市のみ協定となります。

○池田福子委員

そこで、もう一つわかりにくいのは、これはいただいた資料なんですけれども、人口の定住を図る、これはすごく効果的だと思うんですけど、三つの視点というところで、生活機能の強化というのは、非常に有効だと思うんです。一つに、医療、福祉、教育、土地利用、産業振興とありますけれども、ちょっと具体的なイメージだけ教えていただけますか。このA、B、C、D、Eまで。

医療提携はわかるんですけど、福祉の提携は、例えば刈谷市とこの協定、構想でつながった場合、福祉の面はどのように対等に恩典を受けられるのか。

○企画課長

大変答弁遅くなりました。

今、委員のおっしゃるA、B、C、Dというのが、ちょっと私のほうで同じ資料の手持ちがございません。福祉の面というところでの協定ということでの答弁となりますけど、よろしかったでしょうか。

一応、今現在、まだ具体的な施策というのができ上がっておりません。福祉の面に関して、今後もちろん共生ビジョンを作成するに当たって、刈谷市、知立市の福祉担当の職員が共通して、両市にとってメリットのあるものということが出てきた場合には、そういった項目も含めて検討していくということになります。

以上です。

○池田福子委員

そうしましたら、教育面ではどうですか。

○企画課長

教育に関しても、まだ具体的な施策が特に決まっております。今後の共生ビジョン策定に当た

って検討していくというふうになっております。

以上です。

○池田福子委員

そうしましたら、残りの土地利用もまだ具体化されてはいないですね。具体的なイメージを持って、多分そういう接収に当たるとは思うんですけど、どうでしょうか。

○企画部長

今回、お願いをしておりますこの定住自立圏の関係は、後のほうで出てまいります議案第17号で具体的な協定書の内容をお願いしておるわけですが、この議案第17号の別表というのがついておるわけですが、今、協定を進めていく具体的というのか、余り具体的にはなっていないわけですが、分野としては、この議案17号の別表についております内容について、刈谷市と協定を進めていこうということでございます。

先ほど、福祉についてはどうだというようなお話があったわけですが、今言いましたように、今回、刈谷市と協定を進めていく具体的なイメージを持ってお話を進めてきたわけですが、特に福祉というものについては、今のところ、今回の協定の中身としては話し合ってはきておりません。

それから、教育の部分でございますが、議案17号の別表のところに教育という分野があるわけですが、その中で、特別支援学校の誘致という項目を想定しております。知立市としては、刈谷市が誘致を図られることについて、県へ施設の整備、教員の配置等を知立市も一緒になって要望していくと、こんなことを想定をして話を進めてきたということでございます。

○池田福子委員

多分、まだイメージとしてつかめていないとは思いますが、Eのところ、産業振興というのも一つの課題としてあるんですけど、私がどうしてこの辺でこだわるかといいますと、知立市民の皆さんにイメージでとらえてもらわないと、こういう構想というのはなかなか理解してもらえないと思うんです。住民の皆さんが、こういうふう

うだなというふうイメージでとらえられないと。

今のところ、まだ当局の皆さんもイメージではとらえられてはいないと思うんですけども、産業振興も重要な理解を深める手段でありますので、この辺のところもしっかりとイメージでとらえていただきたいと、そういう思いでおりますが。

○企画部長

今お話のABCといいますか、項目というのは、国が定めておる定住自立圏構想の要綱、この中で出てくる協定の中身といいますか、そういうものだと思いますが、先ほど言いましたように、今まで刈谷市が中心市宣言をされて、関係する市町と協定を結びたいというお話があったから、企画課を中心に協議を進めてまいりました。今回、先ほど言いましたような協定書を結んでいくについて、およそこんな分野で今回は進めていきたいというのが議案17号でございます。

先ほど、御質問者がおっしゃいますように、国の要綱では、土地利用ですとか、あるいは産業振興ということも分野としては対称になっておることですけれども、こら辺のいわゆる考え方はどうだというお話かと思いますが、これは刈谷市と進めてくる中で、今回は土地利用、あるいは産業振興というものについては協議をしてこなかったということでございます。

○池田福子委員

全く考えないのか、それとも順次手をつけていこうと思っていられるのか、いかがですか。

○企画部長

今回の議案17号のほうの協定書の内容を見ただけですと、この協定の期間というのは、平成23年の4月1日から平成33年の3月31日、協定書の第4条でございますが、この10年間を一つの区切りとして今回は進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。ただ、第5条には、協定の変更というようなことも記載しておりますので、この10年間の中でももう少し広げていくというようなことになれば、また議会のほうへお諮りをさせていただいて広げていきたい、こんな考え方でございます。

○池田福子委員

では次に、ちょっと本当に具体的なことを伺います。

本会議でも質問があったんですけども、中心地に4,000万円、それから周辺市に1,000万円というのを、もうちょっと具体的に教えていただけますか。事業をやるたびにそういう補助が来るのか。

○企画課長

こちらの地方財政措置につきましては、事業ごとにと申し上げますか、中心市と知立市のほうで、例えばある事業を今後検討していくということになった場合、知立と刈谷が同時に一つの事業を検討していくというふうになった場合に、その中で刈谷市には4,000万円、知立市には1,000万円という形での交付の予定もあります。ただ、これは決定をしておるわけではございません。国のほうが今後どういう形での措置額がどういふふうに決められるかというのがまだ決定しておりませんが、統一した事業を進めていくに当たっての措置というふうを考えております。

○池田福子委員

ということは、この金額なり、それからその意味合いなりはまだ未定ということですよね。まだ確定していないと、何回出るかわからないとかそういうことも含めまして。幾つもやれば何回でも出るとか、そういうことも、まだ未定ですね。

○企画課長

まだはっきりした金額、また回数等も全く来ておりません。

○池田福子委員

要するに、まだちょっとあれですよ、そちら側もまだまだちょっとに詰めないとわからないという、確定していけないという部分があるかと思うので、最後の質問をちょっと聞いていいかどうかかわからないんですけど聞きますので。

10年というふうにおっしゃいましたよね。平成23年から平成33年までの10年と。

先ほど、田中委員も言われていたんですけど、依存しすぎてという話もちょっと出ていたんですよ。

ね。10年の区切りは、一体その後はどうなっちゃうのか。例えば医療なんかだと、依存していた場合、ここで10年ですよというふうになるのか、その辺が私ちょっと危惧されることなので、そのまま続けていくものも当然出てくるとは思うんですけども、この区切りをどういうふうにか考えるか。医療なんかは依存しますよね、もちろん。それから、教育も、その養護学校とかそういうもので依存する面が多くなると思うんですよ。そのときの10年来たときはどういふふうになさるかしら。

○企画課長

本来、国の定住自立圏構想の推進要綱においては、年数は特に定めておりません。したがって、定めがないということですので、協定を結んだら引き続きといいますか、永年に続くような形のものかなというふうに解釈しておったんですけど、今回刈谷市のほうがあえてこの10年間とさせていただいたのは、一応この10年を一区切りとして、その都度協定内容の見直しも含めて検討していくべきではないかなというところから10年間というふうにさせていただいております。

また、引き続き連携を、連携が必要となったような事業につきましては、再度協定の提供の中で引き続き行っていくというような形での協定、締結というふうになると思います。

○池田福子委員

その場合、力関係とかも考えたくはないんですけども、例えば刈谷市がもう嫌だと言った場合、重要な案件でも負担が多いから嫌だと言った場合は、知立市はどうなりますか。

○企画課長

嫌だということを知立がどういふふうにお願いでするかということです。そういったことを協議して、締結していくのではないかなと考えます。

○池田福子委員

そうしましたら、一番最初の段階でその辺をしっかりと議論していただかないと、10年たった後には、終わりですと、サービスももう受けられませんと、そういう場合も考えられるものですから、その10年間の間に知立市もしっかりと自立し

ていく方法もかんがえなきゃいけないと、刈谷市と提携はしても、知立市も自立していく方向に向けなければいけないという考えが必要だと思うんですけど、いかがですか。

○企画課長

知立市が刈谷市のサービスを受けられなくなるというふうには私は考えておりません。反対に、刈谷市が知立市のサービスを受けられなくなるということでもないかと思います。あくまでも刈谷と知立の両市民にとってメリットのあることを考えていただくビジョンを上げていくということでございますので、年数が来たからサービスの打ち切りということは一切ないかと思えます。もし、お互いにそういったサービスを受けられるようなビジョンの策定となった場合は、その都度、今後の10年を過ぎるころになりましたら、その後のことも当然検討しながら、今のサービス提供をお互いに受けられるものを仮にあるとしたら、引き続き協定の中でもって進めていく、続けていくというふうになろうかと思えます。

○池田福子委員

ですから、私が言いたいのは、住民の皆さんをしっかりと巻き込むことと、今後のこと、協定を結んだからもうこれで安上がりで捨ててしまうとか、そういうことをかんがえずに、しっかりと進めていくことが大事じゃないかなということちょっとお尋ねいたしました。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

○佐藤委員

私、インターネットで、平成20年12月26日付の都道府県、また指定都市市長殿ということで、総務省の事務次官と、推進要綱についての通知と、これは古いか新しいか、ちょっと最新のものが出ているかわかりませんが、これを少し読んだところ、一番最初のページにいろいろ書かれて研究し、こうした構想を具体化すると、基本的な考えを取りまとめたということで、定住自立圏構想推進要綱を作成したと。さらに、またということで、合意企業政権計画策定要綱及びふるさと

市町村圏推進要綱については、平成21年3月31日をもって廃止をするということが書かれているんです。そうした関係の中で、今まで広域行政ということで、衣浦東部広域行政圏ということで、毎年予算も計上されて、それぞれに広域行政権のそうした計画も発表されてきたかと思うんですけども、私勉強不足なものですから、ここで見たところ、廃止をされるということで、現在の広域行政圏はどうなっていくのかなということにつきまして、ちょっとお知らせ願いたいんですけど。

○企画課長

今、委員のおっしゃいましたとおり、平成20年度に国の広域行政圏計画策定要綱が廃止されました。その後、この5市の中で、今後どうするのかという話し合いが平成21年度から検討されまして、昨年の、1月か2月かと思いますが、その5市の広域行政圏の会議の中で、今後も一応5市として取り組むことが、やはり圏域市民の利便性の向上や、効率的な行政運営にする施策については、連携を図っていくことが必要ではないかなということで、引き続き5市のこの広域行政圏も進めていくという決定をされております。

○佐藤委員

それで、今回は議決の3号と、それから17号で刈谷市との協定の議案と、関連のところそういうことを聞くわけですけども、それでは、これはこれとして定住自立圏はやられるわけですけども、これは、中心市と周辺市1対1ということですけども、今まで衣浦東部でやられてきたわけですけども、余り議会の中で計画についてそう議論されることもなく来たのかなというのが私の率直な印象でありますけれども、そうした計画というものが、これからも連携が必要だということになりますと、当然一定期間の計画を調整しながら策定していくと、こういうことになろうかと思うんですけども、そして仮に刈谷市と結んだ場合に、今別表のほうに掲げられている事業等も、そういうところに盛り込まれていくのかどうか、広域ではありますけれども、整合性を、例えば刈谷市でいけば、5市の中では高浜市、知立市が刈

谷市の周辺市ということで協定を結ぶと。全体としての広域は5市ですけれども、そうした中でこの広域行政圏のそうした計画を持つときに、そうしたのも若干盛り込まれるような方向もあるのかどうか。ただ、5市で盛り込んでいる計画と、ここで盛り込もうとしている、検討しようとする計画とはちょっと違いがあるのかちょっと私勉強してきませんでしたけれども、それはそういう関係の中でどういうふうになっていくのか。

○企画課長

5市の広域行政圏につきましては、やはり5市のもの。今回の定住自立圏は、刈谷と知立のものということで、ちょっと考えといたしますか、今後の施策等についても、それぞれ5市でやるもの、また2市でやるものと、大なり小なり施策も変わってくるのかなというふうに考えます。

今回、定住自立圏というのは、これまでの広域行政圏の施策を計画するに当たっては、当然のことながら、5市の意見統一が必要だったものが、今回は刈谷市と知立市2市で進めていくことが可能な施策が出てくるというふうに、そこも一つのメリットかなというふうに考えます。

○佐藤委員

それで、今までの広域行政圏計画というのは、議決事項でもありませんでしたし、予算計上もされてはおるけれども、その中で具体的な事業を何かやったと言うものでもないような気がして、それぞれが総合計画なり実施計画というか総合計画、そういう方向性を調整しあうような計画がそれぞれの市の計画を一つの5市の計画に盛り込んだ形でのものだったのかなと。何かを前にぐっと進めてきて、広域行政が進んできたというような関係のものではなかったような気がするんですけども、果たしてきた役割はどんなものがあつたんですかね。

○企画課長

5市の役割といたしますか、これまでの中でやはり一番思いつくのは、キャッチ、ケーブルテレビ、またピッチFMですか、そいつの設立、そういったものに、一番今思いついたのはその事業かなと

いうふうに考えました。

○佐藤委員

私、消防の合併は合意のなかでやられたかもわかりませんが、そうした消防の合併もやられて、広域のそういう中でやられてきたのかなというイメージを持っていますけれども、その辺はどうですか。

○企画課長

一番、委員の今おっしゃる広域連合が、私一番最初に上げないかんかったというふうに今反省しております。

以上です。

○佐藤委員

そういう形で、今後、広域行政圏というのがどうなっていくのかということが従来どおりの中身でいくのか、1対1の協定を結んで、そことの整合性や、進むべき方向性がどう調整されていくのかなというところがまだまだ見えてこない感じがするんです。別表の中でさまたげないでいただきますけれども、確かに刈谷市との結びつきは刈谷市へ通勤、通学ありますけれども、しかしながら、安城市においても、豊田市においても、知立市はどの分野を向いても向いているわけで、たまたま安城市や豊田市が中心市宣言をしないということで、刈谷市との間での市民の利便性は高まるけれども、その他がおざなりになっちゃいかんわけで、そうした点も、今回1対1で結ぶということに当たっても、5市は安城ですけれども、豊田市も含めてそうした連携が私は必要なんだろうなと、それぞれが自立しながら必要なんだろうなというふうに思いますけれども、その辺の認識だけお聞きしたいと。

○企画課長

私も委員のおっしゃるとおり、今後安城市、豊田市も中心市という形で手を挙げられたときには、持ち主が両市の周辺市という形で協定を結んでいくということをいろんな市民のメリットを考えた場合、そういった協定も必要になってくるのかなというふうには考えます。

○佐藤委員

本会議では、中心地、周辺市ということで、イメージ的にはそれぞれ自立し、対等、平等だということを言われるけれども、どうも中心、周辺というのはなかなかすっきりとなじまないというのが率直な感想です。

それで、今回は、この通知を見ますと、3大都市圏への人口流入を回避をし、またそれ以外のところの人口減少を回避するというようなことが中心になりながらやられていて、そういう意味においては、一番の問題というのは、3大都市圏は想定はされていますけれども、それに重きを置いている計画ではなくて、その3大都市圏の区域外に所在するというのが一番の眼目で、しかしながら、ここは3大都市圏の区域内に所在しても、その3大都市圏への就業就学人口が何か数値がありますけれども、0.1未満だとか、そういうことがあって、刈谷市も中心市として名乗りを上げることだろうと思いますが、本会議でもちょっと議論になりましたけれども、そのことろだけ教えてください。

○企画部長

中心市になる条件といいますが、これは今御質問者がおっしゃいますように、人口が5万人以上、そして昼夜間人口が1以上、そして知立市の場合には、この3大都市圏というところに入りますので、名古屋市への通勤、通学割合が全体の1割未満ということでございまして、知立市の場合にはたしか0.11だったと思いますが、これには該当しないというようなこともありまして、知立市は中心市にはなれないということになります。逆に言うと、こちら辺では、刈谷市、豊田市、安城市というところが中心市になれるということであって、また知立市はその中心市の周辺市町村になり得るということでもあります。今回は、刈谷市が中心市の手を挙げられたということでございまして、この住民の利便性、あるいは広域でやったほうがよりメリットが大きいというものについて、お互いに協定を結んで進めていこうということでございます。

○佐藤委員

先ほどの通知を見ますと、定住自立圏形成協定の締結にかかわる留意事項というものが書かれておまして、ちょっと読みますと、一つは、定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要であると。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ当該市町村のホームページを含めたインターネット等、各種広報媒体や住民説明会を通じて定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものというふうにあるわけですね。これについては、大分以前のときに議会のほうには定住自立圏を刈谷市と結びたいと、刈谷市が中心宣言をしたのでということが言われ、今回これが提案されてきたわけですが、議会にはそういう形にはなっています。ホームページにも、刈谷市の中心市宣言、これも載っています。しかし、本当に地域における合意形成の過程を重視することが特に必要だと、こういう問題についてどのような取り組みをなされてきたのかなと、ここを聞きたいです。

○企画課長

今、委員のおっしゃいましたホームページと住民説明会というのもそちらに書かれておりました。当市においては、刈谷市、高浜市、東浦町も含めて3市1町では、当面はホームページのほうを立ち上げまして、立ち上げたのがちょっといつのころかというのはちょっと記憶に存じていないですけれども、ことしに入って早々かというふうに思っております。昨年末だったかもしれませんが、そのころ立ち上げまして、一応そういったことを私どもとしては今こういったことを行っておるといことはホームページでは周知をさせていただいております。

○佐藤委員

これは、やっぱり合併ではないですけども、両市の相互乗り入れというか、協調しながら市民の利便性を深めていくということなんだろうとは思いますが、ホームページだけで本当になんのかと私は思うんです。ホームページはいつ立ち上げたのか、これについてちょっとお知らせ

願いたいというふうに思うんですけども、合意形成の過程を重視するということを言っているわけですよ。ホームページに立ち上げただけで合意形成の過程を重視した取り組みになってきたのかということが、この通知を見ると問われているんじゃないかというふうに思うんですけども、ちょっとホームページだけの周知という範囲においては、ちょっとこの議決、それから協定の問題について軽く考えておられるんじゃないかなという気がしてしょうがないんですね。

さっき田中委員が、知立市はまちづくり条例もあるし、まちづくり委員会もあると。そうしたところであったのかと聞いたら、なりませんということをお答えにられました。そしてさらに、区長会等を含めて、その範囲でいいのかどうかわかりませんが、そういうところについてのお知らせや、そういうこともやられていないとすると、この通知が求めている合意形成にはちょっとほど遠いんじゃないかと、内容がいいか悪いかということは別です、それは。その辺はどうなんですか。

○企画課長

私どものほうも、ホームページだけではという気も個人的には思います。協定の中において、今市民の皆さんも協定書の案をホームページにも掲載させていただいて、のぞいていただいております。まだその協定書の案につきましても、具体的な施策までが当然のことながら出ておりませんし、今後、両市のほうで共生ビジョンを作成していくに当たって、順次市民の皆様の方にもいろんな形で周知をしていくというふうに考えております。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長

先ほどのホームページへの立ち上げが、年末だったか、年明けだったのか、はっきりした答弁ができませんでした。調べましたところ、今年に入って、1月に入ってから立ち上げをさせていただきました。失礼しました。

○佐藤委員

それで、1月から立ち上げたわけですけども、インターネットをできる方がすべてではないわけですけども、アクセス数はどれぐらいありましたか。合意形成にふさわしいほどのアクセス数があったわけでしょうか。

○企画課長

ちょっと、アクセスの件数までは承知しておりません。

○佐藤委員

私、こうした大事なことについて、住民の合意形成を重視するということを通知の中でうたわれていて、これはそういうふうになっておりますけれども、いかがかなというふうに思うんですよ。それで、具体的に時系列で言うと、刈谷市が中心市宣言をするということが言われ、そして具体的に中心市として刈谷市がされたわけですよ。いつやられたのか、ちょっとこの資料を見てもぼっと出てこないんですけども、いつやられて、そして具体的に、今回議決、また協定内容の締結をするために、先ほど企画課を中心に刈谷市と進めてきたと。それぞれの部門については担当ということも答弁ありましたけれども、時系列について、どういう流れで協定を練り上げてこられたのか、そしてその過程の中で今回提案ありましたけれども、その間の一連のスケジュールというか、ちょっとその辺明らかにしていただいて、それで1月にホームページは立ち上げたというものの、具体的な合意形成についてはちょっと問題があるのではないかというふうに思うんです。その辺をちょっとお知らせ願いたいなど。

○企画課長

ちょっと日にちまで詳しく存じておりませんが、5月に入って、こういった定住自立圏構想の推進連絡会議といいますか、そういった名称で企画の

担当者、担当課長を含めて会議が持たれました。その後、数回にわたり、7月、ちょっと申しわけございません。何月というのが日数までちょっと記憶に存じていないんですけども、3回、4回、そういった形の会議を経まして、今の状況に至ったということでございます。

なお、刈谷市の宣言、そちらについては平成22年の4月1日に宣言をされております。

○佐藤委員

それで、この推進連絡会議ということが持たれ、これは刈谷市と御一緒に協定に向けて、概要というか、今回の別表のところを練り上げてきたそうした会議で、そうして今回の成案は今回提案されているわけですけども、この成案は大体いつぐらいにやられたものですか。

○企画課長

最終的に、刈谷市のほうと協議してきた中で、何度かこういった協定書の案を出てまいりました。その中で、協定書のほうについております別表のほう、そちらのほうを中心に見直しは何回か持たれまして、これは高浜市、東浦町とも関係が生じてまいりますので、そんな3市1町の中で協議してまいりまして、たしか12月の頭ぐらいには最終案が、一応案としてでき上がったものというふうに記憶しております。

○佐藤委員

そうすると、去年の5月くらいからそうした連絡会議を何度か持たれて、12月の初旬に今度の協定の案が別表を含めて取りまとめられてきたということですよ。だとするならば、1月にこのホームページは立ち上げたものの、その間、合意形成のためのさまざまな説明や広報がなされてしかるべきだというふうに私は思うわけですけども、そのような通知になっているわけですので、そういうことはホームページ以外は全然念頭になかったということですか。

○企画課長

当市といたしましては、ホームページでのアップしかそのときは考えておりませんでした。

○佐藤委員

これで、合意形成が図れる、またはここに提案されて図れた、審議会はともかく市民合意ということで合意形成と、この点で、企画部長、どんな認識をお持ちですか。

○企画部長

確かに、国の要綱では、いわゆる住民の合意形成ということが取り上げられておるということでございます。このホームページだけでいいのかどうかということは確かにあろうと思いますが、先ほど企画課長から御答弁をさせていただいたように、いろいろ刈谷市との協議を進めてきて、ある程度案ができ上がってきたのが12月だということでございます。そうしたことと、この議案として議会のほうへお示しをするということも、この議案として出すということが決定をするのが、3月議会ですと1月ということでございますので、そうしたものとあわせるような形で、このホームページへも掲載をしてきたということがありますが、ただそれがホームページだけでいいのかということがあるわけございまして、これはもう少しいろんな形での市民の皆様へのPRということも必要だったのかなということは反省の材料ではあるのかなというふうに思います。ただ、まだ具体的な内容について、なかなかお示しをすることができないような状況でございます。今回の協定書の案といいますが、議案として出させていただいておりますものも、まだまだこれから刈谷市と協議をして、中身を詰めていく、こんな段階での協定書でございますので、なかなかこういうものを市民の皆様にお示しをして、理解を得るといってもなかなか難しいかなというふうにも思っておりますので、これからは具体的なビジョン策定ということに当たっては、知立市と刈谷市、あるいは高浜、東浦と、こうしたところと歩調を合わせながらやっていくということでございますので、この具体的な内容が決まってまいりましたら、市民の皆様にはお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

具体的な中身になっていないから、市民に理解

できないというようなことを言われましたけれども、例えば、これから具体的な中身に踏み込んでやるわけですけれども、こうした中身を、別にこれはパブリックコメントをやるのがどうのこの、パソコンでインターネット上でやるのがどうのこのはともかくとして、さまざまな機会をとらえて、今度、刈谷市と知立市はこうした協定を結びますと、こうした項目で現在のところ、合意ができそうだと、この分野について皆さんの御意見を伺いたいぐらいをやられるのは当然じゃないですか。ビジョンが示せないからできないということじゃなくて、やっぱりそのところからちょっと日ごろ説明責任や、そういうことが言われているわけだけれども、ちょっと問題があるなどというのが私の感想ですけれども、林市長、この点で、あなたはいつも説明責任や、そういうことが言われておるわけで、市民との協働も言われているわけで、そうした点で、この一連の経過、取り組み、周知について、どんな見解かお示ください。

○林市長

合意形成については、この定住自立圏構想の今回の条例案にかかわらず、常に必要だと思っております。この合意形成をするやり方として、今ホームページで出させていただいております。それだけで、附則で広報とか、あとまちづくり委員会に流すと、いろいろな形があったかなというふうに思うわけですが、一方で、今部長が申し上げましたように、まだまだ具体的にどういうふうにしていくかということがなかなかまちづくり委員会なり、いろんな市民の皆様方にお示しするときになかなか難しかった面もあったかなというふうに思うわけがあります。そうした中で、このことについては、もう議員の皆様方にはもう以前に中心地宣言ということの説明させていて、非常にこの中心地、そして私どもが周辺市になるわけでありまして、そうしたことを非常に佐藤議員がおっしゃられましたように、大事な案件でありまして、最終的にはやはり市民の代表者であります皆様方の御指導、御意見をいただ

きながら、相乗合意、住民合意として可決させて、御理解をいただいて可決をさせていただきたいなという思いでございます。

○佐藤委員

いろいろ言われましたけれども、率直にスケジュール、その他立て込んでいたかもしれませんけれども、率直に今足りなかったということをお認めになればいいと思うんですよ、私は。そのことを言わないで後からいろいろ言って、そういうことじゃないと、そこはやっぱり大切なところで、ぜひ認識していただきたいというふうに思います。

それで、もう一つですけれども、先ほどから費用の問題が中心市4,000万円、それから周辺市1,000万円というふうに言われておりますけれども、ここに平成22年の4月30日で地方財政措置についてというのもまたホームページでとれますよね。これを見ますと、中心市においても、定住自立圏共生ビジョンに基づいて実施する事業、定住自立圏共生ビジョン懇談会等に要する経費に対して、以下のとおり特別交付税措置を講ずるというような形でいろいろありますけれども、4,000万円、1,000万円、計算式があるわけですが、ただし、それにおいては、事業費から国庫補助金等の特定財源の額及び他の特別交付税措置の算定項目により措置された額を控除した額に限るものという形があって、いろいろあるわけがありますけれども、今別表の中で示されているものがそうした関係との中で、満額の4,000万円、なおかつ1,000万円と、補助についても、単純にそれだけ措置されるのか、事業費に応じて措置されるのか、その辺の先ほどの答弁ではまだはっきりしないところがあるということですが、少なくとも、ここの中で通知されていることについてということに皆さんのところにも当然来ているわけですので、そうした点で単純に4,000万円、1,000万円という話をされますけれども、もうちょっとその辺噛み砕いてお知らせ願えたらというふうに思いますけど、どうでしょう。

○企画課長

私どものほうも、今後その市の施策、刈谷市と

一緒に考えていく施策において、刈谷市4,000万円、知立市が1,000万円という形のことを、これは上限でございまして、もちろんそこまでいただけないということも当然考えられるわけでございます。まだ、大変申しわけございませんが、刈谷市、知立市の中においては、そういったどんな施策かということが具体的に決まっておりますので、その辺だけはまずちょっとまだ御答弁できないというふうになります。お願いいたします。

○佐藤委員

わかりました。また具体化されるようでしたら、これからしていくわけですので、ぜひその辺もお知らせを願いたいなというふうに思います。

それで、具体的に別表のところをお聞きしたいんですよ、私。まず一つは、医療、健康ということで、取り組みの内容と、刈谷市の中心市のやつを見ますと、具体的には、刈谷豊田総合病院を中心とした地域医療ネットワーク等の形成に関する支援というのが中心市の中身で、周辺市との連携が想定される取り組みというものが書き込まれております。そして、具体的に今回刈谷豊田総合病院という名称は出てきませんが、そうしたことが内容としてあり、甲乙の役割がありますけれども、これについて、こういうふうなんですけれども、知立市の担当者は、この医療の分野において連携しようということでありまして、知立市における医療の分野における課題、問題点、こういうことについて当然問題意識があるからこれで連携すると思うんですけれども、知立市における医療分野におけるこの問題点や課題、それについてはどのような認識をお持ちなのか。やっぱりそこが問題点や課題がそれなりに皆さんでお持ちになられて、そしてこうした分野について連携しよう、当然そうなるわけですので、その辺は現在の問題点、課題についてどんな認識をお持ちなのか、ここをお聞きしたいです。

○企画課長

例えばの例で申し上げますと、今現在でも知立市内の病院にかかられた市民の方が、その病院ではちょっと対処できないかなということで、刈谷

総合病院のほうに紹介をしていただくような方法をとられておると思います。そんな中で、今私どものほうで考えるところでございますが、そういった刈谷市の刈谷総合病院と、知立市内の病院との間で電子カルテを利用して、診療情報の共有が考えられるのではないかなというふうに思っております。それが一つの施策かなというふうに考えます。

○佐藤委員

電子カルテというのは、パソコン上で、刈谷の病院へ行くことすべて紙式のカルテではなくて、病棟やその他看護師がパソコン入力で行われているということは、全部かどうかは知りませんが、私も承知しています、それは。ただし、皆さんがそう考えてよかれと思うことではありますけれども、今はそういうことで利便性があるということを言われたんだけど、私が聞いたのは、知立市における医療の課題、問題点、これについてどんな認識かということをお聞きしています。というのは、各病院、委員が、いいか悪いかは別にしても、大学の系列その他を含めて、それぞれ相互に医師の派遣やそういうことを、ほとんどどこどこだったら保健衛生大学だとか、どこどこだったら名市大だとか、そういう関係の中で、医師の派遣等も受けている実態があるわけなんですけど、これは地域の病院ということでありまして、今の答弁だけでは、現在の知立の抱えている医療の課題、問題点について、余り明確な認識を持って今回の協定に望んでいるなという感じは見えないんですけど、その点、もう一度。

○企画課長

私自身が認識不足ということでの発言でございますが、先ほどの発言は。今後、共生ビジョンの作成に当たっては、担当となる健康増進課のほうの職員も入り、刈谷の担当の職員とも一緒に協議していくという形でビジョンが図られるというふうに考えております。

○佐藤委員

それでもう一つこの問題で聞きますけれども、当然、刈谷総合病院も刈谷医師会に入っております

思うんですよね。そして、刈谷医師会知立支部で
すかね、知立の場合は。ちょっとその辺はつきり
しませんけど、だと思っんですけど、この協定を
作成し、そうした方向に行くという中で、そうし
た市内の医療機関、その他について、意見を聞い
たり、そういうことはなかったんですかね。これ
からビジョンの中で具体化していくというものの、
具体的にこの分野締結していこうということであ
れば、少なくとも市内の病院、委員の皆さんから
今現在の知立市の医療における問題点はこうこう
こういうふうで、こうした分野、具体的には今言
ったようなカルテの電子化、共有化ということも
出てくるかもしれませんけれども、そうした取り
組みはなされなかったんでしょうか。

○企画課長

今回はそのような取り組みは行っておりません。

○佐藤委員

やはり、ひとつそうした計画を立ち上げてやっ
ているときに、確かに国のほうがそういう形でそ
うした方向がいいだろうと、またお金もつきます
よということが来たとしても、少なくともそれを
当該の関係するところにお話を聞く、打診をする、
意見を伺う、そんなことがないとやっぱりいかん
じゃないですか。もちろん、これから具体的にそ
のビジョンを詰めていくということでこれからや
られるということは承知はしていますけれども、
先ほどの合意形成だって、少ない分野かもしれま
せんけれども、当該の人たちの御意見をお聞きす
るというだけでも合意形成の一つになるんですか。
じゃないでしょうか。その分野でちょっと、何と
いいますか、計画をやっぴり市の職員、担当者だ
けで詰めてどんどん進めるということについても
いろいろ問題があるなというのが私の意見ですけ
れども、どうでしょうか。

○企画課長

今、委員のおっしゃることは私も十分承知しま
した。私どものほうがいろんなところで今の医療
関係については医師会、また住民の方にもいろん
なところでもう少し早く御報告、公表ができれば
よかったかなというふうに私自身は反省しており

ます。

以上です。

○佐藤委員

確かに、1対1の刈谷と結ぶということですが
ど、圏域でいけば中核的な医療機関は、何も刈谷
豊田総合病院ばかりではありません。安城更生病
院もありますし、八千代病院もありますし、さら
に圏域から離れて藤田総合病院に行く方もおられ
たり、さまざまです。

だから、その辺を含めて、もちろん1対1で刈
谷総合病院の関係の中ではよくなるかもしれんけ
れども、しかしそうしたことも配慮することも当
然必要で、そうしたところとも、何と言うか、お
金は交付税措置されてこちらが有利になるわけ
ですけれども、当該患者はそれぞれ病院を選ぶ権
利があるわけですので、そうした点では、そうした
ところはもちろんですけれども、そうした以外の
ところもちょっと問題意識を持ってやることも必
要ではないかなというふうに思いますけど、企画
部長、そうした点では、確かに私医療の専門家
でも何でもない、電子カルテ一元化でそういう遠
隔の病院からのアドバイスやそういうことを受け
ながらやったり、いろいろいいことがあるんだら
うと思うけれども、市民の皆さんで病気をお持ち
の方はそれぞれ病院を選択しながらやられている
もんで、そうしたところとの、連携はお金が出
ないと思っただけけれども、もうちょっとそ
の辺も考えてもらわないかということだけだね。

○企画部長

確かに、おっしゃいますように、ちょっと先ほ
どの御質問の趣旨もそういう部分が含まれてお
ったのかなというふうに思いますけど、刈谷市
だけではなくて、隣接する安城、豊田、こうした
ところも視野に入れながらということかなと思
いますが、今回は、刈谷市が中心市宣言をされ
たということで、この宣言をされた刈谷市と知
立という関係からすると、少しでも住民の利便
性、こうしたものが図れるものは何かないか
ということ、今回協定を結んでいこうという
ことでございますが、確かに、一つ病院をと
ってみても、通ってみる

のは刈総だけではないということでございます。そうした意味では、ほかの病院との関係も頭に入れながらといいますか、そういうことは必要であろうというふうには思いますが、これはなかなか知立市だけではなかなか進まないということがあろうと思いますので、これは全体的な医療ということから見ますと、愛知県なり、県なりが力を入れてやっていただけると、よりうまく、また早く進むのかなというふうに思います。今回は、刈総を中心とした医療ということを考えております。この部分については、刈谷総合病院が中心になっていただくことになろうと思います。また、行政というよりも、医師会が中心になってやっていただく話であろうというふうに思いますので、こうしたところの意見も聞きながら、できることを進めていきたいと、刈谷市ともこんなお話をしていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

それから、教育ですけれども、先ほどの説明では、特別支援学校の誘致と、刈谷市が誘致する場合には、知立市も愛知県施設整備、教員配置等を要望していくということであります。今、これは、特別支援学校という形で、この辺であるのは岡崎だけですかね。ちょっとその辺の状況を教えてもらえますか。

○石原教育長

今まで、盲学校、聾学校、養護学校という呼び方をしておりましてけれども、すべて特別支援学校という名前に変わっております。このあたりでありますと、安城に養護学校、これは知的障がい、それから情緒障がいの子供たち、それから岡崎の盲、聾はわかると思います。岡崎の養護学校は、肢体不自由な子供たちであります。それから、近くでいいますと、大府は病虚弱、港のほうも肢体不自由、それから豊田市には、豊田市立の養護学校、これは、岡崎養護は本宿のところにありまして、大変遠いということで、豊田が独自でつくったと。それで、建物と土地は豊田で、ただ教員だけは県から派遣と、そういう形で豊田市立の養護学校はできております。近隣の状況という、そ

の辺だと思います。

○佐藤委員

今、そういう形で紹介をされましたけれども、今はそうすると余り勉強不足で大変恐縮ですけれども、刈谷市が誘致をしたいと、この特別支援学校というのはどういう分野のものでしょうか。知的なのか、肢体不自由児なのか、両方あるのか、その辺はどんなものでしょうか。そしてまた、知立市としても、そうした安城の養護学校はマンモス学校になっちゃって、もう大変だということで新たなものという声が上がっているわけですが、そうした環境の中で、刈谷市はどんなものを誘致しようとしているのか、その辺どうでしょうか。

○石原教育長

どういうものかというお尋ねでありますけれども、今、安城養護、ちょっと一つ忘れまして。みあい養護というのが、つい最近安城がいっぱいになってしまったので、分離独立したということで、そういうふうと考えていきますと、県のほうがさらに安城養護の分校のような、分離独立のものをつくるというのはまず考えられないような気もいたします。そうしますと、今知立で一番ほしいのは肢体不自由であります。肢体不自由は、先ほどお話ししましたように、本宿まで行かなければいけない。逆に、もう一つは、港養護があるわけです。

私が以前、教育委員会におったときに、そういうことで保護者の方が、港のほうへ、本来港じゃないわけです。岡崎養護へ行かなければいけないわけです。弾力的運用をしていただけるわけです。ありますけれども、引っ越されました。そして、港養護へ行かれました。そういう肢体不自由の子供、豊田も同じように肢体不自由の子が本宿まで通うのは大変だということでつくられたと。だから、今一番知立市として要望したいのは、肢体不自由であります。ただ、肢体不自由はそんなに数多くないので、これは一緒になって、それからさらに盲、聾は岡崎にはありますけれども、こちらにはないので。養護学校は安城にあるという。だからできれば、ちょっと教育長と話したことがある

けど、総合的な特別支援学校ができないだろうか、盲、聾、養、肢体不自由、病虚弱は、病院との連携もありますので難しいけれども、そういった肢体不自由を中心とした盲、聾も一緒になったような総合高校じゃないけれども、そんなようなものができるといいねと。ただ、つくるところも問題で、余り離れたところへつくるといったら、例えば安城養護へ行ったほうが近い、岡崎へ行ったほうが近いと、そんなことはないけれども、できるだけ近くへつくっていくと。そういうことでないと、知立としてはなかなか難しいなという話はしたことがあります。

○企画部長

今、教育長のほうから、知立市の規模といいますか、そんなようなお話があったわけですが、まだ定住自立圏構想に基づく刈谷市との協議の中では、具体的にどういふ特別支援学校だということまでは協議をしておりません。刈谷市がどんな規模を持ってみえるのかということもまだ未定でございますので、これからの協議の中でこうしたことも、知立の要望というようなことも含めて、また刈谷市とお話しをしていくのかなというふうに思っております。

○佐藤委員

この具体的に、とてもいいことだというふうに思いますけれども、これは、例えば協定を結ばないと、協定を結んでやるのがいいのか、むすばないでやるのがいいのかというのはいろいろあるかと思うんですけれども、その辺は、例えば誘致をすると、お金が出るということも、特別県に要望するということだと、お金が出るという話じゃないと思います。ただ、先ほど教育長が言ったように、土地は土地、建物ですか。それから、豊田のように、刈谷市と知立市が出し合ってつくるといふことで、教員配置をしてもらおうということなどが今紹介されましたけれども、そういうことをやるにはお金が要るわけですが、そういうことじゃなければ、県にしょっちゅう陳情に行く、要望に行くという範囲の話ですけど、これはどんなことを想定されて、この分野にいいこと

だけでも盛り込まれたのかなというふうに思います。

○企画課長

こういった問題が、定住自立圏のこうした協定を結ばなくてもできるものじゃないかということですが、やはり、先ほど来、話が出ております地方財政措置というところを考えれば、協定を結んでおいて、またその協定を結んだ中で進めていったほうが、何らかの措置がいただけるものというふうなメリットもあるかなというふうに考えます。

○佐藤委員

わかりました。

それで、その他というところで、公共施設の利用促進ということがありますが、今現在は、これについてはどんな状況になって、そうした上に立って、さらに進めるということであろうかと思うんですけれども、利用料金がどういふ体系で相互乗り入れ今やられているというか、これは衣浦の行政圏でもこの間やられてきたことだと思うんですけど、どうでしょう。

○企画課長

公共施設の利用料金につきましては、今現在、衣浦東部行政圏のほうの5市の中では、すべてが同一料金、知立の方が刈谷、安城、高浜、碧南等の施設を使っても、それぞれの各市の住民の方と同一料金というふうになっております。

今回、公共施設の相互利用については、東浦町は刈谷市とはそういった連携がございませんので、東浦町は具体的に刈谷の施設を利用する際、随分そういったメリットがあるのかなというふうに思いますが、今後、知立市については、そういった社会教育施設以外の公共施設についても、随時担当部署のほうで検討を進めていっていただきたいなというふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、社会教育施設以外というと、どんなものが、ちょっとぱっと私出てこないんですけれども。

○企画課長

これは、まだ本当に案の段階でございますので、どれだけ進むかということははっきりしたことは申し上げることはできませんが、例えば、火葬場ですか、今現在、知立にも火葬場がございます。また、刈谷市も青山霊園ですか、火葬場がございます。今現在も、知立の方が刈谷の斎場を使った場合は、刈谷市民よりも知立市民のほうがうんと高い使用量を払っておると。そういったところが他の施設と同じように、知立市民が刈谷の斎場を使っても、刈谷市民と同額になるような、そういったことができないかということは検討していきたいなというふうには考えております。

○佐藤委員

それは、知立市としての立場でそうした利便性を図りたいということですけど、刈谷市のほうは、例えば、今十分対応できているのに、知立市の葬儀場を使うというのは余りないのかなということですけども、そのほかは、知立市にとっては、青山斎場を使うという点で、刈谷市と同一料金ならば、刈谷市も火葬場の問題もあるわけですけど、それはそれとしてそういう利便性が高まるというのはいいわけですが、そのほかはどうでしょうか。

○企画課長

いろんなところで、刈谷市民、知立市民が料金が違うような、また施設の利用に当たっては、多少の差があるというのが出てくるというのも今後調査をさせていただいて、両市民にとってメリットのある方向で進めたいと思っております。具体的に、ちょっとほかの施設というのがちょっと思い浮かびません。失礼しました。

○佐藤委員

大枠としてそういうことがよかろうということは、この中身から見えてきますけれども、具体的にはまだイメージが、火葬場のことを言われましてけれども、知立市だけがこの刈谷と同一料金になって、それはいいことだけでも、それがすんなりまとまっていくかということになると、これはまた別の問題だなという気もしますけれども、それ以外に今のところは余りイメージができていないというのが現状みたいです。そのほかにも、バ

スがありますけど、バスが公共施設バス、それからミニバスというような形で、結節点の検討を行うと、主要な施設への乗り入れ、または結節拠点の検討を行うと、こういうことでありますけれども、例えば、これなんかについてだと、この10年のスパンの中であるわけですけど、早くできる、可能性のあるものの一つじゃないかなというような気もしますけれども、この辺はどんな問題意識を持って、今のそれぞれの公共施設バス、またミニバスについて問題意識を持って、相互乗り入れをより進めようとしているのか、その辺だけ。

○企画課長

当市におけるミニバスについては、非常に路線も多く、充実しておるのかなと。他市、高浜市、刈谷市、東浦町に比べれば充実しておるのかなというふうに考えます。ただ、今現在、例えば仮に刈谷総合病院のほうには、東浦町も高浜市も直通のバスが行っておると。そういったものも知立も考えるのかどうかということは、また今後検討をしていく課題かなというふうに思います。何分にも、知立市民の方がすべて刈谷へ行くということではございませんので、安城にも大きな病院がございます。そういった中で、そういった路線まで考えるかどうかというのは今後の検討かと思えますし、他市、刈谷市のコミュニティーバスと、いろんなところで拠点を設けて、乗り継いでほかの場所へ移動できるというようなことも一つの手かなと。そういったものも具体的には担当課のほうで今後一度検討をしていただきたいなと、共生ビジョンにいろいろなことが可能じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員

それで、そのほかにもあるわけですけども、これが平成23年4月1日から平成33年3月31日までと、10年間のスパンですよね。それで、さまざま別表の中で項目を上げられて、それぞれの課題、問題点があるから、一律ということにはならないと思うんですけども、先ほど言われた、今回締結をしたとして、このビジョンはどれくらいの範

囲で策定をし、事業実施に向けていつからスタートをしていくのかと、10年というスパンですけれども、その辺についての見通しといたしますか、刈谷市と協議している中身、いつぐらいまでというスケジュールはどうでしょう。

○企画課長

今後のスケジュールといたしましては、今回本議会で御承認いただければ、今月中に調印式を行い、4月の下旬には早速定住自立圏の共生ビジョン策定会議、この共生ビジョン策定会議は企画担当の課長とそれぞれの各部門に分かれるかなと思われる担当の課長も含めて、そういった策定会議を進めていき、5月に入りましたら、今度は各分野ごとの検討部門といたしますか、そういったものもスタートしていくというふうに考えております。最終的には、それぞれの各検討部会のほうからの報告を受けながら、10月にはビジョンの原案を完成させて、11月には各市町の首長にもお集まりいただき、そこで共生ビジョンの承認をしていただき、12月には共生ビジョンを策定して、市民また議会の皆様のほうにも報告、公表をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、具体的には、12月に策定、公表、そういう形になりますよね。そうすると、次年度から策定している間に、国へ特別交付税、財政措置をどの時点で求めるのか、12月に求めちゃ次年度の予算には反映できないと思うけれども、具体的に次年度の4月からこういう問題を実施に向けてやっていかれるということなんだろうというふうに思いますけれども、12月だと、その辺の財政的な見通しと具体的に着手をしていく、次年度の4月以降ということになりますけれども、その辺の見通しについてお知らせください。わかる範囲で。

○企画課長

通年でいきますと、当初予算の策定期間というのが12月には各部署ででき上がっており、もちろん市長査定については翌月1月になろうかと思

いますが、来年度平成24年度の当初予算作成時には、各刈谷市も知立市もそういったものが計上できるような準備で進めていきたいなというふうに考えます。

○佐藤委員

そこで、そうした策定会議、この分野ごとの検討あるわけですが、そうした過程の中で、先ほど、市民との合意形成という問題が今回の提案に至る間では私は不十分だと思いますけれども、今後、市民への合意形成と同時に、市民のアイデア、意見も当然いただき、その内容をもっといいものにしていくというのが当然あってしかるべきだと思うんですけれども、今のスケジュールの流れの中では、そうした姿は紹介されなかったんですけど、そうしたものについてはどんな考えをお持ちなのか、一方の当事者として、知立市としての取り組みもあるだろうし、刈谷市がどうするかということとは別にしても、少なくとも知立市はそうした点で合意形成を図るということを含めて、市民の皆さんの積極的な意見をパブリックコメントでパソコンでということになると、どのパブコメも件数が少なく、本当にどうなのかなということがありますので、いろんな機会をとらえて、そうした今日の内容を示しながら御意見を伺うと、そんなこともあわせてやっていただきたいなという事は思いますけれども、どうでしょうか。

○企画課長

早速、うちのほうもこれまでの会議の中ではそういった策定会議の中、またこれまでの会議の中にもそういった市民の方が委員として入ったりだとかいうことを検討するという事はございませんでした。本日、田中委員のほうからも御意見をいただきました。今の佐藤委員からもこういった御意見をいただいておりますので、刈谷市のほうには、早速こういった御意見があったということとは申し伝えまして、知立市においても今後、どういう形になるかちょっとわかりませんが、各部門ごとで練り上げてきたものをパブリックコメントにかけたりだとかいうことは検討をしていきたいなというふうに考えます。

○佐藤委員

市長への手紙はなくなったかというふうに思いますけど、ありますか。ちょっといろんな形で、パブコメというのは本当に限定されるということも含めて、やっぱり当知立等でも今回議決されればその中身をお知らせし、そうした点で皆さんの御意見をいただくようなことも是非取り組んでいただきたいし、またさまざまな区長会等を含めて、そんな御意見もいただく機会があったり、設けたり、また各種団体の御意見も求めたりだとか、積極的なPRと同時に、意見聴取をやってほしいなというふうに思います。ぜひこの点で、部長、どうですか。

○企画部長

この共生ビジョンをつくっていくには、先ほど企画課長からごさいます答弁させていただきましたように、このビジョンの策定会議というものを今後設けていくということで予定をしておるわけでごさいます。この策定の進め方、こうしたものをこの策定会議の中で詰めていくことになるということになろうと思っておりますので、こうしたところで、知立だけではなくて、各市の考え方とか、そういうものも伺いながら、できる範囲で市民の皆さんの御意見を伺っていく、あるいは今までの皆様にお知らせすべきこと、こうしたものもなるべくオープンにしていく、こんなことは考えていきたいというふうに思っております。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号について、挙手により採決します。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第3号 知立市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時58分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第4号 知立市税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

本会議でも質疑が行われましたけれども、今回、前納報奨金を廃止するという議案でありますけれども、今回、この廃止を提案するということでもありますけれども、その理由と伺いますか、趣旨をちょっと説明してください。

○税務課長

今回、前納報奨金制度を廃止するということについては、市条例で昭和25年度から報奨金制度を実施してまいりました。当初は、戦後の混乱した社会情勢ですとか、前納に対する利子としての性格ですとか、市財政の効率、効果的運用を図るために制度として取り入れられたものと考えております。それで、現在に至りまして、口座振替がある程度普及してきたことと、普通徴収がある程度、現在、普通徴収の割合が、市民税におきまして、全徴収の大体25%、4分の1という形になってまいりました。それと、それに対しまして、前納報奨金を利用してみえる方につきましては、その中の、またさらに全体の中の25%の普通徴収の方のまたサービスの3割程度の方が利用してみえると。全体からしてみますと、大体7%から8%の方が、市民税におきましては前納報奨金を利用してみえますけれども、そこら辺である程度当初の目的、納付の意欲の向上ですとか、滞納の防止等の観点からも、ある程度その目的を達成したものかなと

いうふうに思ひまして、今回廃止の条例を提案させていただきます。

○佐藤委員

昭和25年ということで、相当、昭和25年というと私が生まれた年でありませうけれども、そのときにこの制度が知立市においては地方の時代取り組まれたと。これは、今課長が言われたように、普通徴収の方たちが前納報奨金を支弁することで納税意欲を高めて、市財政に貢献すると、こういうような感じだということがわかりました。それで、現在、先ほど人数は言われませんでしたけれども、普通徴収の方で、それが納税者の25%ですか。その中で、全体の中で前納報奨金は7から8%の方ということでありませうけれども、私が思ひませうけれども、前納で税を今目的には大変苦しくて滞納なされる方や、そういう低い所得の皆さんの中でそういう人たちがふえていると思ひますけれども、そうした中で前納なされるという方については、比較的余裕のある方なのかと、そんな感も持ちませうけれども、その点いかがですか。

○税務課長

普通徴収の中も、現在、収納状況を見ていますと、件数で報告させていただきますけれども、件数で、平成23年7月5日現在ですと、平成22年度の件数としましては、2,561件、普通徴収の方の件数の比率からいいますと、大体29.4%の方が前納報奨金を利用されたということになります。ただ、税額的に申しますと、普通徴収の税額、トータルで9億3,170万円余の税収に対しまして、前納報奨金を利用されて納付していただいた額が大体7億2,000万円余ということになっております。その状況からしまして、ある程度余裕のある方が主にやってみえるのかなと、これは判断ですけれども、そういうふうに考えております。

○佐藤委員

ちょっとわかりにくくて、もう一度、そこのところをもうちょっとわかりやすく説明してもらえます。

○税務課長

数字ですけれども、今ちょっとうちのほうで把

握してあります普通徴収の件数としましては、トータルで8,710件というふうに判断しております。その中で、納付額としましては、9億3,170万円余が調停額におきましての対象額、その中におきまして、前納報奨金を利用された方、今年度平成22年度ですけれども、2,561件でございます。それに対しまして、前納報奨金によりまして入りました税額が7億2,051万円余ということになります。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、普通徴収の総額が9億円で、前納報奨金の対象者が2,500件余で、その額が歳入されたのが7億2,000万円と、割れば1件当たりどれぐらいの税金かということがわかるわけで、そうしたことによって、比較的収入の多い方と、こういうことが言えるということですね。それで、もう一つ、本会議では、そのことと同時に、平成21年度決算で485万7,048円、それぞれ市県民税、市税、県民税、固定資産税と内訳が報告されましたけど、そこだけ教えてください。

○税務課長

平成21年度のでよろしいですか。件数と前納報奨額ですね。

平成21年度におきましては、市民税におきましては3,081件、報奨金額におきましては、240万4,000円余でございます。固定のほうがちよっと件数多くて、1万2,005件ございました。報奨金の学としましては、989万4,000円でございます。合計しますと、報奨額としましては、1,229万9,000円余でございます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号について、挙手により採決します。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第4号 知立市税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号について、挙手により採決します。

議案第14号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号 西三河地方教育事務協議会を設置する市町村の数の減少及び西三河地方教育事務協議会規約の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

今回、幡豆3町が西尾市に合併というような形で減るということで、減らす提案ということでありますがけれども、西三河地方教育事務協議会とい

うのは、私疎いわけで、どういうことをする協議会なのか、そこだけお知らせください。

○教育庶務課長

この協議会は、各関係市町の教育委員会の権限に属する教育に関する一部の事務を協働して管理及び執行し、並びに教育に関する一部の事務管理及び執行につきまして、各関係市町が相互の連絡調整を図り、教育の水準の維持向上を図ることを目的にして設けられているものです。

○佐藤委員

そうしますと、例えばこの中で、この事務協議会ということが全体として構成するところの事務を調整するということですが、例えば教科書の採択について、この協議会とどういう関係というか、そういうことも所掌事務の中に入るのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○教育庶務課長

西三河教育事務協議会の規約の中に、担任する事務という項目があります。その中に、協議会は次の各号に掲げる事務を管理し及び執行するという第4条の規定がございまして、その第2号で、小学校及び中学校の教科書用図書採択に関する事務ということが掲げられております。

○佐藤委員

そこで、教科書の採択も事務に上げられているということでもありますけれども、これは直近でいうと、平成23年ですか、平成24年ですか、新しい教科書を採用、採択するというので、そんな議論もされてきたかと思うんですけども、そこで、先生やどんなメンバーで構成されて、そんな採択がなされているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○学校教育課長

この西三河教科用図書採択地区協議会というのは、これは毎年設置するというようになっております。教科書が変わらなくても設置して、ここで協議をするということになっております。

○佐藤委員

構成でいいです。大きくりの構成で。先生とか、学識経験者とか。

○学校教育課長

今おっしゃったように、学識経験者、協議会のほうですね。研究員ではなく、協議会のほうですね。学識経験者、それから校長、PTA関係、保護者の関係の方ですね。以上の方々だと思います。

○佐藤委員

当然、教科書の選定ということになりますと、国が認めた教科書のそれぞれ出版元があり、それぞれの特徴があるかと思うんですけども、そうした中で、当然のことながら、先生も入り、PTAの方も入り、学識経験者も入るということで、公正を期して国が認めた教科書の範囲の中でそういう事務がやられていると思うんですけども、例えば、地域によってそれぞれあると思うけれども、この辺は、例えば西三河ということで、西三河にふさわしい教科書の選定だとか、地域の愛知県のこの特色あるものを選定したりだとか、そういうことがあるかと思うんですけども、その辺は、大きくくりな話で、大ざっぱな話で構いませんので、どんなことを、そんなことも視点に入れられてやられているんだろうというふうに思いますけど、その辺はどうでしょうか。

○学校教育課長

選定の視点ということでもありますけれども、まずその記述内容というものが重視されます。それから、そのほか想定だとか外見のことも内容には入ってきます。

以上です。

○佐藤委員

外見というか、想定だとか、そういうこともありますけれども、中心は私は教科書の内容面だろうというふうに思うんですけど、その点を含めて、西三河の教育採択ということで、そうした点での、何といいますか、留意点などあったら、ぜひお知らせ願いたいということで、当然のことながら1番は内容面を重視していると思うんですけども、その辺どうですか。

○学校教育課長

この西三河地方でこの協議会を組織するという一つのねらいは、西三河地方の子供たちに適した

ということがあるわけです。ただ、全国的な教科書ですので、余りに身近ということは補助教材等で補うという形になると思いますけれども、多方面というんですか、いろいろな方面から検討を加えて決定をしておるというふうに考えております。

○佐藤委員

当然そういうことですので、内容についても公平性を期してやられているというふうには思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○石原教育長

教科書採択に当たっては、やはり公平な教科書採択、これは第一であります。先ほど課長が答弁しました、保護者につきましても、利害関係のない方、教員でも同じであります。そういう人を選んで採択しております。

愛知県には九つの採択地区があります。例えば、西三河といっても、豊田は離れております。豊田、三好は一つのブロックになっております。事務協議会と、教育事務所と一体はしておりません。豊田が入ってきましたので、それぞれ地域によって特色があります。だから、西三河地区の採択地域では、私たちは先生方にも西三河地区の子供たちにとって一番いい教科書はどれでしょうかと。教科書によっては、トヨタ自動車を取り上げているものもありますし、三重県のホンダなんかを取り上げられておる教科書もあります。この子供たちにはこの教科書がいいと、やっぱり自分たちの地元をすぐに見学に行ける、身近なところのやつがいいわけでありまして。そういう教科書。それで、教科書採択に当たっては、やはり一番は教科書の内容であります。内容がどうであるかという、これを先生方が子供たちを浮かべながらやっていただくわけです。そここのところ一番大切なのは公平でありますので、だれが調査員だということは一切採択までは公表はされませんし、我々は県に上げる名簿にもすべて親展文書でやってあります。校長もその職員がだれかということは校内でもわからない。こういった公正を保って採択事務に当たっております。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号について、挙手により採決します。

議案第16号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第16号 西三河地方教育事務協議会を設置する市町の数の減少及び西三河地方教育事務協議会規約の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号 刈谷市との間における定住自立圏形成協定の締結についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号について、挙手により採決します。

議案第17号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第17号 刈谷市との間における定住自立圏形成協定の締結についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中委員

それでは、議案第19号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第4号)についてお尋ねいたします。

予算説明書43ページ、2款総務費、1項総務管理費、13目市民協働費、防犯灯設置等事業補助金の減額200万円についてお伺いいたします。

平成22年度当初予算のときに2,197万1,000円に対して、マイナス200万円の補正ですが、実施された約2,000万円弱の内訳についてお聞かせください。それから、質疑でも質問ありましたが、詳細な数字が出ませんでしたので、これに関しては、新規設置と電気代の補助、修繕費は含まれていると思いますが、その新規設置本数、その総補所金額、設置本数と電気代の補助総額、修繕費の補助総額をお聞かせください。

○市民協働課長

幾つかの御質問をいただきましたので、済みません、ちょっと聞き漏らした点がありましたら御容赦ください。

まず、昨年度といたしますか、今年度防犯灯の設置本数でございますけれども、ほぼ今年度終了しております。118基でございます。これに伴う金額といたしましては、約380万円程度でございます。これに伴うあと総工事費等でございますので、これが工事費につきましては、118基合わせまして、申しわけございません。こちらのほうすべて含めまして380万円が防犯灯でございます。予算上で申しますと、ちょっと内訳が細かく載せておりませんが、実際防犯灯につきましては480万円ほどを当初予算で計上しておりましたので、見込んでおりましたので、ここで約100万円の減額となりました。実際は、設置の当初、町内からの要望プラスあと予備費ということで考えて、余裕を持って予算取りしておりますけれども、だんだん落ちついてもらえたせいですか、要望のほうも13基にとどまりまして、その分子備費として

取った分が減額にさせていただいたと。

あと、もう一つ、電灯料のほうでございますけれども、電灯料のほうで、当初の予算では、もともと予算の考え方としては、電灯料というのは防犯灯基数に対して、それぞれ定額と、あと原油価格の変動に伴います、燃料費の関係で調整単価というものがございまして、それで、どうしても昨年るときですと、原油がかなり高かったものですから、多目に取らないと少し不安ということもございまして、余分目に取らせていただいておりますけれども、その後、原油価格も落ちついてまいりまして、今年度上半期の分支払った後、考えますと、これも100万円程度減額することができるということで、合わせて200万円程度の減額となっております。

この中には、あと公民館の建設費、それから修繕費、それからあと、すべて防犯灯に対する基数掛ける単価、例えば1灯用でしたら700円ですとか、2灯用でしたら1,100円ですとか、水銀灯でしたら2,900円、こういうのもすべて単価を掛け合わせているようなものもございまして、これも含めまして予算の中身となっております。

○田中委員

減額の理由も幾つかあげていただきました。その118基を含めた段階での現在知立市にある防犯灯の設置本数と、電灯料の補助総額、それから、単価を掛ければわかりますが、修繕費の補助総額をお聞かせください。

○市民協働課長

現在の防犯灯の基数でございますけれども、ことしの平成22年度4月1日現在3,906基でございますので、そこから今申し上げました118基を足しますと4,024基になると思いますが、若干設置がえというふうなものも含んでございますので、単純に4,024ではなく、少しそれよりマイナス数基になるかと思っております。それに伴う、まだ今年度最後に、電気料金の後期分というのを年度末、3月分をもってお支払いさせていただきますので、実際細かい数字が出ておりませんが、今のところ、約850万円ほど支払っておりますが、後

期分の電気料金が、例えば、前期は550万円程度でございましたので、ここにもう550万円を足しますと、今850万円プラス550万円程度になるのかなというふうに考えております。

○田中委員

今の550万円、電気代のほうですか。修繕費。電気代の総額と、あと修繕費の総額をお聞かせください。

○市民協働課長

850万円のうち、550万円が電気料金の前期、残りの約三百二、三万になると思いますが、こちらのほうが修繕料、合わせて850万円程度でございます。

○田中委員

ありがとうございました。

この200万円の減額というのを見て、今内容を聞かせていただいて、おおむね理解できたんですが、率直に私が最初見たときに、町内会からときどき、もうつけるところないぞというような声もだんだん出てきています。そういった意見は、市民協働課にも届いていますでしょうか。

○市民協働課長

具体的にもうつけるところがないというような声は届いておりませんが、実際の毎年町内会に設置要望を9月末までお願いして出させていただいておる本数を見ますと、来年度の設置要望などを見ましても、かなり減ってきていますので、今委員のおっしゃるような理由かというふうに考えております。

○田中委員

わかりました。ありがとうございます。

防犯灯に関しては、これ以上の話はまた平成23年度予算のほうでやります。ありがとうございます。

続きまして、同じく補正予算ですが、予算説明書49ページ、2款総務費、4項選挙費、6目市議会議員選挙のマイナス1,400万円についてお尋ねいたします。

平成22年度当初予算4,225万円に対して、マイナス1,397万6,000円、約25%の補正ですが、主に

選挙運動用自動車使用及びポスター作成公営負担金が当初予算1,800万円余に対し、マイナス50%強のマイナス960万円余になっています。これは、私は前の選挙のことはちょっと知らず、今回、私もこれは一応対象で、この予算の中に入っていることになると思うんですが、かなりの補正になっているんです。ここ、実際何人の候補者が出る予定で組んだ予算だったのかなと率直に思いました。これまでに多くの減額になっている、前回の予算組みがどうだったのか、実際に今回の使用量が極端に落ちたのか、そこら辺は理由がわからないんですが、何かありましたらお聞かせください。

○選管書記長

確かに、その件につきましては、非常に大きな見込みをいたしました。当初、候補者につきましては、30人というふうな形で見込んでおりました。今委員が指摘されたとおり、30人というのはちょっと見込み過ぎかなというふうに思いますけど、担当者といましては、やはり安全な数値を計上していきたいというふうに思います。

それから、もう一点でございますが、これは限度額というのが決まっております、その限度額につきましては、自動車が1日1万5,300円、それから燃料費が7,350円、運転手が1万2,500円、それから、ハイヤー方式で行きますと6万4,500円、ポスターについては、1枚3,386円というような限度額が決まっております、それに30人を掛けていくというような形になりまして、実際に使用するものについては、もっと単価の低いものが実際に実施しておりますので、このような大きな967万7,000円というような減額になるというようなことでございます。

以上でございます。

○田中委員

了解しました。

もちろん、30人が多いか少ないかは、ちょっとあれですが、市政が活性化するにはより多くの候補者の方が立候補されることはいいことだと思いますので、数字の件は納得しました。

今回、これは私事ですが、初めて選挙をさせて

いただいて、一番感じたことというのは、一つはお金がかかるなというのが正直な感想と、もう一つは、事務手続が異常に煩雑だなど、わかりにくいということが正直な感想でした。特に、今お話があったような公費で負担していただく費用に関しての手続というのは、一般人にはとてもわかりづらい内容のもので、私もそこかなりの労力と時間を割かれたのが事実です。公職につこうとしている者がその程度の事務作業で根を上げているようでは資格がないと言われるかもしれませんけれども、もう少しわかりやすい、簡素化した手続、書類にしていただけると、私個人としても大変助かりますし、これから新たに立候補を志す人に対しても、やさしくなると思います。あの手続、書式等は全国で統一されたものなのでしょうか、お聞かせください。

○選管書記長

大変申しわけない話なんですけど、ちょっとうろ覚えで、この様式につきましては、国会議員の様式等を国のほうのものを使っているというふうに記憶しております。

今言われたとおり、私どもも質問者が言われたことにつきましては、契約書というのが非常に面倒くさいというような話だというふうに思っております。そのような質問をいただきましたので、早速見直しをするかしないかというのは確約はできませんけど、ほかの市町村と一度照らし合わせて、今の時期に合っているものなのかどうかということだけは検証させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

補正のほうでちょっとお伺いいたします。

41ページ、1款総務費、9目の交通安全対策のところなんですけれども、ここでは、ミニバス委託料、それから運行負担金が減額となっておりますけれども、これはどういう意味なのでしょうか。

○市民協働課長

ミニバスコース等調査委託につきましては、来年度10月からのミニバス事業の見直しということで、委託として上げさせていただいた分の入札差益でございます。

あと、バス運行負担金の減額につきましては、こちらのほうは今二つの事業者にお支払いさせていただいておる運行経費でございますけれども、こちらにつきましては、例えば、全部運行経費の中には、売り上げの金額も含まれておまして、そういうものを引いた、相殺した形で最終的にお支払いするものですから、どうしても運行経費、バスの収益等も少な目に見て、お支払いできないような事態を避けなければいけないものですから。思ったより、例えば、ことしですと、ミニバスの利用者が1割程度ふえております。そういうことをしますと、当然収益のほうも上がっておりますので、運行経費のほうを減額させていただくというような格好になります。

○池田福子委員

そうしますと、ここの差益というのは、乗車人数にすごく関係してくるというふうで考えてよろしいんですね。ミニバスに乗った人たちの人数掛ける100円ということで、いわゆる売り上げとか、運賃が出ると思うんですけども、ということは、大体何人ぐらい乗られたんでしょうか。

○市民協働課長

今、2月末までの数字が上がっておりますけれども、2月末現在で17万1,393人、これに3月分が、前年度ですと1万6,000人ほど乗っておられますので、これを足すわけですけれども、最終的には19万人ほどになるかなということで、前年比約1割増でございます。

○池田福子委員

かつては、ミニバスに対して空気を運ぶようなというような意見もあったんですけども、今、非常に乗る方がふえて、利便性を感じていらっしゃる方もふえたんじゃないかということをおっしゃっておりますけれども、このふえた要因は、ほかにどういうことだと思われませんか。

○市民協働課長

今の御質問、特に私どものほうでしっかりとした分析をしているわけではございませんが、よく伸びております、例えば、2コースのパープルコースですとか、そういうところのことを考えますと、どうしてもひとり暮らしの、单身の方の高齢者世帯とか、そういうバスを利用しなくてはなかなかそういう社会生活に参加できないという方が少しずつふえているのかなというところも一つの要因だと思っております。

○池田福子委員

ありがとうございます。

それで、1年間に1,500万円から2,000万円ぐらいの運賃ですか。

○市民協働課長

そうですね。金額としましては、これまで2月末の計算で、約1,000万円の料金でございます。大体、3月がまた100万円程度見込んでおりますので、1,100万円程度になるというふうを考えております。

○池田福子委員

私どものほうに来ている資料によりますと、コースによってすごく違いがあるということはわかっております。パープルコースは5万7,000人、それからオレンジコースも5万8,000人近いと。ブルーコースはやや少なく2万6,000人、これは平成21年の話ですけれども。それから、グリーンコースが3万4,000人ということで、コースによって違いもあるかと思っておりますけれども、要するに、これを単純に割っていきますと、1回一回りと、1日バスが走るのに大体平均して1万2,000円ぐらいというふうにならざるにちょっと計算したんですけども、大体そんなものでしょうか。

○市民協働課長

ちょっと申しわけございません。今ちょっと私でそういう計算をしたことはございません。

○池田福子委員

この平成21年から、4月から平成22年の3月までですと、およそ運賃が1,750万円ぐらい、それを4台に分けて、それぞれが1年間で440万円ぐらいで、それをさらに12で割って、1日に割

ると、大体1万2,000円ぐらいの売り上げ運賃ということになるんですけども、ここでやっぱり行政がやることだから、そう利益利益と言っても仕方がないとは言っても、現実ここで500万円近い金額が減ってきているわけです。ミニバスのふえたということに対して。次は、もうまちづくり課に変わると言うんですけども、公共交通会議は、今の時点でやっていると思うんですけど、これが5台になるということで、想定で結構ですから、課が移るものですから、そういう話し合いはありますか。

○市民協働課長

実際、まだまちづくり課という課があるわけではございませんので、そのように引き継ぎ的な、打ち合わせ的なことは実際はやっておりません。

○池田福子委員

まず、これが単純にふえるとは考えにくいわけなんですけれども、少しでも利便性を高めてもらえれば乗る方はふえると思います。そういう考えで推し進めていただいたほうが、バスを運行させるたびに赤字であるとか、費用がかかるということだとまたまた減らせということになってしまうと思うんです。ですから、乗る方をいかにふやすかということをごひげひ次のまちづくり課では検討してもらいたいと思っております。

それから、次に行っているんですか。

ごくごく単純なことをちょっとお伺いしたいんですけども、76、7ページの土木費、消防費の、済みません、ちょっと飛ばします。本当に単純なことを伺います。

ここに、諸収入が300万円近くあるその諸収入というのがちょっとわからなかったんですけど、教えていただけますか。

○防災対策室長

ここに上がっております諸収入といえますのは、消防団員の退職報奨金、実は公務災害の基金がございまして、そちらのほうに掛け金を掛けております。退職者が出ますと、市のほうから退職報償金を支払いまして、その見合う部分を基金のほう

からいただくと、その分がここにあげてあります。

○池田福子委員

ありがとうございます。どうも済みません、知識不足で。

続きまして、じゃ、学校図書のほうでお伺いしたいことございます。

先般も一般質問でお伺いいたしました。子供読書推進計画に基づきまして、いろいろな施策があると思うんですけども、増額になっておりますけれども、学校図書はある程度図書数を子供に見合せて満たさなければいけないということになっているんですけども、それは満たされているんでしょうか。

82ページ、3ページの教育費、3項、まず中学校と、それから小学校も含めてですけど。小学校、中学校の図書購入費ということで、これが子供読書推進計画に沿って増額になっておりますけれども。

○学校教育課長

済みません。こちらのほうの補正予算につきましては、その推進活動とは別でありますので、庶務課のほうでいいですか。

○教育部長

大変失礼いたしました。議員のおっしゃっているのは、該当する部分でございますので、答弁をさせていただきますが、平成21年度の達成率で申しますと、小・中学校すべて国の基準に達しまして、100%をクリアしております。そして、平成22年度におきましても、同様に小・中学校の蔵書率は100%をクリアしております。一番高いところが、八ツ田小学校の135.2%、一番低いところで知立中学校の101.9%というのが平成22年度の予定達成率でございます。

○池田福子委員

そうしますと、100%はもう達成しているもので、今後ふやしていくべき本というのは、もういろいろな方面から参考になるものをふやしていけばいいということですよ。

○教育部長

図書は、古いものにつきましては廃棄をさせて

いただきまして、新しいものに切りかえてまいりますが、今回、池田委員から御質問いただきましたように、子供読書活動推進計画というものをしっかりと子供たちに充実した図書を与えていくという観点から、国の交付金を得まして、学校図書館に配置をしていくものでございます。

○池田福子委員

ちなみにお伺いいたします。廃棄というのは、おおよそ何%ぐらい廃棄になりますか。それと、その廃棄する内容を教えていただいているのですか。

○学校教育課長

廃棄です。学校によってかなり差はありますが、多いところでいきますと1,500冊という。平成22年度中にということであります、平成23年の2月25日現在ということで調査をいたしております。一番多いところは、知立西小学校でありますけど、1,500冊廃棄ということであります。

基準につきましては、やはり、装丁的なもの、それから内容が非常に古いもの、子供たちの興味、関心から大きく外れてしまったようなものというような観点で廃棄しております。

少ないところでいきますと、知立中学校、先ほど蔵書数がぎりぎりというところもありましたけど、今年度は廃棄をせずに、ゼロでいきたいという学校もございます。

以上であります。

○池田福子委員

この廃棄した分だけ図書費は多く削減しなければいけないということですか。例えば、西小が1,500冊廃棄するということは、蔵書でも確保できないわけですね、1,500冊分。そういう部分には、多くお金の配分をしますか。

○学校教育課長

廃棄が多いからといって予算を増額するということはございません。西小学校でいきますと、130.7%という数値が出ておまして、学校のほうも基準を割らないようにというような中から1,500冊という数が出てきておると思います。その結果によって、予算がふえるというようなことはございません。学校の児童数に応じた予算にな

っておると思います。

以上です。

○池田福子委員

じゃ、単純に予算額割る校数とか、そういうことではないということで理解させていただきましたので。

そうしましたら、次に、図書館のほうです。

ごめんなさい、もう一つ、一般質問でもちょっとさせていただいたんですけど、ちょっと明確なお答えじゃなかったかなと思うんですけども、司書教諭についてはどうなっていましたかしら。

○学校教育課長

司書教諭につきましては、基準の学級数以上、ちょっと数が15学校で15学級、この数はごめんなさい、ちょっと除きますけれども、知立市の学校におきましては、司書教諭を必ずおかなければならないという該当になっております。ですから、各学校、必ず最低1名はおります。ただ、専属というのか、全くの加配になっておるわけではございませんので、担任等をしながら、図書館の管理、運営にかかわっておるというような状況でございます。

○池田福子委員

本に対するプロですので、できるだけそこにおいて、そして子供たちの応答にこたえるような感じでしていただきたいなという希望はありますけれども。

それでは、図書館のほうに移ります。

86、87ページの、これは教育費、5項、4款図書館費というところで、これも先ほどの子供読書推進に関連してくると思うんですけども、赤ちゃん絵本コーナー設置工事費というのがふえております、120万円。これは、工事をするのか、本をふやすのか、ちょっとあれですけども、ちょっと教えてください。

○生涯学習課長

今回、図書館におきましては、工事と購入と二つ合わせて400万円の予算が出ております。

まず、赤ちゃん絵本コーナー設置工事でございますけれども、図書館の1階の南側の児童会館、

読書コーナーというコーナーがございまして、その背もたれを撤去いたしまして、書棚をつくります。書棚ですけれども、幅が90センチ、奥行きが25センチ、高さが37センチ、これが一つの棚でございまして、それで2段にいたしまして、22棚を予定しております。それが工事費の費用でございまして、そこの一つの棚に、約大体80冊ぐらい本が入るだろうということで、そこには1,760冊をそこに置いていこうということでございまして、全体的に280万円の予算を計上いたしまして、1冊当たりの単価が1,500円といえますと、1,800冊ぐらいになりますので、1,900冊を購入していくという予定で今考えております。

以上です。

○池田福子委員

じゃ、400万円というのは、ほとんど赤ちゃんコーナーということですね。

○生涯学習課長

赤ちゃんコーナーと、一部図書購入費で、中央公民館、猿渡公民館にも入れていこうというふうに思っております。先に1,900冊ぐらい購入しますけれども、赤ちゃんコーナーに1,760冊ぐらいを考えておりますので、その差額分については、中央公民館や猿渡公民館にも置いていこうというふうに考えております。

○池田福子委員

こういうコーナーをつくるというのは、非常にいいことだなと私自身思っていて、よく図書館へ行くとそのコーナーがつくってあって、赤ちゃんたちがいて、それで読み聞かせをしているのかなというふうにはうらやましいなと思うこともあるんですけども、そういういわゆる読み聞かせをするボランティアの養成みたいなものは、こういうところではやるんですか。

○生涯学習課長

こちらにつきましては、ストーリーテリングとか、そういった形で講座を設けておりまして、そういったところで新たにボランティアでやっていただける方だとか、現在ボランティアで活躍している方を来ていただいて、読み聞かせのレベルア

ップを図るとか、そういうことはしております。

○池田福子委員

これは、例えば月何回とか、週何回とか、そういう固定してやってみえるんでしょうか。

○生涯学習課長

例えば、お話しのように、絵本の時間とかいろいろと開催日を設けておりまして、そういったところで毎月第1土曜日だとか、毎月第1木曜日にそういった定例的に図書館で活動しております。

○池田福子委員

子供の読書離れが本当に進んでいるということが言われております。例えば、私が思うには、赤ちゃん絵本コーナーというのは、親も巻き込んでの対策だと思いますので、総合的な図書施策として、総合的に続けていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時04分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○明石委員

それでは、41ページの2款、1項、11目の防災費についてお尋ねします。

去る3月14日、防災無線を通じまして地震警報が出されました。私のところにも電話がかかりまして、どうすればいいのとかいうようなことが問い合わせが市民の方からありましたけれども、まず、防災警報が出されるまでのシステムと申しますか、この辺の経過をちょっと説明していただけますでしょうか。

○防災対策室長

それでは、3月14日、15時52分に発表いたしました地震警報ということでございます。

私どものほうで、今持っております同報無線を通じまして放送をさせていただきました。「地震

が来ます、地震が来ます」というような形で放送を入れました。ちょっと言葉が早くて、何を言っているかわからないというようなおしかりの電話もいただいております。そんなことがありまして、それをどういう経路を通してそういう放送につながるのかという御質問でございますので、かいつまんでお話しをさせていただきたいと思っております。

気象庁では、緊急地震速報という形のものを出しております。これは、実際にテレビ局、あるいはケーブルテレビ、あるいは携帯電話、それぞれが契約をして、気象庁から情報をもらうような形で、既に何度か、この東北地方の太平洋沖地震以後、何度もなく緊急地震速報が流れております。その一つでありまして、今回、発信されましたのは長野県のところで地震を感知しました。その周辺の地震計等の記録が気象庁のほうに流れまして、それをコンピューターで分析、解析をやっております。

その中で、この愛知県の西部にも、震度4以上の揺れが来るというふうに鳴りまして、私どもが設置しておりますJアラート、全国瞬時警報システムというのがございますが、こちらのほうに受信されます。それを自動起動機、同報無線と結んでおりますので、自動的に同報無線を立ち上げて、それを同時に放送すると、そんな形で現実には放送されたということでもあります。今回の場合は、たまたま自動ではなくて、手動に切りかえておりましたので、私どものほうが手動で放送を流しております。

以上でございます。

○明石委員

ということは、放送は手動ですが、判断は自動で判断をされて流されたということであって、これが幸いにも、この三河のこちらのほうには影響はなかったということで、間違いではないということで理解してよろしいでしょうか。

○防災対策室長

今回流しました情報について、誤報ではありません。実際に長野県のほうを震源として地震が起きております。それから、じゃ、どこに伝わるか

ということがはっきりと今つかめない状態、広範囲にわたっておりますので、今回の場合ですと、9県ぐらいの範囲にわたってその情報が流れております。ですから、その中に愛知県も含まれておりましたので、それが実際には震度が山梨で起きたりとか、あるいは岐阜で起きたりとかということになっておまして、たまたま愛知県にはその地震がこなかったということでございますので、誤報ではございません。

○明石委員

ということは、これからは、精度をもっと今より以上に高めていくということで、知立市に関係があるかないということをどこかで判断して、機械的に判断するとか、そういうことでよろしいですか。

○防災対策室長

この制度を高める、今の東北地方の大地震、あちらの関係で、新聞報道等でも御存じかと思いますが、あちらこちらの地震計が情報を送れなくなっているという情報の中で、なかなか正確な情報が気象庁のほうに集まらないというようなことも言われております。現実には、2カ所、3カ所の情報を1カ所に、それを総合的に判断して分析しておりますので、私どものほうでそれを取捨選択できる立場ではございませんので、気象庁が定めた区域に対して警報を発しておりますので、それを受けて流すということでございますので、こちらがその情報を選択がちょっと難しいところであります。

○明石委員

ということは、済みません。気象庁が精度を高めるしか対策のしようがないということによろしいですね。

ということは、知立市に限らず、近隣の安城、刈谷でも同じような無線が発令されたということで理解してよろしいですか。

○防災対策室長

私どものほうは、今同報無線にJアラートを接続しております。この平成22年度中に全国の市町村すべてにこのJアラートが設置されることにな

って、今最後の追い込みに入っております。私どものほうは、平成20年からJアラート装置をつけておりますので、割と早い時期から同報無線と連動させているということですが、この近隣では同報無線を持っているところが、安城もありませんし、刈谷もございません。豊田市はありますけれども、そういうような形で、それが全部市民に対して流れるかという、私どものほうは同報無線流しましたけれども、ほかのところは流しようがないということですので、条件は皆同じです。皆同じ情報が入ってきますので、それは学校に設置してあります緊急地震の受信地でありますので、それも同じように感知しております。

○明石委員

その後、しばらく時間を置きまして、ちょっと内容は記憶を薄れたんですけども、誤報でしたか、来ませんというのか、ちょっとわからんですけど、取り消しの放送が流れたかと思うんですけども、これはどういう判断で出されたんでしょうか。

○防災対策室長

その県につきましては、同報無線で緊急地震速報を流しました。それがどういう内容なのかわからないというお問い合わせの電話が40件ほど参っております。防災対策室、あるいは総務課のところに市民の方から、内容は何だというようなお問い合わせをいただきました。その問い合わせをいただいた電話口では、それは緊急地震速報によって今流しましたということでお話をさせていただきましたけれども、ほかの方にもそういう情報をお伝えしないかということで、改めまして、先ほどの地震情報については、特にこちらのほうに地震が来ませんでしたと、御心配をおかけしましたということで、お断りというか、おわびのような放送をさせていただいたというわけです。

○明石委員

先ほどの40件ほどの問い合わせがあったということですが、実際この放送を聞かれました市民の方が、移動もしくは避難といえますか、そ

の辺の実態はつかめていますでしょうか。

○防災対策室長

その実態はつかめておりません。ただ、たまたま職員が同報無線が流れたときに、何の放送だろうというふうに窓をあけたときに駐車場を見たら、1人駐車場にしゃがみ込んだ方が見えたということですので、その情報で多分地震を心配されて座り込まれたのかなと、そんなふうに思っております。実際に調査はしておりませんので、申しわけありませんが、お願いいたします。

○明石委員

地震が来なくて、本当に幸いだったんですが、これは訓練ですということは前もって言って、地震が来ますということじゃなくて、本当にこれは本番の警報ですよ。にもかかわらず、市民の方々は自分の自己判断でこれは動いていなかったという判断、自己責任といえますか、でよろしいでしょうか。もしこれが、本当に地震が来るような状況、もしくは、であれば、指定されたところに避難しなければならぬんですけども、実態としては、市民の方はだれひとりとして、だれひとりと言っちゃ語弊がありますが、動いていないわけですよ。この辺のギャップはどういうふうに、当局は考えてみえますか。

○防災対策室長

そのことにつきましては、今回の大きな地震の際の避難勧告、あるいは避難指示の状態を見てもわかりますように、2.何%の避難率しかなかったというようなこともあります。実は、私どものほうもちょっと課題として残っているのは、市民に対して、やっぱり緊急地震速報、あるいはJアラートによる地震速報を流しますよということが市民の皆様に十分理解していただけない状態、うちのほうの啓発の関係もあるかと思いますが、そういうことがありますので、今後はそういうものについて、啓発を図っていきたく、そんなふうに考えております。

○明石委員

ぜひ、この予算にもマイナス、マイナスと載っていますけれども、その辺、市民の啓発のほうを

よろしくお願ひしたいと思ひます。

実際に、防災無線が各スピーカーから流れて、知立市全体で何所帯のところがか聞こえる、どれだけの地域がか聞こえないといひますか、聞こえづらいつかいつかといふようなことはつかんでいひますか。

○防災対策室長

同報無線がか聞こえる、聞こえない、聞こえにくい、聞こえやすいといふようなことでありますが、実際に、人間の耳で聞くことでございひますので、例えは、電話の中でもちよつとお話がかありましたが、私耳が遠いんでなかなか聞こえないとか、それからやっはり風向き、それから住んでいひる子局のある位置からどの程度離れていひるかといふようなことで、今、空白の部分がかやっはり市内でも何カ所か出ておひます。大きなマンションがかできたりとか、高架がかできてさえぎられてしまつ、特に新林の同報無線では、419の高架がかできたおかげで、なかなか聞こえづらいつかといふお話も聞いておひます。それから、同報無線がかたんぼの中に1軒ぼつんとうちががあると、そこにはなかなか、学校の屋上とかさういふところに子局がか設置してありますので、ちよつと距離がか離れると聞こえないといふようなところもありますので、パーセンテージ、何件とか、人数とか、受託の数ではちよつと調査はしてないですけども、何カ所かさういふところがあることは承知しておひます。

○明石委員

最後のお願ひがありますけれども、さういふ聞こえてないところ、また正確な情報、この辺まで予算がありましたら、早急に聞こえないところを調査していただきまして、ぜひ全市民の方に平等に、公平に情報が伝わるようなことを考えていただきたく思ひます。

以上で終わります。

○防災対策室長

ただいまの御要望につきまして、私どものほうも毎年実施計画のほうに、今整備計画といふ形、あるいは古いものについては更新をしていくといふことで計画を上げさせていただけおひます。なかなか予算的な部分もありますので、一気にす

るといふわけにいきませんが、順次整備を進めてまいりたいなど、そんなふうにか考えておひます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありますか。

○佐藤委員

関連で、先ほど、副市長のほうから、今回の地震への支援の話がかありました。市議会のほうは、代表者会で合意をして、25万円、早速送りました。一部新聞にも載りましたけれども、先ほど、市長の話ですと、市としても適正に対処したいといふことは言われましたけれども、近隣市を見ながらといふこともありましたけれども、できるだけ早い時期に、やっはりさういふお見舞金といふものを贈るべきだなどいふふうにか思ひます。さうした点で、近隣市を見ながらといふことですので、近隣市とのさうした連絡なんかもとられて、やられていひるのかどうか、その辺はどうか。

○清水副市長

けさほど御報告させていただきます、関連でございひますので、私のほうから。

実は、私も新聞情報でございひますが、隣の刈谷市は、三つの県に対して100万円ずつ、残りの県は、被害の状況を見て50万円ずつ、計500万円を決定したといふような、執行はこれからでしょうけれども、この辺の隣接ですと、安城市は300万円ぐらいつを予定していただけけれども、刈谷市の情報を聞いたのでちよつとといふようなお話も、これは公式な話ではございひませんが、さういふお話も聞いておひます。

先日の各派代表者会議にも申し上げましたが、各派の皆様は、地域主権の時代だから、知立市が独自にそれを判断して、できるだけ早くそれを実行すべきじゃないかといふ御指導もいただいたところでございます。といふことではございひますが、やはり今申し上げたようなこともございひますし、知立市が本当に刈谷市と同じようなことができるのか、また別なる観点では、高浜市からも実はお問ひ合わせをいただきまして、刈谷市、こんなお話があるみたいだけれども、どうだね。これは少し厳しいから、知立市ももう少し、額的な話

として、というような思いだったんだろうかなと思いつながら電話の受け答えをしておりましたけれども、いずれにいたしましても、これはあくまでも知立市民の税金を、そういった知立市の義援金という話で関係のところに出ささせていただくということでございますので、知立市としての、身の丈というのはちょっと言い方があれでしょうけれども、そういったことも考えながら、また最終的な決定の段階では議会のほうにも御相談、御報告を申し上げながら、皆さんに御納得がいただけるようなそういう義援金という形にしたいというふうに思っております。

したがって、できるだけ早いに越したことはございませんけれども、その辺の状況も少し情報収集をしながら検討をさせていただく時間もいただきたいというのが正直なところでございます。

○佐藤委員

必ずしも、横並びということが必要だと私は思いませんけれども、いずれにしても、こうした事態の中で、各市がそうした形で動いているということで、今の副市長の言葉をかりれば、議会にも御相談をしということでありますので、その点では、3月議会中にそうしたことができるのかどうか、その辺の見通しはいかがでしょう。

○清水副市長

今議会、最終はまだ25日の予定でございますので、私どもそこまでの時間ではなくて、もっと早い時間に何とか私どものほうの考えを整理したいというふうに思っております。具体的に、何日とはあれですけども、今週末、あるいは来週の初めとか、そういう時期になるのではないかなと思っております。

○佐藤委員

それと、救援物資については、先ほど、現時点要請がないということが報告をされています。しかし、テレビや新聞を見ますと、いずれにしても毛布が足りんとか、食料が足りんとか、きょうは初めておにぎりを1個食べたとか、そんな報道が伝わってきて、救援物資が送られても、それがう

まく集積をされて、被災地に送られているかどうか、その辺の関係はわかりませんが、そうした点でどうなのかということです。

それともう一つは、簡易トイレについても、ここでは、前例で見ると10個ですか、やっぱり同じ避難所の中において、それぞれ簡易トイレなどが設置がされていると思うんですけども、し尿処理のこのバキュームが来ないと大変な状況に陥るということが、実際に震災を体験してみると、そのことが大変だと。我慢をして体を壊すというようなこともありまして、ぜひそうした点で、現時点要請はないけれども、多分、愛知県がまとめてそれを各地に震災のところへ送られているのか、その辺の関係わかりませんが、そうした申し出を知立市としても、知立市もそういう防災倉庫の中にそれを備蓄しているわけで、それを全部出せということは言わないので、ある程度のことを、やっぱり毛布や食料、簡易トイレについてはそうした機関に申し出て、積極的に取り組むべきじゃないかなというふうに思いますけれども、その点どうですか。

○清水副市長

物資の数的なことは後でまた防災対策室長のほうからちょっと申し上げたいと思いますけれども、基本的に、現時点では、数的なことはちょっと後ほど防災対策室長から申し上げたいと思いますが、基本的な考え方として、現時点、やはりそういう輸送ルートだとかそういうことがまだはっきりしていないというような段階であるというふうに認識しております。愛知県におかれても、愛知県は自前の備蓄品を現地に送るというような報道もございましたけれども、それ以上にその各市町から募って、それをまとめてというところの動きまでにまだなっていないようでございます。ただ、私どものほうにも、県からそういった要請があった場合には、どういものがどの程度提供できるかというような可能性の問い合わせは来ておりますので、それについてはお答えもしておりますし、その要請に基づいてしっかり対応させていただくというふうには思っております。

○佐藤委員

ちょっと防災費の中からちょっと外れた感もありますけれども、補正のところで聞くことはできなかったのであえてこれは聞いたわけですが、ぜひ積極的な対応をお願いしたいなというふうに思います。

それで、一つは、19ページですけれども、ここで個人市民税の所得割がこうした形でふえておるというような形ですけれども、これについて1億3,500万円という形で3月の補正でふえていますけれども、この背景についてちょっとお知らせを願いたいなというふうに思うんですけれども。

○税務課長

平成22年度の今回補正で補正させていただきました内容につきましては、普通徴収におきましては若干下がっておるというふうに判断しております。普通徴収につきましては、当初、大体10億円程度を予想しておりましたけれども、それが9,000万円程度落ち込むのではないかなど。ただ、あとそれ以外の給与特徴、給与ですとか年金、退職所得につきましては、ある程度1億円、2億円程度の伸びがありましたので、その差額として1億3,500万円というものを計上させていただきました。ですから、給与特徴、年金特徴、退職所得等で、金額としましては、約2億2,600万円余、それから普通徴収におきましては、大体9,000万円余が大体マイナスという形で、差し引きで1億3,500万円の増が合うというふうで計上させていただきました。

○佐藤委員

そうすると、私ちょっとよくわからないんですけど、普通徴収の方たちは、確定申告をされて、前年度の所得に応じて後年度に税を払うということになりますよね。退職所得は別にして、まず給与所得者の場合は、特別徴収でその年、その月に給料から天引きされるという形になりますよね。そうすると、そうした形で、若干の景気の回復とまではいかないですけれども、特定のところなり、それなりのところで若干給与が伸びているというようなことが言えるのかどうか、その辺はち

よっと普通徴収と特別徴収との関係の中でちょっとわからないので教えてください。

○税務課長

市民税は、所得税と違いますので、その時点での給与が上がったとかそういうものではございません。これはすべて平成21年度の所得ということです。当初予算は、平成21年の10月に予算を考えておりますので、その時点ではリーマンショックの影響で相当落ち込むだろうと思ったものが平成21年度の後半で若干戻してきたということでございます。

○佐藤委員

わかりました。影響額が大きく見積もったやつがそうじゃなかったということで今回計上させてもらったと、そのことはよくわかりました。

それで、もう一つお聞かせ願いたいんですけれども、次のページの20ページですけれども、ここで地方交付税の中で、普通交付税が4,498万8,000円、それから特別交付税が8,800万円という形で、1億3,298万8,000円という形で計上されております。昨年の9月の補正で、たしか174万4,000円というものが計上されていたと思うんですよ。それが、今回4,498万8,000円ふえまして、4,600万円になりましたけれども、これはどういう関係でふえたのかなということを思うわけで、その辺はどうでしょうか。

○総務課長

交付税でございますが、普通交付税は当初で1,000円計上をいたしまして、今質問者が言われたとおり9月で147万3,000円の補正を行いました。計174万4,000円ということでございます。これは、一番初めにそういうような形で算定をしたものでございまして、調整額で落とされて174万4,000円ということでございました。その後、国が補正予算で雇用対策地域資源活用臨時特例費というのを額を補正したために、4,673万2,000円になりましたので、その差額4,498万8,000円を補正いたしました。

以上でございます。

○佐藤委員

よくわかりませんでしたけれども、それは、雇用対策何とかという、それがあったということで、それはそうすると、知立市の事業との関係で、これが基準財政需要額の中で新たな事業があって、そうした形の中で、この地方交付税がふえたということなんでしょうか。その辺の関係がよくわかりません。

○総務課長

そのとおりでございます。国が補正予算でそういったものを補正したという形の増額ということで、基準財政需要額というのが当初のところよりふえております。その他に4,673万円というのが増というような形になりました。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、その事業というのは基準財政需要額の中で当初見込んでおいた事業に、この間新たな事業が盛り込まれて、それに対応する交付税措置がなされたということですが、ちょっと私どんな事業がこの中に盛り込まれて、交付税が増額になったのか、ちょっとわかりませんので、その辺教えてもらえたらと思います。

○総務課長

国の補正予算で雇用対策の地域資源活用臨時特例費というのはどういったものかというのは、ちょっとそこまでは把握しておりませんが、初め、当初で基準財政需要額等収入額、それから財源不足ということで調整額を掛けて174万4,000円ということになりました。その後、補正を行いましたので、再度、基準財政需要額と基準財政収入額の額は変わっておりませんが、この需要額というものがふえたために、それが4,673万円、差し引きのものが額がそういった形が交付税が出たというような形になります。

それから、初め、当初にやりました国のほうもお金がないときには調整額という形で調整率で調整しますが、その調整率というのがなくなりまして、そのまま基準財政需要額と収入額の差額分が4,673万2,000円というようなかたちになったということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、先ほど課長は基準財政需要額ならびに基準財政収入額が変わらないということをおっしゃられて、ちょっとその辺がよくわからないんですけども、174万4,000円と、調整額を掛けてということで、それは外されたのはいいんですけども、この基準財政需要額が変わらない、収入額も変わらない、それなのに調整額が外れただけでこの額に、4,600万円余になるのかなということをおっしゃられて、ちょっとその辺のからくりが余りよくわからないので。

○総務課長

ただいま言いましたところについては、基準財政需要額というのは、補正によって変わっております。それで、財政収入額については、それは変わっておりません。その差額が4,673万2,000円というような形です。変わったと、補正で変わったということで御理解していただきたいというふうに思います。

○佐藤委員

そうすると、収入額は変わらなくて需要額が変わったということは、需要額を構成する事業が減ったと理解してよろしいでしょうか。その分が170何万円のやつが、需要額が収入額との差額だということをおっしゃられるわけですので、収入額は変わらないけど、需要額が変わったと、補正で変わったということは、減額補正をその分されて、調整がない、そのままもらえるということですので、需要額が4,600万円相当、事業として減ったということなんでしょうか。その辺はどういうあれでしょうか。

○総務課長

その辺は反対でございます。基準財政需要額が国の補正でふえたということでございます。それでその差額ということでございます。

○佐藤委員

わかりました。逆でした。需要額がふえて、収入額が変わらないと。その差額分が調整もなくなったということですが、先ほども言ったよ

うですけれども、需要額がふえたと、補正でふえたというのはどの分野でふえたんですか。

○総務課長

たしか、ちょっとそこのところまでは見てございませんが、国が補正で雇用対策地域資源活用臨時特例費というのがございまして、この項目を追加したというような形で私のほうは理解しておりますけど。また、後で資料を見まして、報告をさせていただきますというふうに思っております。

○佐藤委員

そうした形で、具体的には需要額ですので、ちょっと私この需要額というのによくわからんわけで、各このところで、それぞれこの需要額を校正する費目がそれぞれあると思うんですけれども、知立市が補正をしたその事業の分がふえたということですよ。これについては後でということですが、これで調整率がなくなったということですけども、また後で聞きたいなというふうに思いますけど、そうすると、平成23年度についてもこの調整率はなしで組まれますと、こういう方向、継続されると、こういうことでしょうか。

○総務課長

平成23年度の話でございますが、1億円補正で、当初予算で組みました。これにつきましては、うちのほうもこの調整額につきましては、これはあるかないかというのは国のところでございますので、今の状況でございますが、うちのほうではわからないというのがそういうことでございます。

以上です。

○佐藤委員

それで、交付税は、普通交付税はそういう形でふえたということですけど、特別交付税も8,800万円ということで、当初は地方財政計画に基づいて計上されていたというふうに思いますけれども、この3月の補正で、どういう関係でこれがふえたかわかりませんが、基準財政需要額で補足できない事業に関してこうした措置がとられているということを聞いていますけれども、この点はどんな関係で増額になっているんでしょうか。

○総務課長

この特別交付税につきましては、当初3,100万円を計上いたしました。この特別交付税というのは、もともと枠の部分と、それから算定基礎数値で二つのことが簡単にいいますとございます。当市につきましては、通年、普通交付税はもらっておりませんので、枠の部分だけが入ってきたということで理解していただきたいというふうに思っております。今年度につきましては、平成22年度より交付団体になったことによって、その枠の配分と、それから今までもらわれなかった算定基礎数値で配分されたものというのが、それが8,800万円の補正になっております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、この特別交付税については、この枠のものということですけど、そうすると、この枠というのはよくわかりませんが、決まった額がそれぞれの自治体にどういう条件の中でその枠が構成されるかわかりませんが、一定額が入ることが一つと、それと新たな算定基礎額ということをおっしゃるけれども、算定基礎額ということをおっしゃることは、何と申すか、地方交付税だけでも特別交付税ですので、地方交付税の中で補足をされない事業なり、そういうものがあつたときにこれは上積みされると、こういうものでしょうか。

○総務課長

定められた統一基準により算定するものを普通交付税といいます。それから、普通交付税における算定方法によって、補足されなかったものについて財政事情に対する補てん措置ということで算定するものでございます。

中身によって今言いましたけど、2種類あると。配分の部分と、算定基礎数値、うちのほうは普通交付税みたいに算定の数値を報告して、それでもらえるものと。枠の部分については、今までずっともらってございましたけど、算定基礎数値については、平成22年度より交付団体になったということで、初めて、それが8,800万円入ってきたということでございます。非常に特別交付税というの

は見込みにくいというようなことがございまして、国の施策で変わるというような形でございまして、これはちょっと質問者の意見と話はそれますがけれども、今回うちのほうも新しく当初については、平成23年度については1億円というのは見込みましたけれども、今回、このような大きな地震とか、そういった災害があったときに、それが国によってどういうふうにもなるというような形が特別交付税というところがございまして、ちょっとうちのほうでは正しい金額を見込むというのは、非常に苦しいというようなところがございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、この特別交付税は交付団体になったことによって増額、単純に考えると、普通交付税の交付団体になり、そこで補足をされないものについて交付されると、こちらの知立市のほうから算定をするということです。知立市のほうから算定をして国に上げるんですよね、これは。

○総務課長

その算定基礎数値で求めるものについては、知立市のほうでそういうような該当をするものというのを、これは毎年やっておりますけど、普通交付税が不交付団体については、毎年行いますけど、その数値についてはもらえません。それから、今いいんですけど、22年度については、12月に基礎数値によって8,800万円の特別交付税というのが入ってきております。通常なら、3月で9,000万円ぐらいの枠の部分というのが入ってくるはずなんですけど、これが災害等と思われましてけれども、少し交付の時期がちょっとおくれておるような形になっております。今回は、その8,800万円というのは、枠の部分じゃなくて、算定基礎数値で初めて配分されたというものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

おおよそのところはわかりました。ありがとうございました。

それで、次に、43ページをちょっとお願いしたいわけですが、この43ページに防犯パト

ール業務委託料ということがありまして、当初が2,083万3,000円と、これが933万1,000円の減額ということになっております。緊急雇用だというふうには思いますけれども、この減額についてお知らせを願いたい。

○市民協働課長

こちらの防犯パトロール業務委託料については、緊急雇用創出事業の中で対応しました事業でございますけれども、青パトの従事者、それから徒歩の従事者ということで、2人ずつ1組で夜の10時から明け方4時まで2班体制で、スタート時期がちょっと異なりますけど、年じゅう無休でやるといような事業で、当初考えておりました設計額がありますが、7社で入札しましたところ、落札した業者のほうで出た金額との差益がこのような結果になったものでございます。

○佐藤委員

これで、入札ということですので、入札をし、実際にはハローワークで求人ですよね。そして、ハローワークで失業されている方をその契約をした事業者が雇用するということですが、今2班の青パトということを言われましたけど、実質的には何人の雇用が実現をしているのか、その辺どうですか。新規の雇用で。

○市民協働課長

実人員といたしましては、6人ずつ12名体制ということで、12名を新規雇用者として採用させていただいております。

○佐藤委員

そうすると、この方たちの賃金は、12名ですので、賃金は1時間当たりどれくらいになるのかなということですが、この方たちは1年を通して雇用されて、半年、1年、いろいろあったような気がしますが、1年を通して雇用されておるのかどうか、半年で切れているのかどうか。そして、1時間当たり時給が、最低賃金を割り込まないということは当然だと思うけれども、どうなんだろうかと、時給は。

○市民協働課長

今言われましたとおり、基本は半年でござい

す。1回だけ更新が可能になりますので、1年で1年間の方も見れば、あと平成21年度からで更新された方も見えるということです。そういう形にはなりますが、私どもの試算の中では、1人1万2,000円程度、賃金として6時間を1万2,000円として計算しておりましたが、このような金額になっておりますので、時給は1,000円程度になっておるのかなという感じ。ちょっと細かい計算を今しておりませんが、1,000円少しのような計算になるのかなというふうに考えております。

○佐藤委員

時給1,000円で、1人。これは夜間ですよ。10時から4時という形でやられるというふうに思いますが、普通でいくと深夜手当が加算されるような時間だろうというふうに思いますが、そうした点から見て、時給1,000円というか、1日1人1万2,000円ですか。これは、妥当なのかなということと同時に、妥当かどうかという議論がありますけど、この辺はどんなふうに考えているのかなというふうに思いますが。

○市民協働課長

実際、契約金額からいまして、また夜間の勤務ということを考えれば、決して高額な賃金ではないということは思いますが、この緊急雇用事業の性格から申し上げても、とりあえず今仕事がない方を新たに採用して、とにかく新しい仕事が見つかるまでの半年間のつなぎ的な意味合い、そういう色の濃い事業ですので、少ないということとは思いますが、それでもその方が生活していく上で必要な、必要最小限の収入を得ていただけるのかなというふうに理解しております。

○佐藤委員

そこで、賃金が妥当かということでいろいろ議論があるわけですが、入札ということで、どうしても仕事を取りたいというところが、業者にとっては新規の方を雇用し、なおかつ自分たちも事業所としてそれなりに一定の利益が確保できるということがなければならぬわけですが、そうした中において、入札で行われていると。ハ

ローワークじかに雇用しているわけではないわけですが、先ほど、青パトということということで、知立市のものを使ってということになるのでしょうか。どうなんでしょうか。

○市民協働課長

車両は、リース、レンタルということになります。事業者持ちでございます。

○佐藤委員

私ね、賃金の妥当性はいろいろあるんですけど、予定していた額に対して半額を下回っているわけですよ。そうすると、1人1日1万2,000円、時給1,000円前後と、こういうことですが、こうした不要額が出るわけですが、もっと例えば、この業者でいくと、24名まで対応可能な額が残る、正確にはそれだけの額になるかどうかわかりませんが、実際にお困りの方や、また最長1年ですので、更新をする、そういう方も含めて、もうちょっと一般のものであれば入札差益が出て、安ければ安いほどいいということではありますけれども、緊急雇用という正確を見たときに、こうした形で余らすということがいいのかなという気は私ですけれども、その辺どうでしょうか。

○市民協働課長

こちらのほうの事業につきましては、かなり当初の契約において大きな差額が出たものですから、何とか変更契約などで、例えば、もう少し人数を採用して、もう少し強化した体制でパトロールができるのかできないのか、その辺も含めて考えましたですけど、なかなか新たに新しい人をとにかく新規採用しなければいけないという縛りがあるものですから、難しいということで、このような形で残ったということでございます。

○佐藤委員

これは、ハローワークを通じてということですが、ありますけれども、例えば、これが可能かどうか、私はよくわかりませんが、例えば、市にも青パトがあるわけで、そうした点で、そうした直営で雇用はできないものかということも考えるわけですが、その辺はどうでしょうか。

○市民協働課長

こちらの業務委託につきましては、委託料という形で予算化しておりましたし、これは100%県の基金で補てんされるものでございますので、もしこれを今委員がおっしゃられるように、市費として市の持ち出しでパトロールをやっていくとなると、それはかなり検討の余地があるのかなというふうに思います。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時04分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

先ほど、佐藤委員より交付税の質問の中で、私のほうが国の補正で追加項目を追加したような答弁をいたしましたけれども、調べた結果、雇用対策地域資源活用臨時特例費というのが当初からございまして、これは、国のほうが再算定を行った結果、その中の短費用というのがございまして、この526が835というような形の筋が変わったということで、基準財政需要額というのがございまして、これが当初は6,559万3,000円というような形が、10億379万6,000円ということで、3,820万円ほどふえたというような形で、これは式の中でございますので、そのままふえるというわけではございませんけど、この国のような補正でこういう事業費のところを臨時特例費というのがふえたというようなところで御理解いただきたいと思えます。

これからは注意して答弁したいと思います。失礼いたしました。

○防災対策室長

先ほどの救援物資のことでございますが、県のほうから私どものほうに紹介がありまして、知立市からどれほどのものが出せるかというお話をいただきました。私どものほうも、この時期でありますので、すべてのものを出すというわけにはま

りませんので、おおむね今備蓄しております2割程度をめどに数字を報告させていただいております。国のほうの施策としては、民間の事業者、例えば、サークルKだったり、あるいはパンの製造業者等々に直接働きかけをして、何十万食という単位で発注をかけ、それぞれ避難民の方たちに届くように今手配をしておりますので、そのあたりが十分賄い切れないところであれば、各県のほうにそれぞれ要請があって、県単位でまとめて送ることになるのかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員

まず、防犯パトロールですけれども、私は単純に予定されていた予算に対して、半分しか執行されんということになると、事業の収支から見て、大変大きな残りだなということがあって、それならば人数をふやしたり、そんな対応をすべきじゃないかというふうに思ったわけですけど、今の答弁だと、あらかじめ委託の計画を県のほうに提示をして、その枠じゃないと執行ができないと。余ったからといってそれを回すことができないという説明ではありましたが、しかし、そうだとすると、こんなに余っていいのかなというのが率直な感想です。

それで、それぞれ所管はこの委員会じゃないけれども、事業自体はこの事業だということですから、平成23年度もそうした形でもう既に予算計上もしているということは計画を県に出しておるということで、こうしたことが実際に同じようなケースになることが心配されますけれども、その辺のことをちょっと御説明願いながら、感想を述べていただきたいと思えます。

○市民協働課長

来年度も同様の形でこの事業を実施したいということのを要望を県のほうに出させていただいて、この事業につきましては、一応採択というふうに聞いておりますので、平成23年度の予算にも上げさせていただいております。今度の額は、これよりもこのような低い金額にはならないのではない

かというふうを考えておりますし、実際に担当者といえども、実際この入札価格を見たときに、少しこの開きに驚いたわけでございますけれども、会社のほうも、やっぱり会社がある以上、いろいろ雇用して活動していくというのは、ある程度余り利潤を追求せずこの事業をやってみえるのかなという気もいたしますけど、いずれにしてもこれは推測ですので、余分なことかもしれませんが、平成23年度まであわせて、せっかく防犯パトロールのほうで犯罪も減ってきていますので、この事業を継続したいというふうを考えております。

○佐藤委員

もう一点、例えば、ハローワークを通じて入札をやるわけですが、雇用される方の賃金は、事業費のどのくらいというのが、たしか幅があったような気がするんですけども、たとえ入札でやられるとしても、その幅を裏では担保されるのか、こちらから入札に際して賃金は幾らは担保するとか、そうしたことは提示をして、業者が入札をするということですか、これは。

○市民協働課長

入札の際の仕様書の中に、必ず人件費が、例えば75%以上は人件費ですとか、そのような縛りを入れて契約をいたしております。

○佐藤委員

そうすると、75%以上がということですが、もう少しそのところを膨らますということは、国の要綱か何かあるのかもしれませんが、膨らませて、そのところで膨らめば、業者の皆さんも入札の競争があるわけだけども、とりあえず、働く人の賃金はもう少し担保できるような、そうした入札の仕方はできないのかなと。同じような形でやって、途中から変更もできない、結局余らせるしかできないということであるならば、もう少しその条件を引き上げて入札に付すということも必要なことじゃないかなと思いますけれども。

○市民協働課長

この事業は、県のほうから出しております雇用

の条件は、事業主のおおむね70%以上という形で条件が決められておまして、それからあと、失業者の割合はおおむね75%以上を雇用しなさいということでもあります。知立市の場合は、これよりも少し厳しくしまして、新規雇用、人件費割合は74%、それから新規雇用分は77%というのは少し県の条件よりも厳しくした状態でその仕様書の表はつくらせていただいておりますが、余りこれを引き上げると、会社のほうも、物件費等、例えば先ほど申しました青パトを用意するのであれば、それはレンタルなりで用意しなきゃならないし、諸経費としてその人たちの管理をしていく人たちのこともあるものですから、ある程度この辺の数字が妥当なところだというふうに理解しております。

○佐藤委員

そうした見解ですが、たくさん余らずようでは、ちょっと事業の趣旨とは相入れないという感触を持っているので、その辺、例えば75%以上ということですが、もうちょっと上げて、そこの中で業者が仕事がほしいということであれば、利幅が入札をもっと、何と言うか、入札価格が非常に安いわけでしょう、そもそもが。もうちょっと上げて、業者の利益も担保できるような条件を提示することが県の要綱やそういうことの関係で可能であれば、そうしたことで入札をかけて、新規雇用された方も、また業者もそれなりの利益を得るようなもうちょっと工夫はしてもらえんかなというのが私の率直なところです。どうでしょう。

○市民協働課長

今の言われた条件をもう少し上げて、それが人件費に多く回るようにできないかということにつきましては、なかなかこちらだけの判断でもできませんが、今入札を実際にやっていただいております業者とかでもいろんな情報をいただきながら、できるだけ新規雇用者の方に多くの給与が払われるような、そういう契約ができればいいのかなというふうに思います。

○佐藤委員

ぜひ、改善できる余地があるならば、ぜひ改善してほしいなというふうに思います。

それから、79ページのところに、私立高等学校授業料補助金と、1人1万2,000円だったかと思えますけれども、81万6,000円という形であります。すべての方がその補助が必要だということにはならないかもしれませんが、そうした点での該当される方については、PRをどのようになっているのかなということについて、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○教育庶務課長

私学のほうの募集の方法ですが、これにつきましては、まず、広報の掲載を9月にいたしまして、それから私学助成の書類の対象の高等学校にその案内を送付しております。そして、3月、その後、申し込みを受付をさせていただいております。

○佐藤委員

例えば、広報で9月、例えば、平成23年度にいたただこうと思うと、その前の年の9月に、平成22年の9月に広報でお知らせをし、そして該当する高校に送付をすると。その高校から、例えば、現在そこの学校に在籍している子供たち、そしてさらに新年度になってまた入学してこられる、そういう方たちを対象にして案内をしてもらうと、こういう形でやっているということですか。

○教育庶務課長

これは、10月1日が基準日になっておりますので、9月ごろに各学校に通知をいたしまして、それで10月から11月にかけてまして回答をいただくような形をとらせていただいております。

○佐藤委員

ちょっとごめんなさい。私、のみ込みが悪いもので、11月1日が基準日というのは、何かちょっとわかりませんが、年度当初からやっているわけではなくて、次年度のやつを9月で広報し、高校に案内をし、そして、新年度になったときに補助するということですか。その当該の年度に補助するというのがちょっとよく関係がわからなくて申しわけない。のみ込みが悪くて申しわけありません。

○教育庶務課長

こちらのほうが、知立市の私立高等学校授業料補助金交付要綱に基づいて行っておりまして、こちらのほうの対象者が、その当該年度の10月1日において知立市に居住し、基本台帳により記載されてみえる方というふうになっておりますので、その関係がございますので、年度当初ではなく、その時期に間に合うように御案内をさせていただいているという、そういう形になります。

○佐藤委員

わかりました。

それで、そうすると、基準日が11月1日できちっと在籍しているということですよ。ですから、9月に広報誌、高校にも送付をし、申請があった方にはその年度、10月1日以降ということですか、それで補助をすると、こういう形ですか。

○教育庶務課長

基準日は10月1日になります。ですので、それに間に合うようにという、委員のおっしゃるとおりです。

○佐藤委員

そうすると、11月1日までにいろいろPRを広報等でして、高校にも送付して、11月1日までに申請をしてくださいと。その申請をされた方を対象にこの補助金交付をすると、こういうことでしょうか。

○教育庶務課長

平成22年度の場合は、9月ごろに学校に通知をしまして、締切日は10月末日という締め切りで行わせていただきました。

○佐藤委員

そうすると、この締め切りに間に合わなかった、今回81万6,000円という方は、そもそも申請する気なかった人、もしくはその間、申請をしようと思ったけれども、しなかったという方も含まれておられるのかなというふうに思いますけれども、この10月1日で基準日とし、高校は10月の末日までということでの1カ月の幅があるわけですが、81万6,000円という形で残すということになれば、もうちょっと工夫が要るんじゃないかな

という気もしないでもないですけども、その辺どうでしょうか。

○教育庶務課長

ことしの場合、通年今までこのような形で行ってきたんですけども、さらによい方法があればまた他市のことも調べて勉強はしていきたいなど、そのように思います。

○佐藤委員

それで、高校のほうには送付はするということですけども、高校ルートを通じるルートと、直接市のほうに申請をするというルートがあると思うんですけども、その辺は両方あるんですよね。直接市のほうに高校のほうのルートじゃなくて、私も該当しますのでということで、市のほうから直接申請用紙をいただいて申請をするというルートもあるわけですか。

○教育庶務課長

交付の申請につきましては、市のほうに在学等の証明をつけていただいて、申請書のほうを出していただく場合もあるんですけども、ただ、学校のほうにその授業料の減免とか、そういうことがございますので、それを確認する必要がありますので、うちのほうから問い合わせをさせていただきます。

○佐藤委員

私、私立高等学校の授業料補助で、この減免ということは今言われたんですけども、そうした所得制限やそういうことがなくて、在籍をしている方すべて対象ではないんですか、これは。だから、減免とか関係ないと思うんですよ。ですから、高校を通じてそのルートで申請を案内をし、申請してもらおうというルートと、直接市のほうに申請用紙を持ってきて、確かにこの学校に在学していますよという証明書か何かつけて、直接申請するという、そういう方法も可能なんじゃないですか。所得制限とかそういうことはないというふうに私思っていましたけれども、どうでしょうか。

○教育部長

私立学校の授業料補助につきましては、委員の御指摘のとおり、所得制限という今まで概念はご

ざいけません。したがって、私立学校に在籍されれば、年額最高1万2,000円という形で支給されません。平成22年度は、公立高等学校の授業料全額38万8,000円の免除という形になりまして、私立高等学校につきましても、最高31万8,000円、基本的には4ランク、実際6ランクあるんですけども、4ランクで見えていただければいいんですが、それで、公立学校と同等の助成をしておる対象者には、そのまま私学にもすべて授業料助成がされておるので、そういったいわゆる授業料免除になっておる状態の人は、今回の対象にはなりませんよということでございます。お話ししているのは、

先ほどお話がありましたのは、80万円残っておりますけど、これは、当初予算の算定、昨年ですけども、その時点では対象者を442人ほど見ておるんですね。それを若干多くて450人と、簡単に言うと、組んでおるんですが、実質的には392人、すなわちこの差額は50人なんですけど、そうすると、なぜ50人かという、過去のデータでもそういった免除者が出たり、あるいは学年特待生になったり、そういうものが出て、実質的にずっと見ていきますと、ことしが89.4%の該当が全部出ています。それから、去年が90.61、その前が86.8といった推移です。その前も88.2でございますけど、大体、実は私のほうで10月1日の基準日で、すべて、現時点62の私立学校です。全部に送ります。こちらの学校義務教育を出て進学した学校はすべてわかっております。そこに送りますので、その事務員のほうから、知立から通っている者に対して周知がいて、皆さんが出てみえますので、ほぼ私のほうでは、私は要らんよというのと、そういう人以外は拾っているというふうに自覚しております。

○佐藤委員

わかりました。そうすると、部長が言われた中身は、そうした人を除けば、ほぼこの対象者には申請をいただいて、有効に活用されていると、こういうことをわかりました。金額だけ見ると、単純に割って、そうかもしれないということを思ったもので聞いたわけです。ありがとうございます

た。

それから、81ページ、これも本会議で高橋議員が聞かれました。きめ細やかな交付金という形で、扇風機を設置と、小学校に設置ということで2,428万円という形で計上されて、繰越明許ですので、来年度4月以降ということになりますけれども、議会でも問題になりましたけれども、何と言いますか、暑い時期に本当に間に合うのかということが一つ大切なというふうに思いますけど、その辺の見通しをひとつお願いしたいと思います。

○教育庶務課長

今回は、その答弁の中にもあったんですけど、空調機も設置したらどうなのかという、そういうことも話には出るんですけど、ただ、費用面から言っても数億円ということもありますし、扇風機を設置しますと、体感温度が二、三度下がるということですので、差し当たって設置をさせていただきたいということで、知立市の場合は窓を開けて授業のほうを受けられることのできる環境ですので、それでいきたいというふうに考えております。

○教育部長

佐藤委員の御質問は、できるだけ早く設置をしたほうがいいということで、いつごろの計画をしているかという御質問でございますので、私は本会議で、できるだけ早く7月のときには入れてあげたいという思いはあります。思いはありますが、事務的な手続を見ますと、3月議会終了いたしましたして、繰越明許されますので、実務的に言いますと、3月25日に議決されて、その後の使命審査会が4月5日です。これが最高のタイムでいくわけです。そうすると、工事入札が4月14日と、そして、それから1週間以内に請負契約を締結して準備工に入ってまいりますので、そこで2週間はとられます。工事が、学校はずっと授業をやっておりますので、行っていくにはどうしても土日を使っていきます。

最大の小学校が知立小学校で28クラスございまして、これを2人編成で設置していくということでいきますと、14日間かかります。これをずっと

ぼっていきますと、本当に早くして差し上げたいんですけども、私の暦の上で、幾ら早くても7月3日、だけどこれはぎりぎり一番ぼった場合ですので、そして、完了検査等を行っていきますので、本当に夏休みのちょっと前になる、これぎりぎりだと思ふんですね。

ただ、僕が心配しているのは、ものが知立市で当初予算で中学校分、補正で小学校分、あわせても209クラス、その4期分ですので、簡単に言うと800、900という単位の扇風機を入れていきますので、そこが学校単位ぐらいで入札していきたくてんですけども、その品がどのように、仕様書、契約書どおりに入ってくるのかというのが心配で、その部分で見ると、標準工期をもう少し持たないといけないような気がするんですね。だから、しかられちゃうかもしれない、少しでも努力しますが、夏休みにずれ込む可能性もなきにしもあらずということで御理解いただきたいと思ふんですが。

○佐藤委員

部長が言われた最大限の努力をされてやられてもそれくらいの見通しだろうということとでありまして、ぜひできるだけ早くということだけ申し添えておきたいと。

それともう一つは、今学校単位での入札ということで言われました。かつて何でしたか、学校のテレビ等が学校単位での入札がありましたけれども、あのときはたしかヤマダ電機が何のときですか、入札やって仕様ミスだということで撤回をし、その後地元業者も入れる枠組みの中で入札をされたということですが、ぜひ今回の入札においても、やはりこうした状況でありますので、地元業者が参入できるような枠組みをつくりながら、ぜひ進めてほしいなというふうに思いますけど、基本的な考え方だけお知らせください。

○教育部長

これは、先回テレビの件がありますので、私のほうから答弁させていただきますが、そのときもおっしゃった件がございまして、私のほうは、その交付金の趣旨、今回も地域活性化交付金の中の

きめ細かな交付金と、住民に光をそそぐ交付金という名前でございますので、できるだけ地域性を意を配って、入札機会が単位ごとにできれば行えるように配慮しながら行っていきたいというふうに年頭にはあります。

よろしく申し上げます。

○佐藤委員

ぜひ、このような形で地域にも循環できる、そんなことも見ていただいて、やってほしいなというふうに思います。

それで、先ほど税務課長のほうから、基準財政需要額の説明がありましたけれども、あの説明でいうと、当初から予定していたやつが補正で大きく伸びて、単位費がもともと伸びて、単位費というのも526でしたか、これが832に伸びて、その結果としてこうした金額が計上になったと、こういうふうですけど、もう一度だけわかりやすく、ゆっくりお願いします。

○総務課長

この件につきましては、国が補正予算で雇用対策の地域資源活用臨時特例費の額を補正したものでございます。そのものというのは、雇用対策地域資源活用臨時特例費というのがございまして、当初、算定をいたしましたときには、この単位費用というのは計算式がずっとあるんですけど、人口に係数を掛けて、それでまた単位費用を最後に掛けるというのが、この単位費用が526から835に変わったということでございます。再計算をすると、当初は6,559万3,000円という形になっておりましたが、この835という単位費用を使いますと、1億379万6,000円ということで、3,820万3,000円増という形になりまして、交付税がたくさんもらえと言ったらおかしいんですけど、そういうような形になります。これは、ただ、今金額を言ったものについては、この基準財政需要額ということで、計算式の中でございますので、そのままその数値がうちのほうでもらえるということではございませんので、以上でございます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号について、挙手により採決します。

議案第19号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第19号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 平成23年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中委員

それでは、議案第26号 平成23年度知立市一般会計予算について、幾つかお伺いいたします。

予算説明書89ページ、2款総務費、1項総務管理費、11目防災費の防災無線についてお尋ねします。

先ほど、明石委員のほうからもお尋ねがありました。来る3月11日に発生した東日本大震災、先ほど名前が変わったようですが、に際し、防災には市民の方からも大変強い関心を持たれております。

昨日、22時32分に静岡県を震源とした地震があり、緊急地震速報が流れました。実は、私の家に緊急地震速報が外から聞こえてきましたので、市の同報無線で放送されたのかなと思いましたが、当局に聞くところによると、きのうは放送がなかったということで、どうも八ツ田小学校のシステムの音が漏れ聞こえてきたのかなと思っております。私が放送を耳にしたときには、10秒後に震度3の地震が来ますと、かなり具体的な放送でした。その後、しばらくしてから横揺れがしたんですが、

昨日、知立市の同報無線が鳴らなかった理由というのはいか理由があるのでしょうか。お聞かせください。

○防災対策室長

先ほど、明石委員からの質問にもございましたけれども、私どもで設置しております緊急地震速報というか、Jアラートですが、実は、震度4以上で設定しております。ですから、気象庁は発表は震度5強が起きる可能性がある地震について地震速報を発表するというのでございますので、この地方に震度4以上が可能性がある、その4というのはどこから出てくるかという、プラスマイナス1ぐらいの誤差が出るだろうということで、4を出しておけば5にも対応ができるという意味合いで読んで設定しております。ですから、先ほどの震度3の地震については、実際にはこちらのほうには4以下の地震が来るということでの情報でございましたので、同報無線は作動しなかったと、そういうことでございます。

○田中委員

了解しました。確かに、震度3ということを知っておりましたので、たまたま私、家が八ツ田小学校に近いものですから、恐らく八ツ田小学校のシステムがランドの子供に向けて、多分スピーカーが向いていて、それが結果的に聞こえたのかなと思っておりますが、実際この緊急地震速報、知立市はJアラートと呼んでいるようですが、気象庁の仕組みでいくと、気象庁の地震計、皆さん御存じだと思いますが、速度が速く振動の小さいP波を感知したときに、速度が遅く振動の大きいS波の到達状況を予測して、強い揺れに対する備えを、準備を促すというシステムです。その前日に、建水の委員会中に、実際流れてきたという部分に関して、先ほど、誤報でも誤作動でもないというお話でした。

4件のお問い合わせがあったということだったんですが、もう少し具体的に4件のお問い合わせの内容について、大きくくくって結構ですので、多かったものをお聞かせください。

また、それに対して、当局のほうで一応説明は

されたということだったんですが、どの程度市民の方がそれで理解されたのかということについてもお聞かせください。

○防災対策室長

先ほどの件でございます。今の質問の件につきましてお話をさせていただきます。

14日の緊急地震速報を受けて同報無線を流したことについて、市民の方から鳴り終わったと同時に、私ども防災対策室の電話3本、それから総務課の電話が3本、大体6本が常にその状態で鳴っておったということでございます。大体、話をお聞きしますと、同報無線が何を言っているのかわからなかったというのが一つ、それから、地震があるんですかというお問い合わせが一つ、それから、早すぎて何を言っているのかわからないと、大きく分けるとその三つです。そういうようなお電話をいただきました。実際には、それに対しては、今は緊急地震速報を受信して、皆様に対応していただくように同報無線を流しましたということでお答えをさせていただいております。それから、聞こえなかったということじゃなくて、何を言っているかわからなかったというのは、やっぱり同報無線の性格上、早口でしゃべるとどうしても何を言っているのかというような話ですので、申しわけありませんでしたということで、ちょっと説明をさせていただきました。その後、実は、流した後に、私どものほうから、ただいまの地震情報につきましてということで、地震がありませんでしたので御安心くださいという安心情報を、肉声でゆっくりと話させていただきました。それに対してまた電話をいただきまして、今説明を聞いたのでよくわかりましたというお電話もいただいておりますので、そういう形での電話でございました。

以上です。

○田中委員

わかりました。ありがとうございます。

実際のところ、その緊急地震速報というシステム事態がなかなか市民に周知されていない、先ほど明石委員のほうのお話もありましたが、よく似

たものに、いわゆる地震速報、地震速報というものは実際に地震があった後でテレビなんかで流れてくるもの、それと、緊急地震速報との違いがわかっていなかったりとか、あと地震警報、いわゆる地震予知連絡会が出す 来るものとの違いがよくわかっていなくて、実際、緊急地震速報が流れたから電話して来るんですかと言ったところには、実際来るタイミングになっているものですから、なかなかそれが、やはり先ほどもあった周知をしっかりとされていないのかなと思います。

ちょっと調べたところで、東京大学の研究所で、いわゆる緊急地震速報の情報発信から、揺れが到着するまでもし5秒間の猶予があった場合、死者を80%減らすことができるというデータが出ています。いわゆるこれは、時差がなかったときを100としたときに、5秒あるだけでも80%減らすことができると。昨日のような10秒という時間があれば、その数値を90%まで上げることができるというデータが出ています。

実際、確かに10秒あれば大きな家具から離れたりだとか、机の下に隠れる、扉を開けて避難路を確保する、火をとめる、ガスの元栓を締める。実際、建水のとくに、私ちょっと事務局にいたんですが、事務局にいたら、職員がすぐにガスの元栓をぴっととめていましたので、そういったことをする時間があるということで、いわゆる安全確保の行動をとることができるということで、このシステム自体は大変有効なものです。

この間のようなものは、確かに鳴っても来なかったということは、もちろんそのシステムの制度上あることだと思いますけれども、今回の実際起きた津波の件でもそうですけど、今までにも速報が鳴って、警報が鳴って来なかったからということではなくて、常にやはり鳴ったときには備えるというようなその心構えをしていくべきではないかなと思います。緊急地震速報自体、そのテレビ、ラジオなんか公共放送を見ていけば入ってくるものですが、最近だと携帯電話なんかで通知機能があって、この間も委員会中、パイプにしていたのに音が鳴ったということがあったみたいで

すが、それはすばらしい仕組みだと思いますけれども、機種が限定されておりますので、なかなか市民に公平にその情報が行き渡る部分がないという部分では、同報無線というのは、100%ではないにしろ、有効な手段だと思っております。

そういった部分で、やはり今回の場合、震度4で鳴らなかったということであるんですが、このエリアに関して言えば、東海地震というものがある程度予測されていて、30年以内に87%の確立で地震が来るというデータも出ております。実際、地震自体は人間の力で食いとめることはできないんですけれども、その被害を最小限に食いとめるという努力は人間の努力でできるという部分で、先ほど防災の話がちょっと出ていましたが、防災対策の整備をしっかりとすることも大事なんですが、このいわゆる有効な緊急地震速報システムというものに関して、まずはしっかりと市民の方に、こういった目的であるもので、これがあったときはどういう処置をするべきなのかとか、そういったことに対して、さらなる周知に関して、先ほどほかの委員会からもお願いがありましたけれども、私のほうからもさらに周知、徹底のほうをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○防災対策室長

緊急地震速報を受信する方法として、さまざまな方法があります。実は、ラジオ、テレビ、それからキャッチについても速報を流しております。それから、携帯各社、ドコモ、それからau、ソフトバンク、そういうところも配信事業をやっておりますので、そういうところとしっかりと契約をしていただくのが一番、特に、携帯あたりは皆さん各個人個人で1台ずつ常に身につけてみえますので、携帯やなんか速報が送られてくるように契約、あるいは手続をされるといいのかなと、そんなふうに思っております。そこのへの周知に関しては、この緊急地震速報とはどのようなことで、広報等でお知らせをしながら、あるいは防災講座等々でもお話をさせていただきながら、周知を図っていきいたいなど、こんなふうに考えております。

○田中委員

実際、この緊急地震速報システムというのは、気象庁も莫大なお金をかけて整備したシステムですし、それは知立市も活用するという部分では、それなりに予算を組んでやっていることですので、それが市民の安全確保に有効に使われるように、今後も努力をお願いしたいと思います。

それでは、引き続きまして、一般会計予算93ページ、2款総務費、1項総務管理費、15目市民協働費、19節負担金補助及び交付金の防犯灯設置等事業補助金、先ほど補正のところでも少しお話しさせていただきましたが、1,700万円余についてお尋ねいたします。

先ほどの補正予算のところでも質問を幾つかさせていただきますましたが、平成22年度の当初予算額が2,200万円弱、それに対して補正が約200万円かかっていたとしても、実施見込みが約2,000万円に対し、新しい取り組みを行うということも言っていた中で、新年度がさらに250万円減額となっております。設置見込み本数が大幅に減った、先ほど数値についても少しお話しいただきましたが、現在、平成23年度に設置要望が来ている本数をお聞かせください。あと、予算概要に書いてあるLED防犯灯設置推進事業、約250万円の内訳をお聞かせください。

○市民協働課長

防犯灯の町内からの設置要望につきましては、要望自体は58本の要望がございました。それにプラスアルファで予備費というものを計上させていただいております。

それから、防犯灯設置事業のこの当初予算の内訳でございましたでしょうか。

○田中委員

概要に書いてあるLEDで250万円と、その内訳です。

○市民協働課長

済みません。

こちらのほうにつきましては、当初要望のありました分と、それから私どもの予備費を入れました分がこのままの数字でございまして、この中で

LEDと限度額を3万5,000円とさせていただいておりますけど、この中で対応していくということでございます。

○田中委員

わかりました。逆にそれ以外のところは電灯料とかということですね。

防犯灯LED化に関しては、すばやい事業化をしていただき、大変ありがたく思っております。補正のところでも触れましたけれども、せっかく新しいそういう取り組みがあっても、新しいLED防犯灯を設置したいけれども、もうつけるところがないという町内会も多くあると思います。平成23年度防犯灯の新設要望が1件もない、もう質問していたらごめんなさい。平成23年度の防犯灯の新設要望が1件もない町内会の数がありましたらお聞かせください。

○市民協働課長

31町内会に分けさせていただいておりますけど、要望のありましたところは10町内会でございます。

○田中委員

ありがとうございます。

ということは、逆に、21町内会からは要望がなかったという形ですね。逆に言えば、それは市長が今まで推し進めてこられたいわゆる防犯灯設置という部分がかかなり進んできて、ある意味飽和状態になってきているかなと思うんですが、今言った21町内会に関しては、先進的に進んで防犯灯をつけていったという形になりますが、逆に古くなった防犯灯の修理工事費で大変苦労しているという事実もあります。こういった防犯灯を、新しいLEDにつけかえる予算という部分は、今回の予算の中でどの程度見込んでいますでしょうか。

○市民協働課長

市のほうで予備費というもので計算をしておりますので、古くなったので設置がえをしたいという要望が出てくれば、たくさん出てくるようでは難しいですが、ある程度は対応できるように予算をとっております。

○田中委員

そのある程度というのは、早い者勝ちになって

しまうのでしょうか。ちょっとまだ計算してみないと何本分ぐらいの予備があるのかちょっとわからないんですが、もし数字で、何本分ぐらいありますよ、3万5,000円で単価出せると思いますので、お聞かせください。

このLEDのつけかえのことにに関してなんですけれども、このつけかえのタイミングが非常に難しいという声が聞こえてきます。いわゆる、その町内の防犯灯がばかばかし出しました。ばかばかし出して、もしくはつかなくなったときに、単なる球切れなのか、もしくはその電灯の故障なのかというものの判断が素人ではつきにくいですから、当然業者に発注します。業者に発注すると、今までどおりの作業を行って、はい、直しましたという形で代金の請求が来てしまって、そのつけかえのタイミングを失ってしまうということがあるそうです。

私のほうから、じゃ、古い防犯灯から交換していったら順次いいじゃないですかという助言をしたんですが、実は、その町内会ではどの防犯灯が古いかということは管理できていないと、把握できていないということだったんですが、こういったことに関しての台帳等で市民協働課で管理できていますでしょうか。

○市民協働課長

市民協働課のほうでは、いつできたというそのような台帳のものは用意しておりません。

それから、先ほどの質問で、どれぐらいの予備費でたいおうできるかということですけど、ざっと計算しますと、十二、三本ぐらいですから、この防犯灯の予算の範囲でいけるかなと。

以上でございます。

○田中委員

その防犯灯が市内に広がっていた経緯というのが、私自身もちょっと不勉強なんですけど、恐らく最初から町内がすべて管理していただけではなくて、最初は市が管理していたものをどこかで町内会に委託したものではないのかなというふうに思っているんですが、どれが古い防犯灯かということはどうも把握できないということであれば、逆

にどこかででも交換していく必要はあると思いますし、実際にその蛍光灯のLEDを、まだもし使えるものであったとしても、寿命が近づいているのであれば、それをLEDに変えるということは、相対的にその費用であつたりとか、その二酸化炭素の排出量、環境等に効果を考えても十分メリットがある事業だと思います。でしたら、市内の電気事業者とか相談して、古い蛍光灯とか、もしくは故障した古い防犯灯とか、故障した防犯灯のLEDのつけかえ手順みたいな、マニュアルみたいなものを要綱にまとめていただいて、区長会等でプレゼンテーションをしていただければ、ああ、なるほど、そういう形で考えていけばいいのかと、一つの指針ができてくると思います。

前回の一般質問でも、LEDのその効果については御説明させていただきました。新設のLEDはもちろん大切なんですけど、古くなった故障した防犯灯をどんどん積極的にLED化していくようにお考えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市民協働課長

確かに、現状におきましては、古くなくても、恐らくこれが故障ということで、もう使えないということで、今は設置がえと、交換という形になっていくと思いますが、ある程度の目安をもって、年度をもってそうなる前に例えばチェンジしていく方法ができるかどうかということになると、実際、まだまだ使えるのかもしれないし、年数が来ていて、もっと一概に年数だけでも線引きできないようなこともあるかもしれませんが、いま一度委員の言われたことはちょっと検討させていただいて、事業者なんか、あと町内とかも入れて、一応点検しながら、どういう形で今後LEDにチェンジしていく方向が一番望ましいか、お時間をいただきたいと思います。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時56分

再開 午後4時04分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中委員

前向きには検討していただけるということだったんですが、実際、十二、三本という数が今知立市に4,000本ある防犯灯に対して、予備費として適正かどうか、ことし1年目ということですから、そこまで回っていなかったかもしれないんですが、この十二、三本のペースで変えていったら、果たして何年かかるかという話になります。

来年度以降、今回の58本以上にもしかしたら新規の要望は減ってくる可能性が出てきますので、そうであれば、今回の補正でも結構ですが、もっとつけかえのところが積極的に推進していただいて、前回の一般質問でもそうだったんですが、要は、蛍光灯をつけていたほうがロスがあるという事実。今あるものであったとしても、電気料金もそうですし、もちろん維持費、メンテナンス費もそうですし、市にとっても、いわゆる地球環境にとってもロスだということをもう一度認識していただいて、積極的にLED化を進めていくというところに取り組んでいただきたいなと思います。

そういった業者と相談して、マニュアル等ということだったんですが、これもできるだけ早くつくっていただきたいなと思いますが、ちなみに、新年度の新しい区長会というのは、いつ行われるんでしょうか。

○市民協働課長

4月5日でございます。

○田中委員

できれば、それまでにマニュアルのようなもの、もしくはそれに近い、こういったことを検討していますのでというような発表ができるような流れで、いつかと言っていると夏になってしまいそうな気がしますので、できるだけ早目に進めていただいて、積極的なLED化を進めていただければと思います。

それでは、質問を変えます。

予算説明書93ページ、2款総務費、1項総務管理費、15目市民協働費ですが、多文化共生につい

てお尋ねいたします。

さきの一般質問でも、放課後学習支援教室への支援とか、多文化共生センターの設置等提案させていただいた際に、企画部長、副市長のほうから、平成23年度の共生プランを設ける予定だという答弁がありました。同じその共生プランのもとで検討したいなどの答弁がありました。この共生プランというものについての内容をお聞かせください。

○市民協働課長

共生プランというものを平成23年度でつくるということを今考えているわけですがけれども、こちらのほうは、今、とかく外国人が知立市は一番県内で多いということもございまして、外国人をどういう形で支援するというのではなくて、外国人は同じ知立市民として、どうやって共生していくかということが基本にあると思っております。そのためには、多文化共生の意識づくりからスタートしまして、積極的に外国人の方が参加できるような仕組み、それから、双方が暮らしやすいまちづくりというような流れの中で、いろんな施策ですとか、そういうものの方向づけをプランの中で組み立てていきたいというふうに考えております。

具体的なことは、まだ特に決まっておりますが、例えば、前回の議会の中で出ました日本語教室の問題ですとか、それからまた、県のほうも平成24年度からですが、愛知医療通訳システムというものを立ち上げるというふうに聞いておりますので、こういうようなことも含めて、いろんな分野にわたって、多岐にわたる形になると思っておりますが、プランの中で検討を加えていきたいというふうに思っております。

○田中委員

ありがとうございました。

先日お話しさせていただきましたし、今課長のほうからお話しありました外国人の人口占有率が6%というのは、本当に県内でも最大、全国でもかなり上位に入る数値になります。平成14年ごろからその外国人の方がふえ始めたということとし

た。それに対して、今回の共生プランは、支援ということではなくて、同じ知立市民としてというお話をいただきました。実際、本当にふえ始めてきたころというのと今とは、彼らの考え方も違うでしょうし、そういう意味では、我々のほうもその見方、考え方を変えていかなければいけない時期ではないかなと思っています。

いわゆる一時的な労働力として、仮住まい等を知立市でしているというよりも、常にこの地に居をおろして、市民として生活している方が多く見えます。そういった部分で、彼らもなじもうとしているんですが、まだまだ地域に十分なじていないということは、その外国人の方からも聞こえてきますし、その周辺に住む、いわゆる日本人の方からも聞こえてきます。やはり、コミュニケーション不足という部分が多分にあるのではないかなと思いますが、今回の共生プランの中で、地域の安心社会の確立のためにも、ぜひそういった施策をしていただければと思います。

実際、集合地区にお住まいの方、日本人の方なんですが、お話していても、彼らも決して差別をしているつもりはないと言うんですね。差別をしているのではなくて、やっぱりわからないから不安になってしまう、どうしても構えてしまうという声がありました。これは、ある意味これまで通ってきた知立市の共生事業の一つ弱点、欠点になっているのではないかなと。先ほど言った、外国人の支援という部分に重きが置かれていたという部分も確かにそうなのかなと思いますので、そこら辺を、逆に外国人の方が本当に知立市に住んでよかったと思われるようなそのプランの策定をお願いします。

またあわせて、先日お願いしました民間ボランティアの方が本当に細々と行っている外国人の子どもたちへの学習支援事業、そういったものに対しての支援とか、それから異国の地で生活する不安を少しでも和らげるための愛の窓口の設置等についても、あわせて再度検討していただけるようお願いしたいと思いますし、そういったものがぜひその収受地区に設置できれば、彼らにとっても

本当にいい環境整備になってくると思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、予算書195ページ、ちょっと飛びます。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費のミニバス運行事業についてお尋ねいたします。

4月からは、機構改革によって所管が変わってしましますが、本会議までは企画文教育委員会の所管ということですので、質問させていただきます。

また、機構改革に関しましては、さきの12月定例会の本委員会において、スポーツ課の存続を強く要望させていただきました。早速御対応いただき、本当にありがとうございます。生涯学習スポーツ課と、少し長い名前になってしまいましたが、市民の皆さんからも大変好評をいただいております、よかったのではないかなと思っています。

さて、本題に入りますが、ことし10月から新規1路線を加えた5コースでの運用ということで、わずか4キロ四方、16平方キロメートルに5台のコミュニティーバスが走るということは、全国的に見ても非常に密度の高い住民サービスではないかなと思います。

現時点で予定されている新たな5コース目のルートについてお聞かせください。

○市民協働課長

新たに新設と申しますか、これを2コース、パープルコースがございしますが、ここを、大まかに言いますと、二つのコースに分けさせていただいたという感じにはなります。それで、知立団地、知立駅、この間を福祉の里八ツ田、アピタなどを経由しまして、双方向で知立駅と知立団地を結ぶという形のが5コースの新規コース、大まかでございますが、以上です。

○田中委員

ありがとうございます。

知立団地往復コースが新設されるということでした。そこから、いわゆる今のパープルコースか

ら知立団地を分けた形であるということであれば、パープルコースはもう知立団地は走らなくなるという認識でよろしいんですね。逆に、今のパープルコースから団地が切り離されて、パープルコースは八橋から牛田駅を経由して福祉の里に、南陽通りを歩いていくんですか、福祉の里を通る。ということをお考えなのか。それとも、逆に、この機会に5コースすべて、もう一度全部見直してみようというようなことはお考えでしょうか。

○市民協働課長

5コースすべての見直しという視点に立って検討は加えさせていただきまして、その上で、いろいろな意見などを元に公共交通会議などを経まして、現在固まった中身といたしましては、パープルコースにつきましては、今委員おっしゃいましたように、知立団地は経由せず、福祉の里八ツ田から知立駅のほうに向かう、文化会館のほうも回っておりますけれども、おおむね知立団地をとったような形になっております。

検討を加えた中で、一つ変わっていないところが、グリーンコースですか、こちらのほうはほぼ変わっておりません。今のグリーンコース。あとのところは、少しずつではございますが、いろいろな御意見、御要望を、もちろん全部聞くことはできないんですけれども、できるだけそれを踏まえさせていただいたというような格好になっております。

○田中委員

ありがとうございました。

今のお話ですと、お手元にある資料でもほぼコースはもう決まっているというような感じでした。コース見直しに当たって、その各コースの乗車数は調査されておって、先ほど池田福子委員のほうからも、平成21年度のデータが披露されました。同じ数字を私も持っているんですが、やはり、パープルコースが5万7,060人です、オレンジコースが5万7,749人という、約6万人弱に対して、1コースのグリーンコースが3万3,979人、4コースのブルーが2万6,244人と、かなりそのコースによって乗車数の差が出てきていますけれども、

改めてこの差について、どうしてこの差が出るかということ、何が悪いという決して意味ではないですが、原因はどういったところにあるかということをお聞きされているかお聞かせください。

○市民協働課長

委員おっしゃいますように、2コース、3コースにつきましては、確かに利用者は多いということでございます。2コースにつきましては、もともと名鉄路線があったコースでございますので、バスを利用してみえた方がそのままミニバスに移行されたのではないかなというような予想もできますが、いずれにしても、2コースは知立団地がありますので、割とひとり暮らし世帯が車を持たない、移動手段としてミニバスを使いたい方が多いのではないかなというふうに考えております。

それから、3コースにつきましては、行きと帰り、アピタを2回とおるといようなこともございますし、比較的用户数の多い東刈谷駅のほうにも入っておりますもんで、そういう面から、若い方の利用が多いのではないかなというのも、これも予想の範囲でございます。

あと、1コース、4コースは、言われるとおり、特に4コースにおいては業者が少ないわけでございますけれども、これも特に分析しておるわけではございませんが、比較的高齢の単身世帯が少なく、たまたまミニバスを利用しなくても移動手段が可能な方が多くお住まいなのかなというふうに理解しております。

○田中委員

ありがとうございます。

その各コースの乗車数については、こういったデータがあるんですが、各停留所ごとの乗車数、もしくは乗降者数についてのデータというのは持っていますでしょうか。

○市民協働課長

まだ平成22年度はまとめてございませんけれども、平成21年度のものにつきましては、停留所ごとに、乗車人数です、降車人数は把握しておりますが、乗車人数につきましては、すべてのバス停において数字をまとめてございます。

○田中委員

ありがとうございます。

また、そのデータをもし見せていただくことができれば見させていたきたいと思うんですが、というもお話は、今回、先ほどほかの委員から質問の中で、平成22年度は前年度1割増の見込みですよという御案内がありました。今度、秋からですけども、1コース追加された平成23年度もある程度乗車数は増を見込んでいると思うんですが、せっかく、いわゆる4コースが5コースになるという、この改革を生かして、ぜひミニバスの、今市民から出ている不便さの部分を解消していただく一つの機会にしていいただければなと思う部分があります。

よく私が耳にするのは何かというと、ミニバスは来る時間が時間帯によって全部違うということを言われるんです。例えばの話で、私の家の近くの八ツ田小学校のバス停であればパープルコースが利用できるんですけども、朝一番の6時は41分に来ます。その後、7時は52分に来ます。その後、8時はなくて、9時は8分に来て、10時は24分に来るといようなぐあいですと、全部だから覚えていくしかない、もしくはいつも持っているきやいけませんが、通常はその公共交通機関、例えば名鉄みたいなものでいくと、牛田駅に普通電車がとまる時間というのは毎時ほぼ、ラッシュ時間以外は決まっているんです。何分と何分と何分に来るといことが決まっていますので、逆に言えば、分だけ覚えておけばその時間に合わせて行動ができるという部分では、利便性が大きく変わってくるのではないかなと思います。

ただ、これにしようと思うと、いわゆる1時間で回ってこなさやいけな。逆に言うと、当然運転手の休憩時間や、その乗りかえ、メンテナンス等もあるでしょうから、それも短い時間で1周してこなさやいけなということになってくるんですが、せっかく4コースが5コースになるというチャンスがあるわけですから、そういった意味では、コースの見直しと、これはあえていろんなところから御批判を受けることも覚悟でお話しさせ

ていただきますけれども、今はやりの選択と集中という考え方の中で、利用者の少ない停留所を廃止、統合していくなど、コースの見直し等含めてコース設計をしていただければ、利便性がかなり向上すると思いますし、利便性が向上すれば、もちろん先ほど池田委員もお話しありました、空気を運ぶ頻度を減らすことができるわけですから、より質の高い住民サービスになっていくと私自身は考えます。

この厳しい財政状況の中で、大きな枠組みで組んだ予算ですから、今回のミニバス追加に関しては絶対成功させなければいけないと私自身は考えております。運行までまだ半年ありますけれども、準備期間はもうほぼないというか、ほぼもう終わっている状態かと思えますけれども、今回のものに間に合う、間に合わない含めて、もしくはそれ以降の変更もあわせて、今の私の考えについて御意見をお聞かせいただければと思います。

○市民協働課長

まず、同じ時間に全部のバスが発車できると、これが一番市民の皆様にもわかりやすいわけでございますけれども、御承知のように、すべて、今回ですと5コースになるわけですけど、一番時間のかかるコースですと約60分を想定しております。それから、一番短いコースですと四十二、三分というふうになるというふうで想定しておりますので、また労働基準法の関係で、4時間に30分は休憩をとらなければいけないというふうな決まりもございます。

いろんなことを考え合わせると、またあと乗り継ぎのこともございまして、また乗り継ぎのことにつきましては、せっかくここでおりに、目の前でバスが出ていってしまったですとか、そういうような御要望もあります。いろんなことを総合的に判断しますと、どっちもそれぞれ難しい問題で、もちろん、市民の皆さんから、委員の今言われたことは意見を多くいただいておりますもんですから、できるだけ使いやすいような検討材料の一つには入っております。

それから、乗車の少ないバス停について見直し

というような御意見もいただきましたけれども、前回の1月の公共交通会議の中で、ルートとバス停につきましては一応御承認をいただいております。今後の予定の中で、バスの時刻表、それから新しいコースの運賃は、もともと100円ではいく予定でございますけれども、これも一応公共の承認を得なければなりません。

あと、乗り継ぎ券をどこで発行するか、この辺の問題をもう一遍公共交通会議で諮ってまいりますが、今言われました、そのバス停の問題につきましては、また新しい10月からスタートすることをいろいろ検証しながら、また随時見直していくというような形でいきたいというふうに思っております。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はございませんか。

○池田福子委員

防犯灯で続きのことなんですけれども、最優先は防犯灯だと思いますけれども、順次、初期投資は非常に高いかもしれないんですけども、寿命7倍とか、それから消費電力も非常に安いということで、おいおいは庁舎なり、それから公共施設なりに広げていかざるを得ないと思うんですけども、そのお考えはいかがでしょうか。

○総務課長

庁舎のほうのことでございますが、言われるとおりに、まだまだ値段が少し高いというようなこともございますけど、言われるとおりに検討しなくてはいけないというふうに思っております。以上でございます。

○池田福子委員

そのお返事を聞いて、そうしたら次に行きます。

予算の概要の35ページの庁舎に関係ありまして、トイレ様式化改修事業、予算をとっていただいたようなんですけども、これはどのように進めていかれるでしょうか。ちょっと説明願いますでしょうか。

○総務課長

様式のトイレでございますが、1階のトイレ、

男子用と女子用のトイレを改修をしたいというふうに思っております。

1階トイレにつきましては、1階の男子用トイレ、大便器が2個ありまして、このうち1個を洗浄つきの洋式トイレ、それから手すり等引き戸を設置し、残りは普通の洋式トイレに改修したいと思っております。

それから、1階の女子トイレにつきましては、大便器が四つ、うち一つは普通の様式のトイレでございます。和式を3個、洗浄式洋式トイレ2個に改修して、手すりを設置いたします。それから一つ減ってしまいますが、今のところ、ちょっと洗浄つきのものをつけると、一つスペース的にちょっとつきませんので、一応予定としては、申しわけない話なんですけど、一つ減るということで四つのものが三つになるというような形で一応計画をしております。

以上でございます。

○池田福子委員

ということは、とりあえず1階部分だけ改修ということですか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○池田福子委員

そうしましたら、そのあと順次進める予定はありますでしょうか。その後のことですが。

○総務課長

その後は、一応実施計画のほうで、うちのほうで上げて、洗浄つきの洋式トイレに変えていきたいというような希望は持っておりますけど、財源的なこともございますので、まずは当面、一番市民の皆さんが多い1階だけを直して、あとは順次予算の範囲内で、実施計画の企画のほうと協議しながら進めさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○池田福子委員

私がぜひぜひお願いしたいのは、1階だけでも多目的トイレということになりますか。多目的トイレまではいかないみたいですね、今の説明では。

○総務課長

普通の1階の男子トイレと女子トイレでございます。身障用のトイレというのは、宿直室、ちょっと前と言っちゃおかしいんですけど、そこに一応ございまして、多目的と入れてというのはこちらのほうを整備をしていくというふうなことはおもっているんですけど、まだまだそのところは手をつけるというような計画にはなっておりません。

以上でございます。

○池田福子委員

庁舎だもんですから、ぜひ多目的トイレ、1階だけでも本当はお願いしたいんですよ。といいますのも、私いろんな方と話をするんですけど、車いすの方は外出前に水分を取るのを控えると言うんです。要するにトイレなんですよ、問題は。高齢の方なんかですと、水分を控えるのが体に余りよくないという方もお見えになるもんですから、それですから、ぜひ1階だけでも多目的、ほかに、じゃ、どこにあるかということを知っているわけではないですよ。市役所なんですから、いろんな手続にも見えると思いますので、ぜひそこをお考えいただきたいということがありますが、いかがでしょうか。

今は二つが一つになるとはおっしゃってましたよね。玄関のところを車いす用のスロープがありますよね、坂になっていますよね、自動ドアになって。あの感じだと、もちろん車いすは使えるということになりますけれども、車いすが使えるんだけど、車いす用の要するに多目的なトイレがないというのは、庁舎としてはちょっと問題があるのではないのでしょうかと思うんですけど。私のあれがちょっと間違っているかもしれない。

○総務課長

もともと、北側玄関から入ったところに身障用のトイレがございまして、車いすの方はそこを使ってもらおうような形になっておりますので、今言われたような身障の車の方が利用できないということはないと思います。今、ここの改修については、1階の市民の方が、本当はトイレの中で身障の方も全部一緒にできるような、こちらのほうで

身障の方ができればいいと思いますけど、スペース的な問題もございまして、一応身障用のことについては、100%ということではございませんけど、車いすの方が使えるような形になっております。

以上でございます。

○池田福子委員

いわゆるユニバーサルプランのような考え方を持っていただきたいんですよ。身障者の方だというのはやっぱり上から目線だと思いますよ。ユニバーサルプランというのは、やっぱりみんな同じというふうで、身障というか、障がいのある方に優しければ健常者にも優しいんだという意識があると思いますので、1階の北側にあるということらしいんですけども、それは皆さんに周知はしていらっしゃるかなんですよ、何かに書いてあって。

○総務課長

表示がございまして、そこを一度見ていただくとよくわかると思うんですけど、多目的用のトイレで、お母さんたちがおむつを、小さいお子さんを変えたりとか、そういうものも設置しておりますので、私どもも言えば100%、それじゃきちんとしているかということ、まだ改修をしなければいけないというようなところがあると思いますけど、ただ、身障者用の方だけのトイレということにはなっておりません。一度、1回のぞいてもらおうと現状が一番よくわかるんじゃないかなというふうに思いますけど。

以上でございます。

○池田福子委員

例えば、民間のショッピングセンターとか行きましても、最近では車いすは用意してあるんですけど、なかなかその次の段階の準備までしていないというところが多いです。ですから、庁舎なので、ちょっと率先してそういう面も取り入れていただきたいと思って質問してみました。

じゃ、概要の次のページの36ページなんですけれども、マンホールトイレ資器材整備事業というところで、これは昨今の地震騒動もありますし、

大変重要なことだと思うんですけども、一つは昭和6号公園が平成23年、草刈公園も平成23年ということで、順次あとは平成24年から平成26年の間に3年間で作るというふうになっておりますけれども、これはどのような手順で作っていかれますでしょうか。

○防災対策室長

この管路を設置することにつきましては、下水道課のほうでやっておりますので、その順序立ててどうするかということはここではちょっとお答えができません。私どものほうで、今回上げさせていただいたマンホールトイレ資器材整備事業につきましては、マンホールの管路ができ次第、翌年度に順次できたものについて上方の和式、洋式、車いす用、それから上につけるカバー、それとたまったものを押し流すポンプ、それを整備させていただくということでございます。

○池田福子委員

順番につくっていくということですけど、この器材というのは、原則どこに置かれるんですか。

○防災対策室長

防災コンテナのあるところにありましては、そこの中に入れておきます。それからないところも、どこか置き場所を確保して、そこに確保しておきたいと思っております。

○池田福子委員

器材というのがかなり大きなものになりますよね。結構大きいですね。

○防災対策室長

この器材はそんなに大きなものではありません。組み立て式でありますので、折り畳んだ状態では、本当にこの机の半分ぐらいの大きさに収まりますので、そんなに大きなものではございません。

○池田福子委員

そうしまして、ちょっと疑問に思いますが、予算も予算なんですけれども、この知立高等学校と知立東高等学校、高校は県の所轄に入ると思うんですけど、市がこれを出すんですか。その辺のところを御説明願えますか。

○防災対策室長

工事に関しましては、私どものほうから声をかけるということはありませんので、下水道課のサイドでやっております。

知立東高校、あるいは知立高校は、私どもも県のほうをお願いをして、指定避難所になっておりますので、そちらのほうにも設置をさせていただくという考えでございますので、よろしく願いいたします。

○池田福子委員

そうしましたら、指定避難所だから市から経費として出すということでよろしいんですね。ありがとうございます。

これ、3年間で進めなければならないということもありますけれども、なるべく下水の関係もあると思いますけれども、着実に進めていかなければいけないんじゃないかなと思います。

次に、その次、防犯抑止事業なんですけれども、こういうことが重要になって、項目で上げられてくるという背景には、犯罪が増加しているんでしょうか、この知立市内において。ちょっと御説明いただいていいですか。

○市民協働課長

犯罪につきましては、平成21年度ワースト1であったのが、平成22年末で、警察の統計は年度ではなくて12月を締めにしておりますので、ワースト11位まで犯罪のほうは下がっております。知立市自体の犯罪の発生率で申しますと、去年でいいますと、犯罪の減少率が37%だったということで、1,883件から1,183件にまで、約700件ほど減少しております。とはいえ、まだまだワースト11ということは県下37市ございますので、高い位置にあるということで、ますます今と同等、それ以上にこの防犯については力を入れていくということでございます。

○池田福子委員

ちょっと伺いたいんですけど、どういう犯罪が多いのかということと、なぜ減ってきているのだろうかということで、おわかりですか。

○市民協働課長

どういう犯罪が多いか、なぜ減っているという

ことで、県下全体的に減少傾向にはあるようですが、特に、一応知立市が一番減った率としては、やはり夜間パトロールですとか、そういったものがある程度功を奏したのかなということと、大分景気のほうも悪かったときに犯罪がふえていたと思うんですけど、そういうのも多少いい方向になっていくということで、犯罪のほうも減りつつあるのかなというふうに思います。

犯罪の中身でございますが、どういう件数、どういうものが多いかということでございますけど、圧倒的に多いのが窃盗犯でございます。それから、その次が窃盗犯でも車上ねらい、部品ねらい、それから空き巣、いろいろあるわけですが、細かい数字が一応ありますが、おおむね窃盗犯というふうに伝えさせていただきます。

○池田福子委員

窃盗犯、車上ねらい、それらがまだまだ多いということで伺いましたけれども、いろんなことをやっていこうとしている中で、ちょっと具体的にお願ひできますか。警察署と連携した防犯キャンペーン、防犯教室を実施しようというふうになっておりますけど、これはちょっと具体的に。

○市民協働課長

警察のほうと防犯の対策事業ということで、いろんな事業を予定しておるわけでございますけど、街頭キャンペーンというのは、警察署と一緒にあって、例えば、弘法山であったり、アビタであったり、それから知立団地であったり、あと一緒に活動していく、そういうような事業もございまして、あと、警察の方で、一応いろんな防犯に係るそういう啓発の教室的なもの、そういうのを開いていただいたり、そういうようなものが一応連携というようなことで表現をさせていただいております。

○池田福子委員

防犯意識の高揚を図るためにプレートを使用したということですが、これは何枚ぐらい、何軒ぐらいの御家庭で取りつけられましたか。

○市民協働課長

今、ちょっと手元に、印刷しましたものを町内

の希望のあったところに配付させていただいておりますけど、ちょっと今手元に数値がございませんので、またわかり次第、御報告させていただきます。

○池田福子委員

とにかく、ワースト1だったと言ったときは、私もショックを受けましたけれども、徐々にこれで減っていったらという思いはありますので、いろんな施策も用意していただいていると思いますけど、例えば、防犯教室なんかだと、何と言うのかしら、それを知らない人も多いものですから、そういうものがあるというのを。周知、徹底させていただくような感じで区長会などを利用してやっていただいたほうが参加意識が出ると思います。参加意識が出るということは、やっぱり興味を沸くということだと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、この概要の73ページで、太陽光発電システム設置事業を学校に設置したということですか、知立東小と知立西小学校、2カ所。ただ、今、学校は避難場所としてなっていると思うんですけど、電気もとめられている状態、計画停電とかいっている状態であるときに、避難場所であるそういうところはもっと3.0キロワットというのは、家庭用4キロまで補助がつくという状態なのに、学校なのに3.0キロワットというのは、ちょっと私、けたが違ふかな、なんて思うんですけど。これはどうでしょうか。順番にといえば順番になんですけど、いかがでしょうか。もうちょっと頑張ってもいいんじゃないかと思うんですけど。

○教育庶務課長

こちらのほうは、主に教材といたしまして、負荷を軽減するというところもあるんですけど、教材として設置をするということを目的にして行っております。

○池田福子委員

この項目に、発電した電力を教室で使う電力として活用するというのが一つの目的にはなっておりますので、これが、じゃ、実効性がこの程度

であるかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○教育庶務課長

学校で使います電力をある程度賄おうと思えば、かなり大規模な太陽光発電システムが必要となります。それには、やっぱり費用等もかなりかかってまいります。この事業といたしましては、そういうシステムを使って一部還元はいたしますけれども、やはり教育用ということで、目的として進めていくということで考えております。

○池田福子委員

ただ、昨今の津波事件とか、地震の事件とかありますけれども、学校が避難所になるということを考えれば、もうちょっと力を入れていかざるを得ないような気もしますので、その辺のところをちょっと御理解いただけるような感じで持っていけるといいんじゃないかなと思います。最後のとりでになるはずなので。ちなみに、この写真は、すぐこれそのものの実物の写真ですか。73ページに太陽光発電と載っていますけれども、どうでしょうか。これ、そうかね。

○教育庶務課長

申しわけございません。ちょっと実物かどうか私確認をとらないと、今御回答できないんですけども。

○池田福子委員

済みません。写真だけ見ると、物すごい大がかりで、すごくあれしているなと思うんですけども、これぐらい立派になればいいなというふうには思っております。

次の質問に移らせていただきます。端的に伺います。

77ページ、少人数学級事業、きめ細かな指導対応、教員配置事業で載っておりますけれども、ここでさっと読ませていただいて、一番最後に、学級で障がいのある児童を対象にする通級指導と、1学級で8人、編成基準の特別支援学級に配置し、きめ細かな指導を行うという、これを問題にするつもりはないんですよ。ただ、例えば東小学校のように、外国籍の児童の方が多くと。お母さんたちも余り日本語がしゃべれないと。家庭の中で一

番日本語がしゃべれるのがその子供だという場合があるんですよね、残念ながら。そういう方たち、もちろん日本語もわかりにくいんですけども、そういう面での手配というのはありますかしら。外国の児童相手の。

○学校教育課長

御指摘のとおり、東小学校47%近く外国人ということでもあります。それで、県のほうから、最高なんですけれども、5人教員が加配をされております。その5人の教員は、主に日本語指導を中心に行っております。それから、市のほうとしましては、早期適応教室ということで、編入者です。日本の他市からの転入ではなくて、外国から直接来たり、ブラジル人学校から変わってきたりという子供たちを対象に行うのが早期適応教室、杜若教室であります。3カ月を対象に行っておりますが、そこには1人嘱託の方、そして非常勤で1日5.5時間、週5日の元教員で室長という位置づけで配置をして行っております。それから、嘱託の形なんですけれども、日本語指導の担当ということで、知立東小学校に1人、知立南中学校に1人、そして緊急雇用で知立東小学校にもう一人翻訳及び通訳を専門に行うということで、市として配置いたしております。

以上です。

○池田福子委員

小学校、中学校でいろいろ考えていただいているんですけど、どうなんですか。学力としては、その外国の児童の子供たちは、遜色なくついていっているのでしょうか。どうでしょうか。

○学校教育課長

学力がついていけるかということ、その判断というのは非常に難しいところもあります。生活言語というのか、生活一般の言語と、学習の中で出てくる言語というのは、ここには大きなギャップがありますので、先ほどかきつばた教室というのは、3カ月を大体目安にして行っておるということがあります。これは、余り長くいると、逆にブラジルの子たちだけで固まってしまって、先ほど多文化共生というお話もありましたけれども、やはり、

一緒に生活していくよさというものもありますので、3カ月ぐらいをめどにということで、5学級、クラスに入ります。ですが、先ほどお話ししましたけれども、5名の加配教員がおりますので、例えば、社会科など、非常に難しい、時には取り出し指導で行っておるということでもあります。その結果、ブラジルの子供たちが非常に学力がついたかということ、非常に判断がしにくい部分があるのは事実でございます。

以上でございます。

○池田福子委員

私も、ボランティアで東小学校に日本語教室のボランティアというのに何度か何度かお邪魔させていただいたんですけども、その日本語を習っている間は普通教室では学習が進むと。私はふと思ったんですよ。ここにいる間、教室のみんなはさらに上へ行っちゃっている、先に行っちゃっている。この子たちは、教室に戻ったときにそれが全然わからないじゃないかというふうに率直に思ったわけです。この子たちは、家庭ではもちろん母国語というか、ポルトガル語で話すでしょうけれども、そうすると、今習ってきたものが忘れちゃうということはないんでしょうけど、復習するという、そういう場面が少ないかなと思って、本当に先生たち大変だなというも思うんですよ。先生も大変ですけども、その子たちも大変だと思うんですけどね。ですから、何とかこの辺で、子供に差別感があってはいけないという思いがちょっとするものですから、この質問。少人数学級にかこつけて質問をさせていただいたわけなんですけれども、途中段階だとは思いますが、やっぱりいろんな事情で個別指導になってしまうと思うんですけど、それはやっぱり日本に来てよかったという思いをさせてあげたいと私自身は思いますけど。

以上です。

○教育庶務課長

先ほど、73ページの写真ですけども、これは当市ものではありません。イメージとして載せさせていただきましたので。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時53分

再開 午後5時02分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民協働課長

先ほど、池田委員から御質問いただきました予算の概要37ページの犯罪抑止事業、犯罪抑止プレートの中でございますけれども、きょう現在、6,896枚を配付させていただいております。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

今回、平成23年度予算ということで、先ほども31ページの普通交付税ということでちょっとまたお聞きしたいと思うんですけども、今回、国のほうは臨時財政対策債について、この普通交付税の振替措置ということで2001年から導入されてきましたけれども、今回普通交付税が1億円計上されて、臨財債が7億円の計上と、こういう形になって、平成22年度は、先ほどの普通交付税の補正がありまして、そして臨財債が8億5,000万円という形で見ますと、単純な比較はできませんけれども、おおよそ1億円弱が国の措置で減っているんじゃないかなという感触を私は持つんですけども、この辺の考え方はどういうものなのかということをお聞きしたいです。

○総務課長

普通交付税でございますが、普通交付税の1億円を平成23年度計上させていただきました。これは、4月以降も現状の査定内容と変動がないと仮定したときにつきましては、基準財政需要額の増加に対して、基準財政収入額の増加は小幅になると推測されるために、引き続き交付団体の状況が継続するのではないかということで思っております。

それから、増加の理由でございますが、二つご

ざいまして、1番といたしましては、国勢調査で約2,300人ぐらい人員がふえておりまして、現状で算定をいたしますと、1億5,000万円ぐらいの算定になります。それから、交付税の割合というのは、国のほうが普通交付税と特別交付税でございますが、その割合というのは、普通交付税が94、特別交付税が6%になっておりまして、平成23年度より特別交付税のほうを国が6%を5%に減らして、その1%を普通交付税に移行するための増額ということで普通交付税のほうにつきましては、ある程度大丈夫じゃないかということで1億円を計上させていただきました。

それから、臨時対策債の1億5,000万円の減でございますが、税収の不足分を補てんするための発行するものが、地方財政計画では平成23年度、臨時財政対策債の発行可能額を、前年度比として19%減らすということが示されておりますので、今回8億5,000万円というような形になっておりましたけど、その部分の財政計画で19%減らしまして、7億円ということで見込んでおります。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、今ちょっとわからなかったんですけど、私の理解では、臨時財政対策債というのは、普通交付税の振替措置だということが今まで言われてきたと思うんですよ。単純に前年度と比べ、もちろん基準財政需要額や収入額が違うわけですので、単純には比べられないにしても、前年度の普通交付税と臨時対策債を合わせた額と、普通交付税と平成23年度の普通交付税、臨時財政対策債を見たときに、全体としては、国のそうした措置が減らされてきているんじゃないかなと。借金が減ることはいいことですが、その辺はどういうことなのかなというふうに思うわけで、その辺ちょっとお知らせをください。

○総務課長

確かに、臨時財政対策債の額というのは、非常に見込むのも難しいということがございますが、言われるとおりに臨時財政対策債分というのは控除の中に振り変わっているというようなことも思

いますが、これにつきましては、先ほども答弁したように、地方財政計画で平成23年度については、国のほうがマイナス19%減らすということを示しておりますので、うちのほうといたしましては、8億5,000万円というのが借りられればいいと思いますけど、少なく見込んでも7億円ぐらいということで見込んだということがございます。もし見込めるということになれば、8億5,000万円ぐらいでも見込みたいんですけど、国のほうの地方財政計画ではそういうことをうたっておりますので、その分を削ったというふうに御理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

私は、臨時財政を振替措置ではありませんけれども、どんどんふやすことを望んでいるわけじゃないけれども、望んでいるわけではありません。しかし、そうした形で本来の振替措置というのを見たときに、実際にはそうしたことが交付税を合わせてみても、前年度よりは減っているのかなと、こんな感触を持って聞いたわけです。

今回、そうした形でありますけれども、そして、先ほど説明あった額が、もうちょっとここを詳しく説明してほしいんですけども、人口増があったということで、1億5,000万円算定されて、その94%が普通交付税で、そして特別交付税が4%と、1%国が減らすというようなことを言われて、そのところもちょっとわかりやすく説明していただきたいと思いますけど。

○総務課長

国勢調査でございますけど、当市につきましては、約2,300人ぐらい、これは国勢調査の人口を使っておりますので、その分をうちのほうで算定しなおしますと、普通交付税でも約1億5,000万円ぐらいの算定になるというような形で、このぐらいもらえれば、1億円を見込んでも十分ではないかというふうに試算しております。それから、今言ったのは、もう一つは交付税の割合、従来、普通交付税は国のほうが出す割合というのは普通交付税94%、特別交付税は6%というような割合

を持ってありますが、平成23年度より国が特別交付税6%のほうを5%のほうにして普通交付税に1%上乗せしますよというような措置がしてありますので、当然、特別交付税は減って、普通交付税がふえるのではないかということも含めまして、1億円を当初から見込んでおります。

以上でございます。

○佐藤委員

ちょっとそこのみ込みが悪くて、ちょっとあれなんですけれども、この普通交付税を1億5,000万円算定したということと言われましたよね。そうすると、そこのところでは計上されているのは1億円という形ですよ。そこで、この差額分の5,000万円というのがどういう内容なのかということをおもうわけです。確かに、課長が言われたのは、特別交付税は6%を5%にし、そして普通交付税に振りかえて1%上乗せするという形でした結果が1億5,000万円という形なのか、でも計上されているのが1億円ですので、その辺の関係はどんな関係になるのか。

○総務課長

うちのほうも、今年度、平成22年度というのは普通交付税というのは4,673万円というような形でございますので、今言ったように、国勢調査の人口が上がるということは、1億5,000万円が本当に見込めるといふなら1億5,000万円を見込みたいというふうには思っておりますが、それは非常に危険なことじゃないかと。普通交付税で今年度平成22年度が4,600万円というのなら、幾ら伸ばしてもせいぜい1億円というのが妥当ではないかという形で計上しております。

以上でございます。

○佐藤委員

わかりました。ということは、実際には特別交付税の分の1%も振りかえられて算定をすると1億5,000万円見込めると。しかしながら、実際そのとおりになるかわからないということで1億円の計上と、こういう理解でよろしいですか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

そうすると、これについて、そうした形で1億5,000万円の算定だけれども、1億円低く見積もったということでありまして、今後これが国の動向いかんでありますけれども、算定どおりに交付される可能性も、どこかの段階で補正として認められれば、5,000万円についてさらに補正計上される可能性もあると、こういうふうには理解してよろしいでしょうか。

○総務課長

国の財政計画につきましても、地方交付税というのは総額というのはふやしておりますので、まず1億円というのは大丈夫ではないかというふうには思っております。今言われたとおりに、1億5,000万円がこれ以上入ってこればうれしい、うちの当市にとっては誤算になりますので、それは補正で対応させていただきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

いや、誤算ということではなくて、可能性として配慮できないものかということをお聞きしたわけです。

○総務課長

あとの5,000万円につきましては、算定をした結果、入るといふことになればもらえるというふうには思います。

以上でございます。

○佐藤委員

わかりました。今は厳しく見込んだ額の範囲であると。ただ、そうした算定が国の動向によって、さらに5,000万円が上積みされることもあり得るかもしれないと、どちらともつかないという、こういうことだけはわかりました。

それで次に、今回、こうした形で予算を組まれて、この普通交付税1億円、臨財債7億円と、繰越金が去年は2億円だったやつが、今回3億円という形になりますよね。そして、財政調整基金については、当初、去年の議論の中では、平成22年度が16億円だけれども、実際には10億円ぐらい入

ればいいじゃないかという議論もあったかと思いますが、今回、財調が14億円という形ですけど、この辺の予算編成上の考え方についてお知らせ願いたいと思います。

○総務課長

これは、本会議でうちのほうの部長も答弁させていただいたと思いますが、平成21年度の決算で財政の調整基金というのは21億700万円と。それで、22年度当初予算を組むときに16億4,600万円を取り崩させていただきました。それで、差が4億6,100万円というような形だと思っております。平成22年度9月補正、12月、それから3月補正ということで、合計で12億4,400万円ということをもう一回積みなおすような形になりましたので、4億円と12億円を足しまして、17億500万円というのが平成22年度見込みというような形になっております。

それから、ちなみに平成13年度当初につきましては、10億350万円というのを取り崩させていただきましたので、残りが3億100万円ということになっております。

それから、平成23年度のうちのほうの予定でございますが、12億4,400万円ぐらい平成22年度戻ってきましたので、3億100万円と12億4,400万円ということで、15億5,400万円ぐらいは見込んでおりますが、繰越金で通常いつも2億円入れたものを、3億円ということで1億円減っておりますので、平成23年度の財調の残りというのは、14億円から15億円ではないかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○佐藤委員

そうした形で、当初議論になったときよりも財調が多いと。しかし、平成23年度の残りも14億円ぐらい見込んでいると、こういう形ですけども、それが平成24年度の話をするのは早いにありまして、そうした状況を環境の中で平成24年度の財政見通しは本会議でもさまざまな議員が厳しいんじゃないかということがありましたけれども、その辺の見通しもちよっとお知らせください。

○総務課長

12月の議会のときに説明させていただきましたけど、その当時につきましては、本当に平成23年度の、今年度の当初と、今回につきましては、平成23年度、平成24年度というようなことも含めて当初予算を組んだわけでございますが、確かに平成21年度から比べますと、財政調整基金が21億円あったものが、平成22年度見込みとしては17億円、約4億円ぐらいが減っております。それから、平成23年度が15億円から14億円といっても、3億円減っておりますので、平成24年度は減らさないような格好で何とかこの14億円から15億円のを堅持したいなというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、そうした形であるわけで、もちろん行政改革もありますけど、この歳入を見ますと、個人、それから法人、大きな伸びではないにしても増収が見込まれているわけです。しかし、国からのいろんなものもそうですけれども、今回の地震ということがいろいろどうもトヨタ系を含めて、今休業したりしていますけれども、今後の見通しを見ると、思ったような税収が上がってくるのか、平成24年度以降もどうなのか、大変心配、それは一般論の話で、今どうのこうのという話じゃないですけども、大変厳しい状況も考えられるのではないかなということ、私なんかはテレビニュースを見ていますと、そうした日本経済の状況が深刻になるんじゃないかと、頑張らないかんにしても、そんなことを見ると、今見込んでいるよりも厳しい状況が出てくるのではないかなと、平成24年度は。そんな感じで見ていますけど、その点について、部長、定かなことは言えませんが、そうした懸念が広がったなという気がするんです。今回の地震津波で。どうでしょうか。

○総務部長

今回の地震にかかわりまして、こういった未曾有の状況になったわけですが、こういったものが知立市にも起きるかもしれない、そういったことも考えると、本当に心配な中身であります。

今回、市民税でも市税全体で104億円ということで、わずか3億円、4億円上昇した形の税収にはなっております。個人市民税においても増収にはなっておりますが、今回3月補正で出ささせていただいた決算見込みから比べますと、増額ということではございませんので、そういった意味からしても、まだまだ先々、原油の高騰もあるでしょうし、それから円高ということも今後考えられます。そういった意味からしますと、なかなか税収も先々厳しい状況でもありますし、それからまた、平成24年度の編成に先々なっていたかと思いますが、これもなかなか先が見通せないという状況ではあると思っております。

○佐藤委員

これから、そうした点ではどうなっていくのか、ちょっと不透明でありますけど、そうした点で注意深く見守る必要があるなというふうに思っているところです。

それでもう一つは、今回、83ページをちょっとお願いしたいですけれども、83ページで契約管理費という形で、ここにそれぞれ計上されているわけですけど、こうしたこの中身について、公共工事発注者支援業務委託料とか、契約管理検査、こういう委託料が毎年計上されてきておるわけですけど、こうした中身について、ちょっとお知らせ願いたいなというふうに思うんです。

○総務課長

公共工事発注者支援業務等の委託業務でございますが、これにつきましては、愛知県の住宅供給公社へ委託をしております。これにつきましては、公共事業の品質確保に関する法律第6条により、公共工事の品質が確保されるよう発注者の債務が定められており、本市においては、建築工事関係に精通した検査院の配置がなされていないため、発注者支援機構である愛知県恒久住宅公社のほうへ検査補助事業をするものでございます。

もう一つ、愛知県の都市整備協会へ委託をしております。これは、愛知県の外部団体で、財団法人愛知県都市整備協会は、品質法に基づく発注者支援期間に認定されており、信頼があるため、他

にどう認定されるところがありませんので、ここにも発注をしております。

それからもう一つが、建設、これは総合評価の関係でございますが、県建設部の総合評価審査委員会のほうの部会のほうに利用ということで、運営補助金の委託をしております。これは、総合評価をするときに、学識経験者というような形で意見を聞かなくてはいけないということが法律で決まっておりますので、これは県のほうが学識経験者を委員会のほうに求めまして、うちのほうが費用を払って、そこで実施をさせていただいているということのことでございます。

それから、契約管理システム、保守管理については、契約管理システムに係る年間保守料、それから年間システムのソフト、これは契約に係るといようなことで、メンテナンス業務でございます。

以上がシステム保守と、ハード保守というような形になっています。

これは、以上でございます。

○佐藤委員

今、総合評価についても触れられましたけれども、まず一つ、全体として、今ではパソコンがなければならぬということで、この中身はともかくとして、そういうシステムが全体を構築をされているわけですね。私もまだわかりませんが、今、クラウドコンピューティングシステムということで、自前のサーバーを持たない、また保守点検を行わなくてもいろいろと、インターネット上でのサーバーに取り込んでもらって、自前のサーバーや保守点検が要らないというシステムも開発をされているようです。具体的な自治体でそのことをやった自治体がたしか一つぐらいあったかと思っておりますけれども、ただ、安全管理やその他を含めて、大変だということがありますけど、そうしたことについての情報収集もしているかと思っておりますけれども、その辺のコンピューターのシステムの構築全体にまたがっているわけですけども、庁舎。そんなことは検討や調査はやられているものかなというふうに思いますけど、どうで

しょうか。

○企画課長

私自身が勉強不足で、今おっしゃられたこともちょっと初耳になります。一度よく勉強させていただきたいと思います。

○佐藤委員

これが必ずしもいいということではないですけども、最近そうした取り組みがある中で、経費削減とか、そんなことも民間の企業の中でやられ、やがてそういうものが地方自治体の中でも取り入れる、そんなことが話題になってくるのではないかなと私は思っているものですから、そうしたこともひとつ、リスクも多分あるんだろうと思いますけれども、調査をすることも必要ではないかなというふうに思います。その点、もう一度だけお願いします。

○企画課長

大変失礼しました。

私もずっと聞いた名前が、自分のイメージしておったものと違ったもんですから、ちょっと失礼な発言をさせていただきましたが、自治体クラウドということで、今現在、国が推奨するものを、本市といたしましては、近隣5市の中で、どういったものから進めていくのかなということを、今検討がし始められたばかりでございます。また、うちの場合は、基幹系システムの再構築というのがまず第一の課題でございますので、それを随時平成23年、平成24年と進めていく中で、自治体クラウドのほうにも、研修会等も随時開催されておりますので、職員を派遣して、逐次勉強していきたいというふうに取り組んでおります。

以上です。

○佐藤委員

私は、それをどんどん進めろということをおっしゃっているわけじゃなくて、自前のところでサーバーを持ってやっているわけだけど、それをインターネット上でやるということになると、個人情報やその他を含めて、流出やそういうことも心配されますけれども、一方でそうしたことも研究をされて、構築をされてくるという中で、調査だけはぜ

ひしておいてほしいなというふうに思います。

それで、先ほど御紹介がありましたけれども、知立市も総合評価方式の入札を取り組んでいると、先ほどの話では、建設関係における総合評価について、県にこうした形での委託料で上げられているような話ですけども、もう一度そのところ、お願いしたいなと思います。

○総務課長

総合評価の落札方式による入札を、当市につきましては、試行しております。この愛知県の建設部の総合評価へ、これは学識経験者への意見聴取へというような形で諮問するため、市町村でこういった委員会を設けておりますと、非常にうちのほうも施行でやっている関係、毎年1件というような形になりますので、費用がかさむということでございまして、あと、この学識経験者という形になりますと、どういった方というような形になると、県だとか国だとか、そういった専門的な人というような形になってくるとと思いますので、そういうようなことを含めまして、各そういう委員会を持たないところにつきましては、県のここにお世話になっているというような形でございます。これは、年間で8万4,000円というような形の費用を出しております。

以上でございます。

○佐藤委員

先ほど、年間1件ということがありましたけど、この間、何件かやられたと思うんですけども、そうすると、総合評価システムの概要というか、その枠組み、それから評価、これは今言われたような形で委託をして、そういう専門的な方に支援してもらおうという形で今現在やられていると。8万4,000円ということをおっしゃいましたが、そういった形で今やられて、自前ではなかなか難しいという現状なんでしょうか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

私、一般質問で今回の低入札及びこの失格基準、そして、最低制限価格、こういう形で質問させて

いただいて、結局の話、基準額を下回った場合でも、この基準額に対して、8割で足切りと、失格条項ということはありませんけれども、非常に落札率としては低いものになるので、それだけではやっぱり労務単価やそういう担保が難しいのではないかとということもお話をさせてもらって、そうしたてんでは、やっぱり公契約条例が必要ではないかとということも提案させていただいたわけです。しかし、ILOの批准を国がしていないとか、まだ野田市、また川崎市、こういう範囲の中でしかやられていないということで、前向きに調査、研究をするという状況ではない旨の答弁がありましたけれども、その点、それを条例、労働関係のことや、いろいろ整合性を持ってやろうとすると、他の批准していない問題、それから実施をしている自治体が少ないこともあると思うんですけど、実際問題として、これらの調査、研究し、構築する職員体制がないことも一つじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○総務課長

この県に公契約につきましては、うちの部長が本会議で答弁をさせていただいたとおりに、研究を続けていきたいと、そういうふうに思っております。ただ、これは私どものことでございますが、公契約条例に係るそういった条例をつくっていくという形になりますと、当市における何らかの施策を実現するために必要な事項を定める条例と言っておかしいんですけど、当市が公契約条例をつくるに当たって、そのねらい目はやっぱりきちんと市民の皆様に見えてこなくてはいけないというふうに思っております。

それを見ますと、野田市のほうにも言っているのが、国に法律の制定をするためにこういった契約条例を制定しているんだという形にも言っております。それからまた、野田市と川崎市というのが、予定価額が、野田市については1億円以上、それから川崎については、予定価額が6億円以上というような工事というような形になっておりまして、そのまま高い評価を知立市のほうで当てはめた場合のときにつきましては、市外の業者がほ

んどというような形になりますので、その辺も含めて、それから豊田のほうについては、この前、公契約基本方針というのをつけましたけど、これも総合落札方式の方式の中で検討していくというような形を言っておりますので、その辺も含めまして、一度研究を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

公契約条例については、すぐという形にはなかなか難しいかなというふうに思いますけれども、少なくとも、年1件施行しているというような総合評価方式について、豊田市並みに繁栄をさせる、そうした労賃など、労働条件などを反映させる取り組み、試行をやられたらどうかというふうに私は思うんですけども、ぜひ豊田のほうのそうした中身も、確かにその金額がどれくらいまでで妥当なのかどうかということをいろいろ議論があるかもしれませんけれども、国のほうの公契約条例がない中で、そうした方面に調査、研究するという事の中で、今実際に総合評価方式が行われているとするならば、まずその中でそうした評価項目を加えて実施をされたらいかかなというふうに私は第一歩として思うんですけども、どうでしょうか。その中で、何と言いますか、公契約についての一つの実験的な取り組みも可能で、将来その調査研究をさらに発展させるステップになるのではないかとこのように思って、改めて提案させてもらいました。どうでしょうか。

○総務課長

一度、豊田のほうも調べて、研究をしたいと思っておりますが、もともと総合評価方式の導入というのは、平成20年度3月、県内の市町村を対象に、先に国のほうが実施をいたしましたけど、愛知県の担当者より平成20年度以降の国庫補助金を受ける条件として、総合評価の実施が必至条件であると説明を受けたということで、名古屋市を除く県内の市町村が少なくとも施行的に行っているという形のものでございますので、まだ当市についても施行というような形になっておりまして、

これが成熟されているものとはちょっと考えにくいふうに考えておりますので、ともかくそういうような背景もございまして、豊田のほうのことも研究をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○佐藤委員

ぜひ、なかなか難しい問題ですけれども、豊田のほうも速やかに研究していただいて、施行的に実施もしていくということが、そうした経験といえますか、その上積みになるのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それで、この同じページに、愛知県産業立地推進協議会分担金3万円ですけれども、額は少ないですけれども、計上されていますけれども、これはどういう趣旨で計上されているのでしょうか。

○企画課長

本分担金につきましては、昨年度まで経済課のほう、商工振興費のほうで計上させていただいたものでございます。企画課のほうで、企業誘致に関することという形の事務分掌が入ったことによりまして、今現在もプロジェクト委員会をつくって会議等を進めておるわけでございますが、そういった関係で、今回は企画課の企画諸費のほうに計上させていただきました。

内容につきましては、県下の各市、名古屋港管理組合、商工会議所等々が構成しておりまして、失礼しました。愛知県も入っております。事業内容といたしましては、企業誘致並びに産業適正配置の推進、産業立地条件等の調査、研究、産業立地に関する関係当局に対する意見の具申等を事業内容として行っておるところでございます。

以上です。

○佐藤委員

ちょっとわかりませんが、この協議会分担金ということですので、この愛知県のそうした法人とか団体とか、そういうところに知立市が分担金を3万円納めるという形のものですよ。それは、今言ったような産業立地の研究機関だということですが、これは具体的に分

担金を納めることを通じて、知立市におけるそうした企業誘致の基礎材料というか、そういう情報提供だけで、知立市そのものではない研究調査ではないということでしょうか。その辺の違いを。

○企画課長

この平成22年度から企画課のほうに参りましたので、企画課のほうにも、経済課のほうで少しずつ確認をして進めておったわけですが、県のほうでいろいろこういった企業誘致の説明会、企業の方にもお集まりいただいた中での説明会、そういったところに各市町の職員も出かけていって、自分のところの市のPRをしたりだとか、そんなようなことを進めております。

○佐藤委員

これは、いつぐらいかということとはわかりませんが、例えば、所管じゃないですけれども、重原の新幹線に囲まれたあの地域についても、事業が一時停止というような状況の中で、この分担金について、区画は少ないですけれども、負担をしていくというのはどうなのかということだと思うわけで、具体的に企業誘致ということ考えた場合は、あそこの場所について、どうにかしたいと、こういうことだろうと思うんですけど、その辺どうですか。

○企画課長

現在、企業誘致のプロジェクト委員会というのを本年度立ち上げまして、企画課の職員のほかに、区画整理課の職員、経済課、税務課、総務課等々の職員が入って、プロジェクト委員会を立ち上げて、数回にわたりプロジェクト委員会を行ってきました。今回は、一応今おっしゃられた上重原北部の土地に関する企業誘致をまず今検討しております。今現在進んでおる中身といたしましては、各県下、西三河、知立市内等々の企業の方へアンケート調査というようなものを実施しております。まだすべての回答が出そろったところで集計にはまだ至っていないというところでございますが、そのような事務をプロジェクト委員会のほうで行っております。

○佐藤委員

ここで聞いたほうがいいのか、ちょっとオーバーランを私しているかもしれませんが、ただ、プロジェクト委員会というのは、どこが所管をしているんですか。

○企画課長

企画課、私どものほうが事務局として立ち上げました。

○佐藤委員

それでは、その部分についてお聞きしても問題ないということでしょうか。ちょっと私、踏み込んで聞いてしまっただけかということ。

そうすると、この間の取り組みも含めて、そうした方向性、調査もいろいろやられたということで、所管は、具体的な所管は所管としながら、プロジェクト委員会ですので、そのところにも当然報告が上がってきて、私たちにもそういう情報はオーケーということでしょうか。

これは、プロジェクト委員会というのが、そうしたところの所管も含めて、企画課が主導しながらやられているということですので、実際問題の見通しとして、今どんなような状況なのかなということについてだけお知らせください。

○企画課長

実際、今プロジェクト委員会の中身につきましては、正直申し上げて、まだ先へといいますか、進んでおるような状況ではございません。上重原北部のところも含めて、知立市に企業誘致していきたいというところからの目標でスタートしています。先ほど申し上げましたように、今現在は、上重原北部を中心に検討しておりますが、一番よくそういった事情をよく周知しております区画整理課のほうからいろいろと情報提供をいただきながら、税務担当のほうではどういった方法がとれるかとか、また経済課のほうではどういった対応ができるか、自分のところの経済課のほうの商工会等を通じて、どういった形で誘致に当たって事務が進めていけるかということを含めて、また検討し始めたばかりでございますので、まだ具体的なものがこれとって決まっておるわけではございません。

○佐藤委員

それじゃ、正確にお聞きしたいんですけども、プロジェクト委員会というのは、いつ立ち上がって、企画課がこれを所管しながら、各課を集めてやっているということですけども、具体的にはどのレベルの委員会なのか、何名ぐらいでやられているのか、そんなこともお知らせ願いたいと思います。

○企画課長

大変申しわけございません。今ちょっと資料の持ち合わせがございませんので、少しお時間いただきたいと思います。

○佐藤委員

なかなか大変な中身だろうということは思いますが、私どもそうしたプロジェクト委員会が立ち上がったということも知らなかったわけですので、ぜひお知らせをいただきたいというふうに思います。

それで、次ですけども、89ページの防災費ということで、防災にかかわる施策、事業について、さまざまこういう形で載っているわけですね。平成23年度は事務文書が変わり、事務局から安心安全課防災係というような形になるわけですけども、そうした形になって、実際的な人員だとか、人員の配置は現在何名で、係ということで何名になるのかちょっとわかりませんが、そうした体制はどのようになっているのか。ここを聞きたいと思います。

○防災対策室長

現在の防災対策室の人員につきましては、室長を含め、4名でやっております。そのうち、1名は消防衣浦東部広域連合のほうからの派遣職員でございます。

今度、新しい組織になりますと、今のところ人員増はないということですので、室長が安心安全課長ということになるかと思っておりますので、実質的には人員減と、3.5人か3人になるのかよくわかりませんが、なるのかなと、そんなふうに考えております。

○佐藤委員

今回の地震津波が発生しました。先ほど、Jアラートの問題、同報無線の問題、とにかく地震が発生といち早く情報を伝えて、それぞれが身の安全を守ることが第一義的ではあります。しかしながら、その段階を経て実際に被災をした場合、この知立市においては、密集した市域があるわけで、津波はここまで来ないかもしれませんが、密集した家屋の倒壊や、その中で火災が特に心配されるわけで、その辺、地域防災計画の中にもそうした点での対策がうたわれているかとは思いますが、今回の地震を見ますと、テレビを見る範囲では、建物の倒壊はなかったと、その後の津波でみんなさらわれてしまったということで、繰り返して地震災害があったところで建物の強度に関しては、しっかりしていたのかなという感触がありますけれども、知立市ではまだまだそうした状況にはないのかなと思うと、実際に、倒壊して押しつぶされる、また家具が飛んできてけがをする、こんなことが心配されると同時に、火災が本当に阪神淡路のときのように心配されるような状況じゃないかなというふうに思いますが、今回の災害を見て、私は、津波は予想をはるかに上回ったということを言われているわけですが、知立市は地域防災計画で国の指定した震度6弱でしたか、ちょっとそこは正確じゃないですけど、そういうことを想定していますけれども、それらを含めて、どんな御感想をお持ちか、ぜひお聞きしたいなと思います。

○防災対策室長

今回の東日本のほうでおきました地震につきまして、太平洋海洋型の地震ということで、大きな津波が発生し、高いところでは10メートルを越えたというようなお話も聞いております。知立では、海岸線からもう奥へずっと入っておりますので、津波の心配はないかと思いますが、先ほど委員がおっしゃられるように、やっぱり古い家屋がごぞいしますので、当然震度6強、あるいは7というような東海地震、東南海地震、南海地震の3連動という形で起きると、恐らく今回の地震に匹敵するような地震になるんじゃないかと思います。そ

ういった場合には、やはり家屋の倒壊、今ある、例えば木造住宅、あるいは昭和56年以前の建てられた、例えばコンクリート製の建物であっても、大きな損傷を受けるのではないかと、そんなふうにご考えております。

○佐藤委員

この点で、やっぱり今回の地震を受けて、確かに地域防災計画を立てて、さまざまな施策をこの間やってこられたわけですが、しかしもう一度、今日の時点に立ったときに、本当にこの計画でいいのかということが問われなければならないというふうに思うんですね。ただ、岩手、宮城、福島のようなところはまた条件が異なるわけですが、特に避難所対策だとか、そうした点でいろいろこの間の防災訓練の中で、従来方式から変えて、間仕切りのやつを組み立てたり、いろいろやっているんですけど、そこが初期のときにきちっと、混乱はあろうかと思うけれども、比較的スムーズに行くような対応が本当にとれるかどうかということが心配されるんですけど、例えば、前も議論ありましたが、避難所の開設をどこがだれがやるのかということがさまざまな議論がありますが、そうした点で、夜中に災害が発生したとか、朝早い時間とか、一円で災害が起きたときに、職員がすべて参集できるわけじゃないというような中で、どんなそうした避難所解説などをやっていくのか、そこはもうちょっと明確にしておく必要があるんじゃないかなということを感じますが、どうでしょうか。

○防災対策室長

災害が起きた場合の避難所の開設についてということですが、災害の種類によって避難所として使うものが変わってくるかと思えます。例えば、風水害の場合ですと、建物の中へ直接入ることになりますが、地震の場合には、ある程度大きな広いところ、周りに倒壊するものがないような場所で、一時的にもう完全に揺れがある程度収まるまで避難するというごぞいしますので、時間的な差は出てくるのかなと。実際に、建物が安全かどうかという確認をした上で初めて中に入

害対策本部が立ち上がって、いろいろな受け入れ準備ができた段階で同報無線等、あるいは地域防災無線等を使用いたしまして、ここの避難所は開設できますということで皆さんにお知らせをして、そこから避難所に入らせていただくというような段取りになるかと思えます。

あと、自主防災会の関係でございますが、これは実際に住民の受け付け、どういう方が避難してきたのか、どこの世帯が避難してきたのかということ自主防災会のほうでまとめていただくという役割がまず一つあると思えます。それ以後、実際に避難所たくさんの方が入られますと、我も我もということで、自分だけでいろんなことをやられると混乱しますので、ある程度避難所の運営につきましても、自主防災会のほうで統率をとっていただくということになるかと思えますので、そういうふうを考えております。ただ、実際に防災訓練等で避難所開設、運営訓練をやっておりますが、本当にまだまだ目的な訓練でございますので、もう少ししっかりした訓練で、そういう意識づけ、あるいは、役割分担を決めてまいりたいなと、そんなふうに考えております。

○佐藤委員

基本的には、災害対策本部が立ち上がり、被害状況を見て避難所も開設ということで、今の説明では、比較的避難所に近い職員の方が対応されるということですが、それはそれで、そのとおりだというふうに思いますが、実際問題として、災害対策本部がすぐ立ち上がって、その指令を受けてやるわけですが、実際、例えばそこが避難所だということが設定されれば、多くの市民がそこに向かうんじゃないでしょうか。そういうことも想像がつくわけで、もうちょっとその辺の流れや分担についても、何といたしますか、もっと市民の方にわかるような形で周知が、先ほどの明石委員の質問も同じような趣旨だと思うんですが、もうちょっとわかるようなものを、もうちょっとこの際、今回の地震があったということを含めて、啓発をしながらルールをはっきりさせていくということが大切じゃないかなという

ふうに思いますが、この点、いろんなことをシミュレーションをされているかと思えますけれども、どうでしょうか、これは。

○防災対策室長

避難される方が、避難所までをどういう形で集まってくるのか、あるいは避難所へ集まったときにどういうふうにするのかというシミュレーションがまだまだしっかりできていない状態でございます。ですから、今私ども災害対策本部の職員も、あるいは市民の方々も大きな災害に今まで遭遇したことがないという、そういう大きな問題があります。実際に、経験をしておりますと、こういときはこうしたほうが良いなというような、ある程度の意識づけができるんですが、なかなかこの知立で大きな災害というのが過去にそんなに、全市的に被害になったようなことが、経験者がとにかくいないということでもあります。テレビで見ている限りでは、やっぱり対岸の火事的な分野ですので、避難しているなというような意識が薄いかなと思うんですね。その辺をどう意識づけしていくかということについては、これからの研究課題かなと、そんなふうに思っております。

○佐藤委員

私どもも、こうした形で冊子を、この地域防災計画、これは地震版ですけど、なかなかこれを読み込み、理解をし、常時それを頭の中にとどめるというのはきわめて困難な話なんですよ、正直な話。

今回地震があつて、市民の皆さんの意識もかなり変わったんじゃないですか。私自身も、あの地震があり、そして、きのうは富士宮ですか、震度6強という形で、テレビに出る地震学者は、そういう東北、関東の地震と連動はしたものじゃないという説明をされるわけですが、皆さんどうお思いか知りませんが、私は気が小さいからかもしれませんが、本当にあした来るのかな、この瞬間どうなるのかなということ、あの被害を見て、私自身は非常に感じるわけですよ。多分、多くの皆さんもそうだと思うんです。だとするならば、そういうことをもうちょっとこの機

会にこうした、私は、例えば避難所のことを言いましたけれども、そうしたことをもうちょっと被災された発生した、その流れをもうちょっと市民の皆さんに市として何ができるのか、市民として何ができるのかを含めて、明らかにした啓発活動が今求められているんじゃないですか。

今まで、知立市も確かに、この間、防災訓練もいろんな形で試行されて、そして自主防災会も立ち上げられて、継続的な自主防災会じゃないという弱点はあるものの、みんな立ち上がっておるわけですね。そして、それぞれの避難所にコンテナを置き、備蓄をし、そして先ほどは公園トイレのマンホールトイレ化ということも計画を、一挙じゃないにしても順次こういう対策を進めているという、こういう状況の中で、やっぱりソフトの部分でちゃんと市民と市との関係をやっぱりはつきりさせておくということは必要だと思うんですけども、部長は、どうでしょうか、こうした点今回は不幸なことだけれども、この地域に来ると言われている東海地震や東南海、トリプルも想定されるという中で、むやみやたらに不安はあっちゃいかんけれども、いい機会で、市民の中との関係で意識づけをさせ、啓発するいい機会だと思うんですけども、どうでしょうか。もうちょっとわかりやすい対処の市との関係、これをこういうことを含めて市民に啓発してほしいなというふうに思うんですよ。どうでしょうか。

○総務部長

今回の大災害を目の当たりにして思いましたが、平成7年のときの阪神淡路の大震災でございます。あのときもわっという思いでありました。今回もそのとおりでございます。平成7年のときのわっも月日がたつと忘れてきてしまいます。また今回もこういった強烈な被災地を見て、驚いておる状況です。これが年数がたつとまた同じようなことの繰り返しになってしまうのかなというように今感じました。

それと、地域防災計画もつくっておりますし、総合防災訓練も実施しておりますが、やはりまだまだ市民全体に行き渡っているかというのは疑問

なところがあるかと思います。そういった意味からして、私が避難所というものについて思いましたのが、今随時、コンテナの防災倉庫を設置しておりますが、あそこに大きな字で防災倉庫と書かれている字を、通る方が多分、相当意識して見ておられるかなというふうに思います。そういった意味からすると、避難所というものも地域防災マップでは記載して、いろんな書類としてはお配りしているけれど、やっぱり常日ごろ目にするという、ここが避難所なんだという意識を持つというのは、防災倉庫からしますと、やはり大きな看板、これを常に掲げて見ていただくことが意識の向上になるのかなというふうに思います。

また、今回の大災害も、やっぱり住民一人一人の経験がないがゆえに、ここまでは来やへんだろうなということが大きな災害につながったような気がしますので、やはりここら辺は、市民一方一方の意識、これをいかに持続して、なおかつ常に目で見えて意識を高めていただくような何か施策をとらないと今後まずいんじゃないかなというふうなことを感じております。

以上です。

○佐藤委員

すべて承知しているわけじゃないですけども、今回の地震を見るにつけて、やっぱりさまざまな計画、施策を進めているといえども、やっぱり仕切りのおしで、このところをはつきり、私は今避難所のことばかり言いましたけれども、避難所を含めて対策を講じるべきじゃないかということも申し上げました。もっと市民が避難をするにしても何するにしても、わかるような方式、そういうことがぜひしていただきたいと、そういうことです。

しかし、事務文書条例が変わって、安心安全課ということで、先ほど課長は、防災対策は4名体制と、しかし、今回係になり、課長がやるわけですけども、3.5かなと、こういう形で言われました。それで、何もなければ、人員が多ければ無駄のように見えるけれども、いざとなったときにやっぱり、日常的にいざとなったときの対策を進

めるためには、そういう職員の配置やそういうことも当然必要になろうかというふうには私は思っているんです。この人員で本当にいいのかなと、本当に進めようと思ったら、と思うんですけども、その辺、どんな認識を今回の事態を受けてお持ちか、ぜひお知らせください。企画部長でも、人事担当の方でもひとつ。

○秘書課長

この平成23年度から、機構改革によって防災対策室が安心安全課になります。そして、その中には交通安全担当の係と、両2係あります。ですから、いざとなったときは、例えば、防災訓練にしても今までと違って、両係の職員を動員して行うということも考えられますし、実質、現在の防災係の職員が同じであっても、そういったときには一緒になってやれるというふうにとちょっと考えております。全体でちょっと考えますと、職員の増というのがなかなかできないものですから、そういうふうに一応考えております。

以上です。

○佐藤委員

そういう事態になれば、それは力を合わせるんですけれども、私は、この事務分掌でやられているいろんな施策があるわけですけど、それを日常的に今までやってきたと、努力をされてきたと思うんですけども、さらに今回の事態を受けて、より具体的で市民にわかりやすいそういうものを構築をしていくということを考えたときに、日常的に3.5人でいいのかなということと思うわけです。今、課長は、いざとなったら安心安全課の方もつくからと言いますけれども、そういう事態に備えた日常業務は3.5名の方が、実質的には3名の方ですか、課長おりますけれども、そういう形でやられていくんだろうと思うんですけども、そうじゃないですか、日常的には。

○秘書課長

いざとなったというふうではありません。通常の場合でも、一度両係の協力のもとに進めていくということで、今まで課長を含めて、1課1係ということで対応しておりましたので、課長は当然

もう一方の係にも当然職務に対応していきますけれども、そういった面で、普段からは全体ではできませんけれども、少しずつ協力していただければと思っております。

○佐藤委員

それで、防災係は課長を入れて3.5と担当の課長から言われました。今課長が言われましたけれども、交通安全対策は何名の職員で当たられるんですか、これは。

○秘書課長

まだ平成23年度の職員の人事異動に当たって、まだほかとの調整等もありますので、現状の人数は基本にはしております。ただ、職務によって、ほかの課に行ったりとか、その辺で1人の人間が0.5人分けるわけにはいきませんので、その辺の差が出てしまうということはありません。

安心安全課のほうは、防犯交通係は予定としては2名ということで考えております。

○佐藤委員

私ね、確かにそのとおりのことだけでも、従来の延長線上で本当にいいのかなということだと思うんですね、そういう事態に備えるということで。そこで、私、例えばここには広域連合から派遣されている職員が1名おるんですね。しかし、広域連合を退職されると、それぞれ組織が違うわけだけれども、そうした方が、例えば夜間受付におられるけれども、それもそれでいいけれども、具体的には、そうした方たちのキャリアを生かして、そういうところに正規じゃないかもしれんけど配置をすとか、やっぱりそうした手だてが今この事態を見たときに求められるんじゃないか、少なくともそういう検討はやられるべきじゃないかというふうに思うんです。よその自治体では、退職された方が消防で再任用というのがあったかどうかはともかくとして、そうした方たちを任用して体制を組んでいるところもあるわけですので、少しこの点だけは考えてもらえないだろうかというふうに思うんですけどどうですか、これは。今日の事態を踏まえたときに。

企画部長、今の中身で、現状2名と課長を入れ

て6名の中かな、安心安全課というのは、現状では、それがスライドしていくのかどうかわかりませんが、日常的な活動をもうちょっと加速をさせながら、市民を啓発するということを取り組むということを考えると、本当にいいんだろかなと思いますけど、どうでしょうか。ぜひ検討していただきたいと思うんですけど。

○企画部長

今回、たまたま東北のほうの地震と、それも未曾有の被害であるということでそんなお話が出てきたのかなというふうに思いますが、防災にどれだけの人員を割けばいいのかということはなかなか難しいと思います。常に災害には備えなければならないということはあるかと思いますが、ではそこへどれだけの人員を置いて常に備えるのか、なかなか難しい問題であります。

現在というのか、今までは、広域消防のほうからもいわゆる消防の専門家に来ていただいて、一つずつ充実してきた。古い話でいえば、防災の担当というのは、もともと今の総務課の中にあつた今の総務係といいますか、そういうところにあつたものを独立させてきたと。それによっていろんなことが進んできたということは思いますが、今この災害を受けてすぐというわけにはなかなか現実問題難しいかなというふうに思います。

どこの部署も人員ということの要求はあるわけですが、それによって市民サービスも進むということかもしれません、その市民サービスと費用対効果といいますか、そういうようなものも含めまして、人員の適正配置ということを考えておるわけですが、今回の地震を受けてすぐということはもちろんなかなか難しいわけですが、全体の人員をどうしていくのかという中で、今後検討していくということかなと、そんなふうに思っております。

○清水副市長

先ほどから、佐藤委員から防災体制についていろいろ危惧をされるお話をいただいておりますので、私のほうからも一言申し上げたいと思います。

現在、市民協働課の交通安全係と、今度の防災対策室が一緒になるような形で安心安全課ということでございます。先ほど課長が申しましたように、課長はそういう意味では、今まで防災対策室長ということで防災一本、今後は防犯と交通安全も所管をしていただくということですので、そういったことでは少し多角的な視野で業務に当たっていただくということでございます。これは大いに期待をしているところでございます。

今回、交通安全と防犯が一緒になりますので、実際には今の4名体制から、防犯、交通安全、これは一部事務が、ミニバスが別の所管になりますので、そういったことの人員の精査、事務量の精査もしなくちゃいけません、現実今臨時職員と嘱託員を入れますと5名交通安全におります。これを単純に足しますと9名ということになりますので、先ほどの事務の移管部分もございまして、これが4名としても8名ということになります。そういった意味でのスケールメリットをぜひ生かしていただけるような日常業務にしていきたいなと思います。

もちろん、一定の縦割りはいけないわけですが、やはりそれぞれ各係の責任を持って日常業務をやりますので、常に両方ということにはいきませんが、例えば、防災訓練をするための準備でありますとか、そういう臨時的な業務については、そういう今までの4人から8名の人員の中でのそういう計画も可能になろうかなということも思っておりますので、その辺はそういうことで今後しっかり進めてまいりたいと思います。

それから、先ほど企画部長が申しましたように、今東北、関東の大震災、それを目の当たりにして、じゃ、人員がどうだという、これは確かにそういうことだと思いますけれども、やはりこういう仕事、こういうものが必要だ、こういう課題がある、だからこういう人員配置でいきたいという、やっぱりそういうものをきちっと考えた上でないと、これはなかなか実現が難しいかなというふうに思います。

○佐藤委員

ですから、最初のところで、私は今回こうした災害があったということで、確かにいろんな計画を定め、施策を進めてきたけれども、総点検をして備えることが必要ではないかということが一番最初、わかりにくかったかもしれないけれども、それを提起したわけですよ。それは、やっぱり改めて総点検をするということが必要だし、それをぜひやってほしいと。それと同時に、単純に人員を減らす、人員をふやすにはそれなりの根拠が必要だと、それは当然のことです。そうした中で、広域連合から派遣されている方もおりますけれども、実際に退職をされてノウハウのある方がおって、そうした方が嘱託でも何でも知立市が再雇用、嘱託で雇用して充実をさせるということであれば、それを拒む方はいないと思うんですけれども、そうした点をやっぱり生かすということを含めて、こうしたところに人事配置をして、一緒に課題を洗い直すということも必要なことかなというふうに思うんですよ。

先ほど、夜間窓口のことを言いましたけれども、ある意味で、それはそれで必要ですけれども、働く意思があるということはほかの部署であって、今までの専門がもっと生かせるなら、もっと生き生きと働けることも事実だと思うんです。ぜひその辺は、きょうのあしたふやすという話を私は提起しているわけじゃないですけれども、今日の時点を受けて見直したときに、やっぱりこれいいのかなという課題はあろうかと思うので、ぜひこれは来年度に向けて検討していただきたいなと、そこだけ答弁をお願いしたいと思うんです。

○清水副市長

衣東の消防局の職員の退職者の再任用といえますか、再雇用といえますか、これについては、広域連合消防局のほうもそういった再任用制度を持っておりますので、そういった方々がどういう配置になるのか、そういうことを希望されない、しかし仕事を続けたい、そういった方があれば、そういった方もそういうところで働いていただくことの一つの候補者だろうというふうに思います。それは今後、検討の一つだろうというふうに思い

ます。

それから、今度の安心安全課の職員の体制につきましても、先ほど申し上げましたように、今いろんな課題があるということは事実でございます。ですから、それを具体的にどういうふうに進めていくのか、やっぱりそういうものを見据えながら適正配置、こういうことで検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○佐藤委員

ぜひハードの部門は、それなりに予算を投入しながら充実をさせてきたのかなと思いますけれども、実際にはソフトの部分で、いざとなったときにそれがちゃんと運用できるかということが問われるわけですので、そのこのところの見直しというか、いい機会でありますので、ぜひ検討していただいて、その課題を整理していただいて対処していただきたいと、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それからもう一つは、97ページのところですけれども、この97ページのところで、市民税付加事務費ということで、99ページの徴税事務ということで、臨時職員が382万2,000円と、前年度当初は129万5,000円だったかというふうに思いますけれども、この内容についてお知らせ願ひたいなと思います。

○税務課長

徴税のほうの臨時職員でございますけれども、一応平成23年度におきましては、期間的には長い、短いがございますけれども、一応4名の方をお願ひしたいというふうに計上しております。その中の1名につきましては、緊急雇用対策を利用してまして、外国人の方の滞納者徴収ということで、外国人の方を雇用という形で雇用させていただくことを考えております。

○佐藤委員

そうすると、これは平成23年度ですけれども、先ほど私間違いないじゃなければ、前年度は129万5,000円という臨時職員賃金だったかなというふうに思うんですけれども、今回は緊急雇用も入っ

て383万2,000円と、外国人の方を入れて14名体制だということですので、平成22年度に比べて人的配置は多くなったのか、その辺はどうでしょうか。

○税務課長

金額的には少なくなっておりますけど、人的には去年と同じでございます。

○佐藤委員

それで、この臨時職員の方たちは、先ほど外国人指名で、外国人の方で対応している方に対応するということと言われましたけれども、人員的には14名ですけど、予算的にはふえていると思うんですよね。そうすると、人員的には変わらないけれども、予算的にふえていれば、長い時間その任に当たるということなんでしょうか。

○税務課長

徴税費の臨時職員につきましては、平成22年度が412万4,000円でございますが、ことしは383万2,000円で、時間的に若干短くなっております。

それと、去年の場合ですけれども、臨時雇用ということで、外国人の方ともう一人臨時雇用ということで、4名のうち2人を緊急雇用ということで対応させていただきましたので、今年度は緊急雇用1名ですので、もう一人の方は、緊急雇用ではなく一般の雇用ということになりましたので、ちょっと時間を減らさせていただいているという状況でございます。

○佐藤委員

体制は変わらないですけれども、外国人の方が、その内訳が若干変わったということで、金額が減っているようです。

それで、次のページには、滞納整理機構の負担金ということがあって、滞納についてさまざまな取り組みがこの間やられてきたかなというふうに思いますけれども、同じようなことを本会議でも聞いているわけで、大変恐縮なんですけれども、滞納者がふえ、なおかつ税の収納が弱まるという点で、こうしたことは言われているわけですが、皆さんは公務員でありますし、私も議員でありますけれども、市のほうは納付書やそういうことを送って、期間がくれば催告書を送って、一

定期間たって税の差し押さえ、この前は風間議員が保険の差し押さえというようなこともありましたが、多くの方がなかなか、例えば、特別徴収されていた方が職を失ったり、いろんなことをしたときに、この普通徴収でお金を納める、特に苦しくなると、なかなかそういうことが仕組みとしてわからない方もかなり、払えよ払えよということがあったにしても、おられるんじゃないかなという気がするんです。私も議員になって初めてその辺がわかりましたけれども、民間の会社、そういうところにおいてそんな状態になったときに、本当にそういうことがよく認識できるのかなということを見ると、税のそうした滞納に対する対策や接し方も、おのずと違うのではないかなと思ったりするんですけれども、その辺どうでしょうか。

○税務課長

市税の収納に関しましては、職員のほうもなるべく相談という形を対応を考えておるんですけれども、相談をしていただくのが一番とは考えておりますけど、まずは相手の方と会うことがまず第一の問題かなと。ある程度の方は、通知文だとか、督促だとかそう行ったものを遅らせていただければ、それなりの連絡だとかいただくんですけれども、そういったのも何も通知もいただけないと、そういった場合には、嘱託員ですとか、そういった人に臨戸で回っていただくとか、そうしたことでなるべくお会いするというのをうちのほうとしては考えております。それによってお話しを聞いた中で、その後の対応ですとか、場合によっては不能欠損ですとか、停止ですとか、そういったものとか、生活保護への移行だとか、それとか分割での納付というものを指導させていただきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

確かに相談があれば、そういう形でやられているということは、この間も聞いてきたわけで、努力をされているなというふうには思いますけれども、そうした形で、会えないという方は、やっぱり徴税吏員から見て、悪質な方なんでしょうか。

その辺がそうした方が、結局延滞金などがついて、税を膨らませるということになっていると思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○税務課長

ただ、お会いできないからということだけで相手の方を判断することはちょっとできないと思っております。今までの経験でも、お会いできなくて、最後になって、本人が判読できない方とか、認識できなかったということもありますので、そこら辺はやっぱり、基本的なのは会って御相談するのが一番ですけれども、できなかったからといって悪質だとか、そういうふうな判断はその場ではしておりません。

○佐藤委員

そうすると、あくまでも会うということですが、例えば、いろいろ通知をしたりするわけですが、その通知の中身というのは、あなたの税金、国保をこれだけ納めてくださいというようなことや、滞納が重なって、あれがこの金額ですよということを含めて納める、その内容はどうか。例えば、納税相談で減免があったり、執行停止をかけたたりやるわけだけど、その間、会えない方たちは延滞金もつくんですよ、きっと。滞納してから一定期間たてばつくんですよ。そうすると、税も膨らむということになるんですよ。会えれば一番いいんだけど、会えない方であっても、何と言うか、例えば、ただ単に額だけ納めてくださいというようなものを送るのではなくて、現状どうか知りませんが、それのみを送付をしているということですか。

○税務課長

納期が来たときには、一定期間過ぎますと督促を出さざるを得ません。それから、ある程度、それから1カ月以上たった場合には催告を出します。ただ、それとは別で、文書的なものを出させていただいたりだとか、平成22年度も一応サラ金の関係がありまして、場合によってはお金が戻ってくる場合もありますので、そうした方については、一応滞納者の方全員に対して文書等でお知らせして、そういったサラ金等の借入れのある方は相

談してみるとお金が戻りますよということで文書を送ったりだとか、そういったPRをして、なるべく来ていただくような、相談に来てくださいというようなことではやっておりますけれども、まだまだPR不足かなというふうな認識はしております。

○佐藤委員

それで結果、この間の議論でわかったことは、そうした市のほうの令書を送ったり、いろいろやって、1年でしたか、2年でしたか、最長。そうしたときに、初めて、例えば預金を差し押さえたりするということで、いきなりはやりませんよということをおっしゃいましたが、そのとおりでよろしかったですか。

○税務課長

はい。差し押さえの場合も、差し押さえしますよと文書を出させていただけますけれども、それと同時に相談に来てくださいという文面も加えて送らせていただきます。それで何もなかった場合に、1カ月とか、ある一定の期間待ちまして、その間にもまだ幾つか送りますけれども、その間に何もなければという形で差し押さえるのほうもやらせていただいております。ただやったにしても、本人のほうから連絡が来るとか、お見えになるといときには、その場でまた別の今後の滞納についての相談ですとか、生活情報を少しずつお聞きして、対応のほうもさせていただくということを考えております。

○佐藤委員

その期間は、そうした形で差し押さえをしますよというのは、滞納が始まってから2年間くらい経過するんですか。この前そんなことを言っていましたけど、1年でしたか、2年でしたか。いろいろこういう誠意を、行政側が誠意を尽くしながらやった結果として、そこに差し押さえをしますよという通知を出すというのは、どのくらいの期間でしたか。

○税務課長

それぞれのパターンで違いますので、この前風間議員の言ってみえた方につきましては、大体最

初の通知とか訪問とかさせていただいて、2年間かかっています。ですから、そのパターンによって違いますので、全然連絡がないとなってくると、どれぐらいという決めはないですけども、なるべく相談に来ていただくような形をある程度とっていききたいというふうに思っています。

○佐藤委員

ただ、そうしたいろいろ送付するというインターバルがあって、この間部長は、2年くらいの間にいろいろ努力をされて、そうして来られないので差し押さえをかけると。そうすると、あわてて相談に来るといようなことが言われましたけれども、私何といいますか、2年もかからずに来てもらえるPRの仕方や、そういうものがないのかなということをつくづく思うんです。

というのは、納税者の方もそうですし、行政側の職員も大変な話で、その間に文書で送るのばかりじゃなくて、徴収員の方も回っているんですよ。それでも会えない方がおってそういう事態になっているわけですよ。この会えない方は、いろいろ送っているものを全然見ていないわけじゃないというふうに思うんですけども、そこで、先ほど過払いのあるような人はそういうことで相談乗りますよということですけども、そうした滞納されて、皆さん具体的にやっぱり納めるということじゃなくて、いろいろ困難があって納められない方たちが多いわけだから、そうして見ると、ただ単に納めてくださいという通知を渡し、納めないと差し押さえますよということや渡すということではなくて、もうちょっと減免の問題だとか、例えばどうしても払うことができない場合は、執行停止という制度もあり、3年そういう状態が続けば消滅するという制度もあるということもお知らせをしながら、相手の方の生活再建や、生活に思いをいたすような取り組み、私も具体的に提案できませんけれども、通知書のようなやつでぼんとやるのではなくて、そうしたものもお知らせをしながら、一緒に滞納の問題を解決していく、また先ほど課長が言われたように、サラ金の問題で困っているけれども、なかなかお悩みで、一人

では対処できない、そういうことを含めて市の税務課は、市民の立場で本当に市民の生活を応援し、その結果として納税がそうした方たちも入ってくるようなPRの仕方や、もっと工夫が要るんじゃないかという気が私はするんですけども、どうでしょうか。そういう方は広報を読むか読まんかわかりませんが、そういうことも含めて、もうちょっと、そんな長期にわたってこの滞納額が膨らみ、延滞金が膨らむようなことではなくて、もっと早い段階にこちらから何か滞納の方にさまざまなそうした滞納解消、そうした困難さの解消のメニューを示しながら、何かやれるような方向もぜひ検討してほしいというふうに私思うんですけども、どうでしょうか。

○税務課長

見えた方については、相談の中身を先ほど委員の言われましたように、執行停止等も平成22年度におきましては、ちょっと年度はあれましたけれども、年間400件程度の執行停止も実施しております。その中で、そういったものさせていただいて、相談等をさせていただいておるんですけども、実際、今のうちのほうの徴収体制で5名、係長含む5名で滞納者が年々、毎年一千五、六百から2,000名の増加、現在8,000名から9,000名ございますので、それに対して1人当たり、ほかの市よりもちょっと1人当たりの人数多いんですけど、大体一千七、八百から2,000名を対応しておるという状況でして、実際には本当は臨戸で回ってお会いできるとか、何かすればいいんですけども、そういったことがすぐにはちょっと採れない状況にあると。

それと、あと月に1回ですけど、土日、一応職員等が出まして、時間的には短い午前だけとかそういうのはありますけれども、土日での相談窓口、職員による相談窓口も実施させていただいております。そういったことで、外国人の方とか、平日にお見えできない方については土日に相談に来てくださいだとか、そういったことも広報等には一応掲載はさせていただいておるんですけども、それ以外に何かいい方法についても、また今後も

検討して実施していきたいなというふうに思っております。

○佐藤委員

PRやそういう納税相談を含めて、お知らせをしているんだろうと思いますけれども、私もこの間、いろんな方にそういうことを滞納なさっている方がありましたけれども、本当に大きな滞納額で、いつも顔を合わせておったわけですけど、しかし納税される方は恥ずかしいのか、何といったらいいのかかわからないけれども、にっちもさっちもいかなくなって相談があったりとかするんですよ。そうすると、結局大変な事態になってしまうということがあるので、ぜひ額の少ないうちにできるようなPRの方法、送るやつでも、先ほど言った、あなたの力になりますみたいな、もうちょっと角度を変えた通知を送ったり、留守だったらそういうものを置いてきたり、もうちょっと工夫して相手の立場に立って対処しながら納税相談などにも自発的に来てもらえるような方向もちょっと研究、検討をぜひしてほしいなというふうに私は思うんです。どうでしょうか。

○税務課長

先ほどいいましたけど、紹介ということで、電話等による個別の電話等もかけさせていただいておるんですけども、あと、国保税につきましては、嘱託員みえますので、それぞれ臨戸してもらって、文書等を置いてきていただくということも今実施はしております。ただ、余りにもちょっと多いということですので、それを何とか早目に来ていただくようにうちのほうも検討しておるわけですけども、そういったものを実施していきたいなということしかちょっと今のところは。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時55分

再開 午後7時03分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

ぜひそうした形で、早いうちにそうしたPRやそういうことも含めて、納税者の状況をしんしゃくしたような対応も一つは必要だろうということで、臨戸の方が回っていったらチラシなり、そういうものを持って行って、こうした対応が市役所ではできますとかそういうことも含めて、そうした親身な対応を検討してほしいなというふうに思います。

その点、どうでしょうか。

○税務課長

様式としまして、督促だとか催告状はちょっとできませんけれども、それ以外で臨戸とか何かでお会いするとか、別の文書を発送するときにはそういったパンフレットとか、相談に来てくださるとか、そういったものもなるべくつけるような形でちょっと検討させていただきたいなと思っております。

ただ一つ、臨戸の場合でも、御本人とお会いできない場合だと、今個人情報関係もありまして、ただ税務課がお伺いしたということ伝えてくれたとか、内容的なものはちょっとお話できない場合もありますので、そういったところでうちのほうも御本人しかお話できないというので、ちょっと不便な面もありますけれども、なるべく努めたいと思います。

○佐藤委員

それで、先ほどのお話の中で、職員1人当たり2,000件前後を抱えるという、こういう実態で、本当にとってもじゃないけど、電話や送るだけという形にならざるを得ないような状況も、その件数から見ると伺えるわけですけども、職員をどんどんふやせば単純に解決するとも思えないですけども、大変な過重負担のような感じもしますけれども、課長、担当課の職員を見ていただいて、どんな感想をお持ちかなという感じがしますが、どうでしょうか。

○税務課長

今、徴収を5名でやっておりますけれども、相当レベル的にも高い職員ばかりに成長してきたなというふうに思っています。それと同時に、やっ

ぱりやる仕事が徴収ですので、相当相手の方と接触する中で、うまいこと相談できる方はいいですが、そうでなければやっぱりちょっと問題は発生するという場合も相当多くなっております。ですから、職員に対しましては、大分ストレスとかそういったのもたまってきておるのかなというふうに思っております。

○佐藤委員

私のほうから、そういう具体的な提案が余りできないわけですが、いずれにしても、深刻なこういう実態ですので、先ほど提案したような中身を見ていただいて、そして1人当たり件数が非常に高いと、私もたまたまあそここのところを通りかかっていると、土下座をされる方や、逆にキレル方とか、いろんな方がおられて、職員の皆さんも大変だなどというふうには思います。そんなことがあるわけで、だからこそそれ以前の対応が本当に大切になるんだろうというふうに思います。しかし、1人当たり1,700から2,000と言われると、ちょっとこれは極めて事務的にならざるを得ない、そういうような背景が職員体制であるなどというふうに思いますけれども、この点について、市長、今課長が言われましたけど、どんな認識があるのか、そこだけお知らせください。

○林市長

私どもの徴収の職員の皆様方、本当に頑張ってくださいっていらっしゃいます。先ほど課長から申しあげましたように、土曜日、日曜日にも私たまに来ると、やはりそういう滞納された方々と熱心に丁寧に対応されていらっしゃるわけでありまして。今、佐藤委員のおっしゃられることももっともかというふうに思っております。また何かいい案とかあれば、また御指導をお願いしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○佐藤委員

そうした点では、5名体制ということでありまして、この間、ここの部署は増員があったんですか。増員というと、すぐにコストのかかる話だけど、しかし、今の状況を見たりしますと、この5名だけの体制で本当にいいのかなという感

じも、頑張っているのはいいけれども、体を壊したり、つぶれてしまったりと、そんなような状況があってはいけないのではないかなというふうに思いますけれども、その辺につきまして、平成23年度当初でありますので、すぐということじゃないですけども、そうした人的な配慮も必要な状況になっているのかなという感じもしますけれども、その辺は副市長、どんな認識ですか。

○清水副市長

今、市長が申しあげましたけれども、当市の税の担当職員は、非常にしっかり、そういう納税者のお気持ちも考えながら一生懸命やっておってくれるなどということを常々思っております。

今言いましたように、年々、特にこのリーマンショックでいろんな経済が少し、少しというよりも、こういう状況の中ではそういう滞納される方もふえているというのが現状であります。そういった意味では、今の5人体制でありますと、それぞれ地域を分けてそれぞれが担当しているわけですが、その担当する該当の方も年々ふえているという現状ではございます。そういうことでございますので、私どものほうも、職員の配置については十分留意をしないといけないということは思っております。

ただ、ことしの場合も、今話題になっております予算の刈谷税務署の、ごめんなさい。新たな機構、西三河の滞納整理機構、こういったものの中で、各市から職員を1名ずつ派遣をするということでございます。この職員も、全くのそういう経験のない職員ではいけないので、やはり2年以上の経験者を派遣してほしいというような機構の要望もございますので、そういった職員を派遣することにしておるわけですが、それとしますと、徴収の担当も1名減員というふうなことにもなってまいりますので、そういったことではいけないということで、その辺の5名の体制は堅持したいということでの人員配置を考慮するような形で今考えているところでございます。

今後においても、こういった方はどんどんふえるということはいいいことではございませんので、

そういった意味での事前策も含めて、十分検討をしていかなければいけない課題だなというふうには認識しております。

○佐藤委員

具体的に、私滞納整理機構についても、今副市长からありまして、そちらのほうに1名行かれるということで、減るといって、新年度においては現状維持は果たさないかと、こういうことであつたわけですけど、この前、滞納整理機構についてさまざま聞いたわけですけども、滞納額が50万円になるとここに移すんですか。ちょっとまだはっきりしないところがあつたんです。この滞納整理機構と、市の徴税の関係の、その辺の関係を含めて、現在ある滞納に、市は市として事務としてやるだけ、滞納整理機構は50万円以上の方をそちらに上げるんですか。どういうふうでしたかね。

○税務課長

このほうの基準が50万円というだけでありまして、うちのほうから機構のほうへお願いする分については、100件から150件でございますので、50万円以上ではなくて、もっと高額な方が対象になってくるのかなというふうに考えております。大体、150から200万以上の方が対象になってくるのではないかなというふうに思っております。ですから、50万円を超えたからすぐここへというふうではございません。

それと、送る件数も定まっておりますので、それをもって、職員の研修というんですか、今後毎年毎年ある程度のレベルを維持していくための派遣ということも考えておりますので、件数的にも大体100件から150件程度お願いしていくということを考えておりますので、額的には50万円ではなくて、もっと高額な方が対象になってくるのかなというふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、高額な方を100件から150件という形でありますけれども、今回は任意の機構だということでありまして、あるわけですけども、この効果が滞納整理とか、徴収技術の向上だとか、

いろいろあるんですけども、一番の効果はそういう方、機構に送られた方が、機構はそういうことのところに、滞納額はそれなりに200万円とか300万円とか高い方で、長期にわたって滞納されている方というイメージですけど、催告の効果で、予告効果で納税相談に来るのではないかというような答弁があつたんですけども、そういうことでしょうか。ここの設立の効果は。

○税務課長

まだ私どもとしましては、機構設立ということで、実際にまだ稼働しておりませんのでどうかわかりませんが、県が他県での情報を経験等状況等を確認した中では、PR効果的なもので納付は若干ふえるということは話は聞いておりますけれども、実際にどうなるかということになりますと、まだちょっと経験ありませんので、ちょっとわかりません。

○佐藤委員

こうした納税額が多いということと、その方たちが悪質なのかということもあろうかと思うわけですけども、納税額が多いから悪質な滞納者かということが言えるのかどうか、その辺の認識はどうなのかなというふうには思いますけど、どうですか。

○税務課長

先ほどもいいましたけれども、額が多いとか何かで悪質とかそういうふうな判断は私のほうはしておりません。最終的に悪質かどうかということにはわかるのかもしれませんが、まず何かの理由で滞納してみえるのですから、そこら辺のことを把握していくという形が基本になってくるのかなというふうに思っております。

ただ、この機構とは別に、今まででも知立市ではやっておりますでしたけれども、他市においては、ある一定の件数を県の県税事務所のほうに委託して、徴収をやっておる事例はありますので、それと同じような形になるのかなというふうに思っております。ただ、今回の場合は、この機構を立ち上げまして、そこへ職員を送り、今後、職員を1年間送ることによって経験をさせてうちのほ

うへ戻ってきていただいて、知立市の徴収レベルの維持を図っていききたいというのが基本的な考えでございます。

○佐藤委員

任意でこの6市でつくられるということでありますけれども、今課長が言われたように、滞納額が多いから悪質とは判断していないと、結果としてそういう方が見えるかもしれないと。しかし、先ほどの申しましたような観点は、やっぱり必要ではないかというふうには私は思いますので、この機構ができたからといって、強制的ながんがん取り立てて、納税者の権利やそういうこともじゅうりんするようなことだけはぜひ配慮いただきたいもんだというふうには私は思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○税務課長

機構のほうとしましては、各市から1名ということと、県のほうからも県税事務所から2名職員を派遣していただきまして、基本的には、県が1名、市が3名で4名で1班という形で、2班をつくって滞納整理をしていかれるということは聞いております。ただ、その辺の対応につきましては、知立市職員が中心になってある程度知立市の滞納分についてもやっていくのかなというふうには判断しておりますので、そこら辺はそれなりの配慮はいただけるものと考えております。

○佐藤委員

姿がまだはっきり見えないわけで、そういう点では、そうした徴収に当たるということですけど、本来でいけばこうした機構を設けなくても対処できるようなことが一番いいというふうには、私はそこだけ申し添えておきたいなというふうに思います。ぜひそのところ、よろしくお願ひしたいなというふうに思うわけでありませう。

それからもう一つは、235ページですけれども、ここに、知立市は生涯学習都市宣言をしているということで、あるんですけども、これは各町内会に年5万円ということがあると。ある方から、ある町内会では同じようなメンバーで同じような事業をやっているの、5万円の補助金はどうか

という、そういうお話しもあったかに聞いていますけれども、今こうした取り組みが各町内会で行われているわけですが、実態と今後の取り組みの課題というのはどういうところにあるのか、その辺はどうでしょうか。

○生涯学習課長

私ども、平成21年度に、各町内会の方々にアンケートをとりまして、このまちづくり事業、まちづくりの補助金につきましてアンケートをとらせていただいて、今後も続けていってほしいというアンケート結果をいただいております。その中で、先ほど言われましたように、町内会の中ではやっていただける方がなかなか見つからないとかいう話も聞いております。確かに、私ども生涯学習都市宣言をしておりますもんですから、この知立市の生涯学習のまちづくりのための補助金というのはなくしていつちやいかんというふうには思っております。

それで、現在、私ども今後考えておりますのは、今5万円なんですけれども、それぞれ事業を、一事業に対しまして2万円、そして、最大で6万円までという形で、今要綱を作成しまして、平成23年度は進めていこうということでございます。また、バスにつきましても2万円をそのまま上限として進めていくというような形でやっていこうというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、今までは一律5万円やったやつを、平成23年度は、一事業について2万円と、最大6万円というのはどういうことですか。今、要綱づくりを進められて、平成23年もうすぐ来るわけですので、その内容をちょっとお知らせください。

○生涯学習課長

私どもも、2万円というのは、一つのテーマを決めてやれば、その事業という形でやっていきます。それで2万円が一つの事業、3事業やれば6万円というような形になります。

それで、例えば、町によっては、六つぐらい事業をやりますよと。1万円でも6万円まで最大い

きますので、6万円でもいろいろな方が集まって、その町でいろんなテーマのことをやっていただければ、さらに生涯学習というのはいろんな人が集まって講座等に参加していただけるというふうに思っております。

○佐藤委員

そうすると、今この要綱をつくっておるわけで、平成23年度からそうした形になるということでありまして、多くの町内会の方が5万円だと思っていたものが、1事業だと2万円だと。今まで町内でこの5万円交付を受けて、幾つかの事業を実施しているところ、単品だけと、さまざまあるかと思うんですけども、そうした点で、何と言うか、各町内会の皆さんからも、そうしたアンケートでは続けてほしいということだけれども、予算上の措置は、皆さんよくわかっておられるわけですか、これは。実際問題として、予算化はされていますけれども、私余り承知していませんけれども、各町内で、申請はこれは新しい年度になってから皆さんから申請を受けて、補助金を出すというやり方なのか、事前に来年度予算を組まないかということがあるので、前年度に、平成22年度、皆さんからの要望を聞いて、そしてまだ要綱ができていないわけだけれども、2万円から6万円ということで、ちょっと5万円もらえと思ったけれどなかなか厳しいという話も聞いたりしたもんだから、どんな実態でやられるのかなということなんですけど。

○生涯学習課長

要綱は、今策定が終わりまして、でき上がって4月1日以降施行開始という形をとっております。それで、各町内会には、今実績報告等が平成22年度来ておりますもんで、そういった方たちには6万円という形で、今言った1講座2万円というような形の話はさせていただいておりますけど、実際、これは予算を通して、その後、毎年5月になりますと、各生涯学習推進員という方が見えまして、その方たちが今推薦してくださいという案内を出しておるんですけども、そして、生涯学習推進員が集まった時点で、平成23年度の事業のこ

んなふうになりますということで研修会を予定しておるところでございます。ですから、実際、まだ予算も通っておりませんが、6万円になりますということは要綱で聞きましたけれども、予算が通っていない以上、余り大っぴらげに、どんなふうに言っていっていいかわかりませんもんで、予算が通った後に各町内会にはそういった研修会を開いて、説明はさせていただきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

何がいいのか、ちょっと私はわかりませんが、1テーマで2万円ということになりますと、従来行ってきた事業がやってきて、費用として5万円くらいかかると今までそういうこともあっただろうと思うんだよね、一つの事業だけで。ところが、今回2万円ということになると、どうかなと。三つやれば6万円、1万円ふえるわけで、どちらが生涯学習が地域において活性化するかということが問われるわけだけれども、予算が通っていないから余り説明できんということですけども、ちょっとこれは、何と申しますか、市の方向として、各町内会との関係で、もうちょっと議論があったほうがよかったのか、要綱ができて、新年度予算が計上されて、これからこういう制度になりましたということがいいのか、ちょっと私よくわかりませんが、その辺の判断はどうなんでしょうか。きちっとたくさんやって6万円でいいわということもあれば、1テーマで2万円で下がっちゃったわということも、いろんな意見が出てくるかなという感じが私はするんですけども、その辺どうですか。

○生涯学習課長

やっぱり、今言われたとおり、今までしっかりやってきたところはそれなりに1万円ふえるなどいうところもございます。やっぱり、町内会によっては、1事業しかやっていないような町もありました。そういったところで御不満が出てくることもあるかもしれませんが、やっぱりこの生涯学習という考え方が、ずっと10年やってきまして、マンネリ化を防ぎたいと、ずっと同じテーマで、

ずっとその町内会はその5万円を当てにして、その人たちだけがやっておるんだったら、私はその事業というのは余り意味がないかなというふうに思うんです。やっぱり、いろいろな見直しもしていく中で、多くの町内会の方が集まって生きがいを見つけるだとか、そういうことをやっぱり考えれば多少なり差は出ますけれども、そういった形で進めていきたいというふうに考えて、こんなような形をとりました。以上です。

○佐藤委員

基本的に、これが町内会単位でいろんなことがやられるということですけど、例えば、私昭和のところからちらっと聞くと、あそこは町がそれぞれ小さい町内会になっているということもありまして、連携しながら取り組んでいるような話もあったりするわけで、ですから、単純にそういうことも活性化のために、もちろん自主的にやるものだから、町内会なりそういうところがやるわけけれども、きっとこの生涯学習フェスティバルというような形で各町のそうした発表もやられて、相互に学びあっているんだろうと思うんだけど、なかなかそのところでマンネリ化がしてきているということで、もうちょっと町内会を越えたところでやられてもいいだろうし、また、今は町内会単位になっているけれども、今後の方向として、そうした任意の人々が集まったような生涯学習に対して支援をしていくというようなことも含めて、要は全体の生涯学習、知立市として盛り上がっていくということが一番大切なことだから、そういう意味で、今までは町内会ということをやってきたけれども、町内会は町内会として置きながら、新たなそうしたことについても、別の枠組みについてもそうした支援ができるようなことも検討が必要かなという気が私はしますけれども、どうでしょうか。

○生涯学習課長

先ほど、私町内会単位ということで申請はありますけれども、複数の町内会が合同で実施する講座等も当然認めております。

さっき言われましたように、昭和の場合は、1

丁目から5丁目まで合同になってやられております。そうした形で補助金の申請も上がっております。

また、町内会ではペタンク大会を、各町でそれぞれのグループがあって大会を開きたいというときに、私どものほうにも話が来まして、5町でやるから、こういったところでも生涯学習という形でやっていったらいいなという話が出まして、とてもいい話ですと、そういったところに経費等が必要な場合に、そういった経費を町内会ごとに分けていけば、そういったことで町内会だけではなく、合同でやって、いろんな町とのおつき合いもできるのではないかなというふうに考えております。

○佐藤委員

現状そうやってやられているということでありますけれども、生涯学習を町内会単位が基本だということで今までやってきたんだけど、それ以外どんなものがあるかわかりませんが、それ以外においても、積極的にそういう取り組みができる環境も含めて支援のあり方も必要ではないかと。例えば、町内会でやる場合、いつもといっては語弊がありますけれども、同じようなメンバーだけが集まってくるということは、ある意味で仕方ないし、またそれが固定化されると、ほかの人が入り込めないという側面もあるんだろうというふうにも推測をされるものだから、そうした枠組みばかりが生涯学習の大もとじゃないということももう少し研究をさせていただいて、生涯学習都市宣言にふさわしい中身で、爆発的ということには言わないですけども、じわじわでも多くの人に広がっていくような、そんなことも研究、検討してほしいなというふうに思いますけれども、どうですか。その辺、課長、また部長のそうした所見を伺えたらと思います。

○生涯学習課長

県下で唯一の市の生涯学習都市宣言をした市ですので、こういった生涯学習が市民の方に浸透していったら、皆さんが何か生きがいをもってそういった生涯学習の講座等に参加できることは、スムーズにできるような形でやれたら一番いいという

ふうには思っております。

○教育部長

議員御指摘の、生涯学習まちづくり推進事業でございますけれども、時限要綱でございます、引き続きこの事業をやっていくということで、アンケートの結果が出ました。それは、先ほど課長が申したとおりでございます、ただし、私も今度の新しい要綱のあり方については、先ほど佐藤委員が言われたように、本当に今まで上限5万円、パスは3分の1の2万円、この補助をしておりますけれども、これを、例えば10万円も1講座でやってみるのに、今度1講座を見たら2万円と、これでもいいのと。ところが、3万円一つやっておったけど、これを三つやったら9万円だと、6万円いただくと。片方に10万円2万円だと、こういうことが起きてもいいのかねと、こういったことも含めて、実際的に今後の運用の中で、それはやはり一定の運用のあり方というものが必要になってくれば、生涯学習は皆さんが地域で一生を通じて楽しんで過ごしていただくために、あるいは教養を高めていただくために、あるいは社会に進出していただくためにやっている事業でございますので、一つ一つ時限でやってきておりますけれども、見直すところは見直していくべきだとは思っております。

それから、生涯学習に関する考え方ということがちょっとございましたけれども、私も前にもお話ししましたけれども、今は生涯学習宣言都市をしまして、知立市の生涯学習推進計画がありますけれども、その中で地域の皆さんに生涯学習とはというものをしっかりとPRして、そしてそれを実践していただくということで行っております。

ただ、公共としては、午前中に池田福子委員からもありましたけれども、赤ちゃんに伴う読み聞かせとか、あれももう既に生涯学習です。公共で行う保健センターで行っている生涯学習。それから、公民館で行っている生涯学習、あるいは給食センターで行っている食育という生涯学習、すべてが公共が行っている生涯学習ですけれども、その太い幹と枝の中ですみ分けをして、できるだけ

知立市が宣言にふさわしい都市になるように、皆さん方に生涯を通じて学習する楽しさを学んでいただければと思っております。

○佐藤委員

今、部長が2万円、6万円の話で、運用でということがあったということですので、そうすると、その運用というのはどういうことかなということなんですけれども、従来から切りかわるということがあって、さまざまなことが想定されて、その新しい補助の要綱で対応できるかどうかという懸念がやっぱりあるということの表明だと思うんですけれども、そうした点では、予算の範囲内ですけれども、精査をしながら運用で対応すると、こういうことなんでしょうか。

○教育部長

要綱につきましては、まだきちっと制定をされているところに至っておるわけではございませんけれども、その中で、今課長が話しているのが骨子であります、気持ちはそれは理解できることとありまして、少しでも多くの学習事業を行っていただくところに、できるだけ補助を厚くというかしていくと、これもまたとても大事なことでございまして、ただ、一つの事業が10年、20年続いていることを否定することではまたないです。それも、大事な生涯学習であれば、それは続けていくべきでしょうけれども、でもとりあえず5万円をいただけるならば、何かのこれだけでいいと、そういうことでもないわけでありまして、そこら辺をひとつ新しい要項の中では、事業メニューというものをふやしていただくという観点を置いて言っておりますので、そこら辺をしっかりと話ししていく中で、その要綱の中で運用できる範囲をもう少し検討すべきところがあれば、それはそのときに見直しもできるんじゃないかと思っております。

○佐藤委員

そうすると、部長の答弁は、要綱はできていないというわけですがけれども、基本的2万円、6万円のこういう流れの中で、さらに新年度に入り、そうした町内会の皆さんの声、また事業の範囲だ

とか、そういうことを精査する中で、問題があれば手直しをされると、こういうことでしょうか。

○教育部長

事務局としては、この予算案を出させていただいておりますので、こういった方向性の要綱で進むという概念でお話しをさせていただいております。これは、当然のことながら、教育委員会の議を経て要綱制定をしていくわけになります。あすが教育委員会でございまして、あす、その要綱も出されまして、委員もこの要綱でいけばいいよということになれば、この形で実施に移していくという中身になりますが、また違う意見がございましたら、それはまたそれも委員の中で合意を得ていくという中身でございますが、そこら辺も含んだ発言だということで、含んで理解をしていただきたいと思っております。

○佐藤委員

わかりました。

ぜひしっかりとした説明がないと、ブーイングばかりが上がるようではいかんわけですので、しっかりとした説明を求めておきたいなというふうに思います。

それで、もう一つは243ページの文化会館の運営費があるわけですけれども、去年はこの文化会館の自主事業補助金ということで500万円あったかなというふうに思うんです。今回は、これが改元で計上されていないわけですけれども、去年は市制40周年ということもあり、そうした自主事業が行われたのか、今までも自主事業としてさまざま取り組んできたけれども、平成23年度はなくなったのか、その辺の考え方についてお知らせを願いたいなというふうに思います。

○生涯学習課長

確かに、平成22年度は500万円の文化会館自主事業費が入っておりました。平成23年度は、当初予算では計上されておりません。これは、創造協会の実施事業の補助金につきましては、本来創造協会がやっておるわけですから、自分のところでその助成なり等を、財団法人の地域創造というところに直接申請をしていかなければならないんで

すけれども、創造協会が、これは任意団体でございますので、そういったことができないと、地方公共団体が申請団体になって行わなければならないとされております。それで、平成22年度につきましては、予算を作成するときに、もう既に募集要項が来ておりまして、その後、申請内定が当初予算に間に合うように通知がございました。ですから、平成22年度には間に合ったわけでございますけれども、平成23年度に関しましては、募集要項がことしの1月にございました。それで、2月に申請をしたところでありまして、現在、その事業の審査業務を進めていますということで、地域創造から3月7日付で通知があったところがございます。5月以降に通知を出していくという連絡が入っておりますもんですから、そういったのを待って、補正等で対応していきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

ということは、従来とこの方式が変わったということですか、わかりませんが、地方公共団体が申請をせないかんということで。今までは、例えば、40周年記念でこういう形で重なる部分もあったかもしれませんが、たしか、それ以前にもそうしたものが予算化されてきたわけですけれども、それが当初に載らなかったということは、1月に募集があつて、現在審査で、採択されればそれが5月以降にわかるし補正対応できるということですが、従来からそういう流れですか、それは。

○生涯学習課長

この財団法人の地域創造というところに、こういった私どもの地域の文化活動事業について助成金が出ておるわけですけれども、毎年8月ぐらいから募集がかかって、ずっと前の40周年ということではなくて、毎年その時期に募集はかかっておつたんですけれども、今回事業仕分けの関係かどうかわかりませんが、非常に募集時期が、本来ですと8月ぐらいにあったものが1月にずれ込んだということがございますもんですから、私どもも当初予算には間に合わなかったというのが

実情でございます。

○佐藤委員

これは、そこで審査をしてオーケーということになると、従来どおりの500万円というものが補助されるんですか。額が減るのか、その辺ちょっとわかりませんが。

○生涯学習課長

それぞれちりゅう芸術創造協会が事業をやっておりまして、そのときそのときの事業によって事業費が変わりますので、毎年500万円というわけではありません。たまたま去年は500万円ということでございますけれども、平成23年度におきましては200万ちょっとだということをお聞きしておりますので、そういったことだということです。

○佐藤委員

私は、知立のこの文化会館で指定管理を受けてやられて、かなり高い評価を受けて、自主事業もやられてこられたと、それが皆減でないものですかどうなったかなということをお聞きしましたところ。そんなところをお聞きを願ったわけですが。

それからもう一つは、以前、館内視察をしましたが、福祉体育館の関係でお聞きをしたいんですが、福祉体育館のところで、今回、工事費なども営繕工事費というような形で今回計上されていますけど、この中身について、ちょっとお知らせを願いたいなと。255ページですか。

○スポーツ課長

この福祉体育館の営繕工事費の中身でございますが、まず一つ目が、地下の機械室のドアが腐食をいたしまして、今かぎがかからない状態にありますので、その取りかえ工事が一つでございます。

もう一つが、エレベーターのメインロープ、これの交換でございます。これは、定期点検をしているなかで、業者のほうからもう取りかえたほうが良いという指摘がございましたので、これを取りかえます。

もう一つが、昭和グラウンドの防球ネット、今防球ネットが10メートルの高さがあるんですが、

昭和2丁目の住民の方から、軟式野球が庭に落ちていると、そういったことを昨年受けまして、その10メートルの上に2メートルかさ上げをします。2メートルをやってこれが完璧なのかどうかということもありますけれども、かさ上げということは最大2メートルしかできないということがありますので、もしそれでもだめだということになれば、また最終的なところに行くと思うんですが、営繕工事はこれで終わりです。

以上でございます。

○佐藤委員

昭和グラウンドのネットがかさ上げと、こういうことで、私聞いたのは、この中で、私以前、皆さんもそうですけれども、管内視察をした折に、トレーニングルームがあり、すぐ対面に、すぐ脇にロッカールームがありましたけれども、かぎのかからないロッカールームや、大変腐食してひどい状況になっているロッカールームがあったということもありまして、ああした対策はトレーニングルームにおいて、ジャージを着て皆さんトレーニングルームに来る人ならばいいわけですが、そうじゃない方もおたりされるわけで、ロッカーについてあのままの状況でいいのかなということをお聞きして、今回そうしたことも手が入るといいなと思ったわけですが、さっきは、エレベーターと地下のドアがかぎがかからないと、この修繕で終わっているわけですが、ロッカールームについて、すぐということじゃないですが、視野に入れた対応や、どのくらいロッカーへ入れたらお金がかかるかとか、そんなことを含めてどうなのかなと、こういうことなんですけど。

○スポーツ課長

今のロッカーの件でございますが、ロッカーにつきましては、パティオ池鯉鮒のほうで使用していないロッカーがございまして、それは私どものほうにいただけるということでありましたので、予算がないものですから職員が運びまして、今設置はしました。

以上でございます。

○佐藤委員

それはよかったというふうに思いました。このロッカーというのは、上のほうへいくとかがつきでコインを入れてと、こういうふうですけれども、そういうものですか、これは。

○スポーツ課長

もちろんかぎつきでリターン式でございます。お金が戻ってくるロッカーでございます。

○佐藤委員

リターン式ということは、かぎをかけるときにコインは入れるけれども、結局は無料ということですね。わかりました。

それで、もう一つお聞きしたいわけですが、学校給食センターの調理委託業務ということで、平成23年度調理業務委託料は長期継続契約で3年間という形になっていますけれども、現在の体制上、どのような形になっているのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

○教育庶務課長

3月1日現在の人数でよろしいでしょうか。合計で59名になります。調理員につきましては、6時間臨時調理員が2名、それから午前が2名、午後が23名、清掃員1名です。そのほかに、責任者1名、副責任者1名、管理栄養士2名になります。あと、正職の調理師が7名です。

○佐藤委員

聞き取れなくて大変申しわけございません。調理員が6時間対応が2名ということと、午前が22名、午後は23名、清掃員1名、そして責任者、副責任者各1名ですか。調理師が7名ということですね。そうするとこの体制は、基本的に去年と変わらん体制でやっているということでしょうか。この辺どうでしょうか。

○教育庶務課長

去年の資料をちょっと手元にございませんので、申しわけございません。後ほど。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時54分

再開 午後8時03分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

大変失礼しました。平成22年の4月1日に人数を確認した人数ですと、合計で64人になります。

1日、6時間パートが2人、午前が23人、午後は26人、清掃が1人、それから栄養士2人、ボイラー1人、それから正規調理員が9名で、その中にチーフとサブチーフが含まれます。

○佐藤委員

私がそこで聞きたいわけですが、ちょっと書き控えられなかったもんですから、栄養士2人、ボイラー1人があるわけですよね、先ほどのとちょっと違いますけれども、これが立ち上がるときに、従来給食センターで働いている、そういう人たちが対応されてきたわけですが、ちょうど1年、7月がくると2年になるんですか、たしか。そういう期間を、今ですと1年半ちょっとですけれども、正規で入られた皆さんがその後おやめになったり、入れかわりがあったり、ということだろうというふうに思いますけれども、その辺はどんな実態になっているのかなということですが、どうでしょうか。当初は幾らで、今日幾らかなということです。

○教育庶務課長

現在、正規のほうで旧給食センターから移られた方は現在5名お見えになります。正規の方です。

それから、保育園のほうから見えた方で、6時間の方が2人、それから午前の方が3人、それから給食センターから午前の方10人、それから午後の方が17名という状況です。

○佐藤委員

そうすると、出発したときから比べれば、ここで正規の方で5名、従来パートだった方が正規になられたといういい面もありますけれども、トータルで見ると34名ということで、余りこちらから移られた方は変わっていないという実態なのか、その辺はどうなんですか。

○教育庶務課長

パートの方が2名減ということです。

○佐藤委員

そうすると、従来働いていた皆さんは、2名減になったけれども、全体としては定着をされていると。なおかつ5名の方が正規の調理員になったとこういうことですね。そういうことだということをお聞きしました。それで、これが7月来るとちょうど丸2年になりますか。ちょっとそこを確認させていただいて。

○教育庶務課長

ちょうど7月で2年になります。

○佐藤委員

それで、そうした形でこうした皆さんが2名減ではありますけど、定着をなさっているということでもありますけれども、以前もありましたけれども、受託企業の中で、正規の皆さんの賃金が従来どおり担保されているのか、そのところを確認させてください。

○教育庶務課長

担保されております。

○佐藤委員

それで、2年をたったということになりますと、2年を迎えて、7月過ぎると3年目に入るということですか。そうすると、たしかこの契約が3年間の契約だったかというふうに思いますけれども、そうすると平成23年度のどの時期かわかりませんが、次の入札という業者選定に向けて準備をする年に、どの時期かわかりませんが、なっていくということでしょうか。

○教育庶務課長

現在契約しているのが、平成21年の8月1日から平成24年の7月31日になっておりますけれども、契約日といたしましては、平成21年の4月30日の契約でございましたので、それに向けて準備を進めていくということになるかと思っております。

○佐藤委員

そうすると、この間の評価がさまざまあるかというふうに思いますけれども、そうした準備ということで、引き続きこの業者になるかどうかはわからないという側面もあるんですよね、入札で

すので。そうした点で、どんな準備をいつぐらいの時期から始められるのかなというふうに思いますけど、この点どうでしょうか。

○教育庶務課長

まだ具体的に何月からということとはございませんけれども、平成23年から研究を始めて、4月契約ということがございましたので、準備期間もある程度必要だろうと考えますので、8月1日から稼働ができるような形でスケジュールを立てていきたいと今考えているところです。

○佐藤委員

また、そうした中身があったら教えてほしいなというふうに思います。

それで、こうした委託事業が始まって、そのときに、もう一つはアレルギーの実態はどうなっているか。新1年生の対応もいろいろ議論になってきたところで、もうなされていると思いますけど、その辺だけちょっとお知らせください。

○教育庶務課長

現在のところ、合計で44名、そのうち飲用牛乳が9名ですので、除去食対応としましては35名の予定です。

○佐藤委員

これは当然、この間、時期をすぐ対応せよと、いや、そうじゃないということがいろいろありましたけれども、そうすると、現在これだけの方が対応されて、間もなく4月になって保育園、幼稚園から上がってくると、その子供たちも十分対応可能だと、こういうことでしょうか。新1年生の中では、どのくらいそういった対応をせないかん人が見えるのでしょうか。

○教育庶務課長

たびたび申しわけございません。新1年生は8人プラス今申し込みがまた1名ありますので、9名の予定になります。

○佐藤委員

そうすると、現在小学校のところ、中学校もあるかと思いますが、新しい方がそのまま現在のところにプラスということじゃなくて卒業される、中学校も対応していましたが、アレルギー

ギー、たしか。そうすると、新1年生プラス8名もしくは9名で、全体としては44名が予想されると、こういうことですね。これも新1年生の対応がこうした形でやられると同時に、新しい給食センターということで、栄養士がいわゆる食育も展開できるということがこの間ずっと言われてきたと思うんですね。食育で、もちろんこの大新東のほうの栄養士ではなくて、市の県から派遣されてといいますか、その栄養士によってどんな食育活動がやられているのか、その辺はどうでしょうか。

○教育庶務課長

平成23年度の前定でございますけれども、例えば食育だよりの発行をしております。これまで年3回、平成22年度まで、平成22年度はアレルギー対応のほうで慣れていくのになかなか費やして大変だったんですけども、平成23年度よりはこちらのほうを年11回にふやしていきたいと予定しております。

それから、学校給食指導につきましては、小学校1年生、3年生、5年生、それから中学校1年生につきまして行ってまいります。

それから、毎月の予定献立表による啓発を行っております。さらに、食育メッセージを学校の校内放送原稿を送っております。

あとは、昨年の場合ですと、学校の先生方から研修を行ってほしいというお申し出がありましたので、給食センターのほうで研修等を実施しております。

○佐藤委員

ぱぱつと言われたのでわかりませんでしたけれども、平成22年度はアレルギー対応でなかなか困難で、食育だよりの3回と、平成23年度はこれを11回に引き上げたいと、そういう点ではかなり力を入れるということはわかりましたけれども、こうした流れの中で、学校と同時に給食センターの話ですので、単純ではないですけども、そうした私どもが従来正規の調理員を含めたような食育もどうだということも言ってきたわけですけども、市民向けの給食センターのところの課長にそ

うやって聞くのはちょっと違うかなというふうには思いますけれども、そうした栄養士がさらに市民向けの形で食育やそういうことがどんなことができるのか、そんなこともぜひ研究してほしいなというふうには思いますけど、どうでしょうか。

○教育庶務課長

ことしの場合は、今まで説明会とかもできていなかったんですけども、そういう説明会も開催したりしております。さらに一歩進んで市民向けということでございますが、そういった事例とかを研究しながらまいりたいと思います。

○佐藤委員

何の説明会かちょっと。

○教育庶務課長

アレルギー食について、給食センターのほうで説明会を実施いたしました。

○佐藤委員

ということは、給食センターを使って、もちろん小学校、保育園等の方たちも対象、一般市民も対象、そんなような説明会というのと、対象者の方だけをそこで事前にここで説明会をやるのか、食育とはちょっと違いますよね。私、食育はどうやって市民への啓発をするのかということを知りたいんですけども。

○教育庶務課長

申しわけございません。今のは、アレルギーの今年新1年生になる方、それから在校生の方を対象にした説明会を実施しました。

食育のことにつきましては、一般市民の方向けについては、まだ実施はしておりません。

○佐藤委員

給食センターの栄養士にそれをやれというのもちょっと違うかなというふうには思いますけれども、所管のところはあろうかと思っておりますけれども、そうした点も、市民向けのそうした啓発も何ができるのか、そんなことも研究してほしいなというふうには思います。

長々と、だらだらした質問で大変恐縮です。

最後に、一つだけお聞きしたいんですけども、八ツ田小学校の子供たちが6年生という形で、交

通安全活動をやっている方にお話しを聞きたいということで、議場での案内、また質疑応答があったみたいですが、たまたまそうした点で議会事務局のほうも教育委員会のほうに紹介をされたということでもありますけれども、その経過について、ぜひお知らせ願いたいなというふうに思っています。

○学校教育課長

八ツ田小学校の6年生が議会事務局を訪問したという件でありますか。この件につきましては、基本的に、教育委員会では、市内の見学で、お金のかからない見学については、報告の義務は特にありませんので、偶然、直前に議会事務局へお邪魔をした際に、八ツ田小学校の6年生が見学に来るよということは、直前にお聞きはしました。それ以後のことは、こちらでも確認をしております。

以上です。

○佐藤委員

今、課長が、市内の見学だから、教育委員会は関与しないということは言われていましたけれども、議会のほうはこれを聞くべきかどうかということはありますけれども、そうすると、経過も何もわからないということでしょうか。

○学校教育課長

その八ツ田小学校の6年生がこちらの議会事務局と、これは社会の勉強で議会、公民の関係のことは学習しますので、八ツ田小学校は市役所も近いという関係もありまして、学習の発展としてこちらのほうに、中学生のほうは、こども議会等がありますので、小学生はないという関係で、学習が発展し、担任のほうからぜひ議会事務局のほうに議会を見せてほしいという依頼があったものと思っております。

以上です。

○佐藤委員

ということは、そうした市内の見学については教育委員会は関与をしないし、また決裁を与えることもないと、こういうことですね。

○学校教育課長

そうであります。生活科で学区探検をしたり、公園を回ったり、近くの商店に行ったりというようなことで、先ほども言いましたけれども、しないで保護者の負担がない場合には、校長の決裁で出かけるということになっております。

○佐藤委員

わかりました。何か余分なことを言ったような感じもしないでもないですが、そういう対応で市内の見学ということであるということですね。わかりました。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永井委員

それでは、予算から少しお聞きしたいと思います。

まずやはり避けて通れないのが予算書の89ページであります。防災費であります。同報無線の関係でお聞きします。

現在、同報無線、ここには点検委託料が45万4,000円載っておりますが、日々点検をいろいろされておと思いますが、現在、数ある同報無線の中で、修繕が必要とか、故障しているよという、そういう同報無線があるかどうかお聞かせください。

○防災対策室長

現在、同報無線の子局につきましては23局ございますが、故障しているものはございません。ただ、年数が経過しておりますので、そろそろ部品の傷みだとかそういうのがありますので、それを更新していく必要はあるかと思いますが、実際にはすべてなっております。

○永井委員

先日、私の町内の方が私のところに来て、同報無線が壊れているよと、どうしてと言ったら、ところどころ聞こえないときがあると。それは風向きのせいだよとは一応は言っておきましたけれども、やはりこの同報無線、傷んできたところもある、しかも正直言って、同報無線、修繕に大変お金がかかるという、以前、何億円もお金かけてこ

こに持ってきてという経緯もありました。私は、そろそろこの同報無線、役目が終わりつつあるのかなと。今すぐなくしてというわけじゃないです。役目が終わりつつあるのかな、次の新しい情報発信のものに少しずつでも切りかえていかなければいけないんじゃないかなと、そう思います。

そんな中で、私かつて以前に、こういった災害情報、あるいはそこに市のイベント情報なども加えてネット配信でどうだということを一般質問させていただきました。そのときは、ネット配信にすると年間100万円ぐらいの経費がかかるということです。私は、同報無線を維持するよりも、年間100万円ならそう高くないというふうに思っております。

このネット配信の考え、私がかたし2年ほど前だったと思いますが、一般質問をさせてもらったときには、将来的には考えたいと言うんですが、この災害を見てでも、今回の東北、関東大震災を見てでも、通じたのはメールだけであります。本来の携帯電話の機能ですら話中ばかりで、メールの機能だけはしっかりと災害情報等々は私の携帯にも地震が発生しましたというのが当日は夜中に31件も、たかが五、六時間の間に31件もちゃんと入っていました。それはすべて。私は、こういう災害情報、そろそろメール配信を考えてもいい、今回の災害を教訓にメール配信を考えていただきたいと思いますが、防災室長の考えをひとつよろしく願います。

○防災対策室長

先ほど、どなたかの委員からもいろいろなお話しがありました。

緊急地震速報についての考え方でございますが、最近では、本当に広く配信業者がふえまして、携帯電話各社が既に配信しております。それから、私も市の職員、消防団員、あるいは教員等に入ることを進めております安否メール、これは議員の先生の方にもお入りいただいておりますが、こちらのほうにも緊急地震速報が入るようになっております。そういう関係で、それぞれ選択の余地があるということがありますので、逆に私どものほ

うが設置を、先ほど永井委員の言われますように、メール配信ということになりますと、加入する、しないというやっぱり条件が出てきます。個人情報の問題もありますので、やっぱり個人個人で、やっぱり今持ってみえる携帯をうまく利用していただくのがいい方法かなと、そんなふうに考えております。

○永井委員

加入する、しないということは、前回私が一般質問をさせてもらったときもそういうお話しがありました。しかし、ここはやはり同報無線に変わるものはもうネットしかないというふうに思っておりますので、これはまた6月議会にでもしっかり議論をさせていただきたいと思っております。きょうはちょっとお考え方だけをお聞きさせてもらいました。

今出ました安否メールのことで、この同報無線の点検委託料のその四つ下に、災害時安否メール使用料と書いてありますが、これがそれですか。これは何か別のあれですか。

○防災対策室長

そうです。安否メール使用料というのが安否メールの使用料になります。これは、加入者の人数100人単位でやっていますので、今実際には490名ほどだったと思います。これが500を超えますとちょっとランクが上がるということで、昨年の予算よりも少し上げさせていただいております。加入促進を図るということで、今年度またやっていきたいと思っておりますので、500人以上を目指して、加入促進を図っていきたくて、そんなふうに考えております。

○永井委員

ありがとうございました。

では、ここは防災の関係で、次に防犯のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

95ページ、防犯対策事業、これ説明会のときには新しい科目だというふうにお聞きいたしました。ちょっとそのメールつながりでもう一回ここでも聞きたいんですけども、きずなネットの不審者情報がメールで配信されることになっております。

これは保護者とかを対象になっていると思います。当然、ここの防災対策事業に本来載る科目かなと思うんですけど、ここに載ってこないのは中部電力のサービスをただで利用しているというふうに私は認識しております。それでよろしいですね。

そんな中で、これも保護者の方からお小言をいただきました。非常に不審者情報の情報が遅いという話でした。私はそういう感覚は余り持っていませんでしたが、それである程度他市とかの情報ですとすぐ削除してしまうので、ただ、たまたま昨年の秋口あたりはこの辺も含めて不審者情報が大変、本当に頻繁に入ったもんですから、そのあたりだけ私携帯電話の中に残しておりました。

それを見ると、11月18日の15時30分に起きた事件、これは1日の事件の内容は一々言いませんので。事件の情報が11月19日、翌日の昼の12時15分に来ているんです。次、前の日、11月17日の場合ですと、16時20分に起きてるのが、やっぱり次の日の午後に配信されているんです。11月5日、ここだけちょっと特例です。これは知立の案件であります。15時40分に起きた事件が、その日のうちの17時9分にはもう既に私の携帯には配信されておりました。11月1日、これも知立の案件であります。15時30分に起きたのが、翌日の午後10時58分。これちょっと済みません、書き間違えておる。AMかもしれません。10月25日に起きた案件、これは蒲郡の案件ですけども、これはその日に入っただけかな。その日のうちの午後2時51分、蒲郡の案件でも私のメールにはその日のうちに入っております。

特筆すべき点の2点目、10月18日、これは知立の広見で、しかもこの近辺で起きた事件であります。10月18日の午後4時30分に起きた事件が、10月20日、2日後の午後2時17分に配信されております。確かに、保護者の方が言っているように、1日おくれて入ってきては、私は不審者情報なんというのは何の意味もないというふうに思っております。この11月5日だけ、午後3時40分に入っただけが午後5時に入っている、これだけは優秀だと思いますが、ここでお願いします。

このきずなネットが、事件があつて各親御さんに到着するまでのどういう流れで配信されて、各親御さんの携帯電話に配信されるのか、この流れを教えてください。

○市民協働課長

今のきずなネットの不審者情報の件につきましては、私どもの市民協働課のほうで、教育委員会のほうから情報をいただいております。その情報が来次第、すぐにこのシステムを使って登録者約7,000名近くになると思いますが、この方にすぐに配信しておりますので、今御質問の中でありましたように、確かにちょっと間があるような情報もありますが、その辺の理由、どうしてその辺に時間的なブランクができたのかということまではちょっと承知しておりません。

○永井委員

ぜひ、本当に不審者情報というのは、例えば今言った、10月18日、広見で起こった事件が2日もたっていると、やはりまだその辺におるわけですよ、この10月18日の午後4時半のころというのは。ですから、本当に迅速な対応をお願いします。

ここで一々検証はいたしませんので、ぜひ教育委員会と話し合つて、なるべくスピーディーな情報が届くように努力をぜひお願いしたいと思いません。

答弁はいいです。今うんとうなずいてくれましたので、答弁は結構です。

次、予算の概要書の中で、先ほども質問ありました33ページのLEDに関して、この件に関して我々は議案説明会等々で説明を受けたときに、竹本企画部長は、新設だけでなく、つけかえもやってくんだと、そうすることによって、つけかえることによってのCO₂の削減、また市役所の経費削減、あるいは各区の役員の労力の削減、どんどんこれは推進していくんだというふうに言った割には、先ほどの田中委員の質問の中では、設置改良は十二、三本であるという答弁でありました。これは、今回の予算の措置でありますので、仕方がないのかなというふうに思います。ただ、基準、どうしたらこの古い蛍光灯のやつを新設す

るのか、つけかえるのか、この辺の基準は、先ほどの答弁では少しあいまいだったようなとか、まだわかっていないような感覚がありますが、構想だけでも教えていただけませんか。こういうふうになった場合につけかえるんだよという構想だけでもお願いします。

○市民協働課長

まず、最初に御質問いただきました設置がえの件につきましては、もともと町内から出ておりましたその要望の基数の中に設置がえも含まれておるといふふうに理解しておりますので、その設置がえの際は、これもすべてLED灯で対応していくということでございます。

それから、どういう状態になったときに今の普通の防犯灯をこのLED灯に変えていくかという判断でございますけど、正直申し上げまして、その辺の基準はございません。あくまで町内管理の中で、町内がもうこれが限界だなど判断されたときにつけかえるという形になりますので、私ども現状で対応しておる分には、限界が来た時点で交換していくと。限界が来ておるといふところをちょっと10月に把握していくというのが、予算取りの関係で9月末までに出していただいておりますというわけですけれども、その中で、そういうことも含めて区長から御要望をいただくというような形をとっております。それでもまだ見つからないところについて、予備費を少しとっておりますけど、今まで昨年21年度にかけてかなり防犯灯を充実させた関係もございまして、来年度につきましては、予備費の分、若干少な目の予算になっております。

○永井委員

そういった旨をしっかりとぜひ次の、先ほどの田中委員質問にありました4月5日の第1回の新区長会に、区長にぜひしっかりと伝えていただきたいと思いますと思いますが、この約束をお願いします。

○市民協働課長

もちろんこのLED灯ということで、4月1日からやってまいりますので、第1回目の区長会、4月5日の際にしっかりと新しい区長の皆さんに

周知させていただきたいというふうに思います。

○永井委員

それでは、最後の質問です。

ずっと学校のことで私もかかわってきておりまして、本当に一番驚いている事業、概要の76ページの教室扇風機設置事業であります。これを最後の質問にさせていただきます。

補正予算で小学校、そして今回の平成23年度当初予算で中学校、これで、普通教室、特別支援学級にすべての教室に扇風機が設置だといふふうに聞いております。しかも各教室4台ということで、ちょっと私、その扇風機の形状とかがなかなか想像がつかない、1台でしたら、多分何か天井に大きいのかなとか思ったんですけど、各教室4台ということで、扇風機がどういったものなのかちょっと想像ができないのでお聞きします。愚問なら愚問と率直に言ってください。

この間も、ほかのお母さん方とお話ししているときに、教室に扇風機がつくと、テストの用紙はびらびらして、文鎮が要るんじゃないかというお話しがありました。これは私は丸きりむだな疑問でしょうか。お母さん方も、確かにノートや教科書はべらべらしないけど、テスト用紙1枚だとちょっと飛んでいっちゃうねなんていうお話しをされましたが、この辺は私の愚問でしょうか。

○教育庶務課長

現在、設計中でございますので、まだ詳しくはあれですけれども、天井扇を設置する予定でおりますので、天井に4台、30センチ、40センチの形のものがついてくる予定になっております。

○永井委員

こういう斜め角よりはいいのかなというふうに思いますが、ちょっと私もだから飛ばないという感覚はないと思いますので、それは学校等で実際にそういうのがあると思いますので、そのときには何らかの対処、多分、一番文鎮とかがいいのかなというふうに思いますので、その辺の指導をぜひやっていただいて、大事なテストで紙がべらべらして書きにくいなんていうのは、あるいは風の余り当たらないところはそういうのはないわけで

すので、座っている場所によって差別があつてはいかんというふうに思いますので、ぜひこの辺、特に中学校3年生になるとびりびりしてきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、あえてここで石原教育長にお聞きしたいんですけども、このところの時代の流れで学校の現場というのが、デジタルテレビがついたり、電子黒板がついたりとかいうものもあります。ただ、そういうのは、ある程度時代の流れなのかなというふうに私は認識しておりますが、今回、この学校全教室に扇風機がつくというのは、時代の流れと関係なく、やはり昨年の猛暑が原因だったのかなというふうに思っております。ただ、私が今からちょうど40年前、私はびかびかの1年生を迎える直前の子でありました。そこから考えると、教室に扇風機というのは、どうしても自分の頭の中で想像がつきません。先ほど言ったとおりのお話であります。

そこで、こういった時代の流れ、教育現場の変化、一番昭和高度経済成長から、今現在の平成の時代に至るまでの中を経験されてきた、私は当時小学生、中学生でありましたけれども、その時代を教育者として過ごされたことがあるのは石原教育長だと思っております。私は、この石原教育長が今3月で教育長の座を退任されるということもありますので、ぜひこの石原教育長の42年間の教育者生活として得たもの、あるいは感じたことで、我々議員、あるいはここに見える職員の方々に何か残すことがあれば、一言40年間振り返っていただいて、ここで短目にお願ひしたいんですけども、何かあればぜひ残していただいて、ちょっと本会議の場じゃなくて申しわけないですけど、これが多分次の議案も見てみると、どうも石原教育長の出番なさそうですので、これが最後の石原教育長、教育長としての答弁になると思います。ぜひ我々に残すもの、メッセージをよろしくお願ひします。それで終わります。

○石原教育長

この3月で教員生活ではありませんけれども、教育関係の仕事が42年間あります。知立という

のは、私は安城に住んでおりましたので、初めて赴任した知立東小学校どこにあるのかわからない状況で行った覚えがあります。当時の東小学校と、今の東小学校では全然違います。当初、やがてはここもそういう、当時は高級住宅街でした。私は、教員では入れなかったところでもあります。そういう中で教育をしていったわけです。そこから、マンモス校になってきて、八ツ田小学校へ子供たちと一緒に移っていきました。そういう流れ、そこに1年しかいません。

短くということでしたのでそういう話はやめまして、やっぱり扇風機の話も、私たち子供のころはランニングシャツで授業を受けておった覚えもありますし、下敷きでうちわをあおいでおると、先生にあおぐと言われて注意されたこともあります。今、ランニングシャツで授業を受けている子はほとんどいません。中には、小学校では体育の後ではおりますけれども、そういう中ではありません。

また、扇風機の話も出しましたが、先日、渋谷区の学校へ行ったときには、もう冷暖房です。窓をあけることができないわけです、そこはうちがいっぱいあつて。窓をあけては暑い風が入ってくると。知立の場合だと、まだ窓をあければ風が入ってくるようなところであります。そういう中で、扇風機がついてくるけれども、先生方がどれだけつかうかということが問題であります。以前も、暖房をつけたときも、ほとんど使わない先生もおります。例えば、体育からやってきたときは、暑いので暖房なんか切ってくれということもありますので、それはそれぞれの状況に応じて使えばいいわけでありまして、やはり時の流れというのは、温暖化もあるし、そういう中で、やっぱり子供が、私たちもですけども、だんだんと自然に適応ができにくくなってきているのかなと、暑いときに蚊帳をつつて寝ておったわけですけども、そういうことが果たしてみんなできるかどうか。暑くても出られないといって文句言うじゃないの。つまり、そういう暑さに対する適応力、そういうのができるかどうか。

それから、今トイレの問題も、時代の変わりでみんな洋式になっているけれども、今避難している人たちは洋式トイレがないわけですね。そういうところでトイレをやっていく中で洋式がなければ私はできませんというふうには、いざというときに生きていけない。生きていくためには何が必要かということはある程度考えてやらないと、教育現場がすごく今の子供たちこういうふうにお膳立てをしていくことが本当にいいことなのかということも一回振り返ってみながら、将来子供たちが生きていったときに自立できるか、いざ災害があったときにもちゃんと生き残れるかと、そういうことも必要じゃないか。御飯がなく、食べられなくても我慢して、何とか生きようというそういう力がつく。今、子供たちにねらっているのは生きる力であります。そういう生命力、生きていく力、自分で生きていく力、これがいかにつくかと。

私が、ある養護学校に行ったときのおった子供の保護者であります。知的障がいの子どもですが、生活力はすごくあるんです。もう走るの早いし、きちっと寝る。そのお父さんが言われたのは、この日本の国で生まれてきたのは、アフリカに生まれていればうちの子供は生きる力は十分にがあると。立派な人間だけれども、ここへ来ると生きるだけじゃなくて、知識、いろんなことを覚えなきゃいかん、そういうこともやらなきゃいかんのであるという話をされました。そういう一面、見方があるなということをおもっております。

今、いろんな教育行政をしながら、子供たち本当に生きていく力、そういうものをつけていく。

ある大学のときに、生きる力とは何か、生命力は、冬山で遭難したときにいかに生き残れるかと。自分は雪の中でじっとしておる。その中に、生命力というのは、いわゆる行動体力だけではなくて防衛体力、これも鍛えなきゃいかん。そこで、意思体力というのはじっと我慢しておるかどうか。そういうところが一番大切だと。そういう中というのは、生活の中でいろんな場面で養っていいけるのではないかと、そんな子供たちの生きる力、これをつけていくことが重要なこととおもっ

ております。

いろんな施策をしながら、矛盾点を感じながらやっているところもあるわけですが、しかし、社会の変化のものであります。その中で、将来を生きていく子供たちと考えていくことが大切ではないか、そんな思いを持っております。済みませんでした。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第26号について、挙手により採決します。議案第26号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、議案第26号 平成23年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号 平成23年度知立市土地取得特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第29号について、挙手により採決します。議案第29号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第29号 平成23年度知立市土地取得特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

ちょっと確認だけさせていただきたいんですけども、このページが1の1、改正前と改正後とこの違いがあるんですけども、ここでの違いは、三月というのが90日になるということと、それから結核性疾患による場合にあっては1年というのが削除ということによろしいのでしょうか。

○秘書課長

今回のこの改正の中身の比較でありますけれども、まず、三月を90日というふうに変更するものでありますけれども、これは人事院規則の改定に伴いまして、病気休暇制度の見直しを行うということでありまして、負傷とか疾病により、療養のために病気休暇により給料の減額対象の期間の変更をするものであります。3月から90日とするのは、例えば、月の途中で、きょうからもし始まって3月16日から三月ということになりますと、6月15日までが三月という数え方をするわけですが、今後90日といいますと、正味で三月で計算しますと6月15日までですけども、90日として数えますと、6月13日という数え方になるということでございます。

それと、結核性疾患にあっては1年というのをなくすということでありまして、こちらにつきましては、その今までの1年という期間を結核の罹患率とか、それから平均入院日数とか、この辺のものが現状では長期化というのが低下傾向にあるという現状の中で、それと民間の企業において、病気の種類によって病気休暇の期間の取り扱いが異なるということは非常に少ないものですから、そういうことも含めて1年というのをなくしたということでございます。

○池田福子委員

結核という疾病そのものが社会的にもう解決済みになっているからこういう結果になったのかなという思いはありますけれども、伝染性において、つい最近、また結核ということが多くなったような気がしているんですけども、そういう割り切り方も必要かなと思うんですけども、いかがですか。

○秘書課長

それはそれぞれ病気にかかった方によっては長期化する方もあると思いますけれども、一般的な例として、以前と比べればそういうものが非常に期間が短くなっているということもありまして、人事院規則のほうも改正を行いましたので、それにあわせて今回改正するものであります。

○池田福子委員

今、全体としてみて、給料が50%になるわけですよ、90日を過ぎた場合、それ以降に休む場合。これはいつまで続いて、その後は休職ということになるんですか。

○秘書課長

今回の給与の減額、いわゆる半額になるということをやっているわけですけども、この条文においては、実際、この条例の24条ではそのような100分の50の減額ということでありまして、実際には、条例の第26条において、病気の休職者ということで、地方公務員法上の規定によって分限処分ということで、休職扱いになるわけがあります。そういった方は、この26条の適用において、100分の80を支給することができるという規定がありますので、8割を支給させていくというものでございます。

○池田福子委員

それで、こういう要綱が出てきたということは、実際に長期で休まれる方が随分ふえつつあるということでしょうか。

○秘書課長

実際に、そういう長期化しているとか、そういうことには関係はありません。そういうことは、その人その人によって、そのときどきによって、病気によっては長期化する場合がありますけれど

も、最近においては、私3年目ですけれども、余り長く休む、病気休暇という方は非常に少ないということを思っております。

以上であります。

○池田福子委員

話題を変えまして、例えば、今障がいのある方をもっと雇用をふやしましょうということになっておりますよね、公務員の方にも多いと思うんですけれども。障がいのある方で、そこで病状がストップしてしまっている方はいいと思うんですけれども、その障がいによる疾病が出てしまった場合もこれは適用ということになりますのでしょうか。その障がい自身が進んだことによって休まねばいけないと。

○秘書課長

病状が進んで、そういう障がいに当たるようになった場合ということでしょうか。

特に、この制度で、それは疾病に伴ってそういう状態になったときには、医師からの診断書等が出ますので、それに基づいて3カ月の病気休暇はありますけれども、その後につきましては、分限処分扱いということで、その診断書に基づいて休職扱いということになります。

○池田福子委員

大体、障がいということの定義が、病状はとまっているというふうに解釈するそうなんですけれども、ただ、体力的には多少弱い面があるかもしれないと思うものですから、ちょっとこういうことも考慮したほうがいいのかと思って、ちょっと発言させていただきましたけれども。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

今、質疑がありまして、人事院規則が変わったということで三月、これが先ほど課長のほうから例示をされて言われたケースでいくと、90になったことで6月15日までということが、三月の場合は6月15日だけど、90日すると6月13日と。月によって30日の月、31日の月とあるからそういうこ

とになるんだろうということでもありますけれども、ケースとしては、休職の病気休暇が減少するという、先ほどの答弁だと少し減少するケースが出るということが一つ明らかになったと。結核について、民間がやっていないということでもありますけれども、そういうことによって、これが1年と、これはうたってあっても、先ほど課長が答弁されたように、入院日数も減り、低下傾向にあるならば、あえてこうした1年を設定したままで、実態としてそうした日数が期間が減少する、減る、そういうことを考えると、引き続き残しておくべきじゃないかなということを感じました。

それに、単純に先ほど病気休暇から休職扱いで大丈夫なんだということと言われましたけど、それは従来どおりの話だと思うんですけれども、その辺、もうちょっと簡潔に御説明願いたいのと、そして新たにこの3項が出てきて、期間のことがありますので、わかりやすく単純に説明していただければいいかなというふうに思います。

○秘書課長

病気の長期化が少なくなったということであれば、その必要はないじゃないかという御意見なんですけれども、こちらのこの条文の1年というものをなくしたということにつきましては、給与の減額対象としての扱いでありまして、実際には長期化をもしした場合は、その病状の期間に応じて休職処分というのがありますので、そちらのほう在实际には対応しておりますので、それは以上でございます。

○佐藤委員

私も難しくてちょっとわからんですけど、要するに90日までは、90日と90日以降の問題であると思うんだよね。90日までは病気休暇だよということですか、これは。90日を越えて引き続き勤務しないというときにはどうなるのかと、その辺の関係がわからんものですから、90日と給与の関係、90日と休職扱いの関係、そこだけちょっと端的に説明願いたいと思います。

○秘書課長

済みません。先ほどの90日と三月で数日間は違

いは出るわけですけど、実際、三月と言っても正味で数えて数字を90日で対応しているところもあります。今回、その人事規則の改正に伴いましてそれを合わせたわけなんですけれども、それと、病気休暇は当然、病気休暇をとった後に実際まだ病気で引き続く場合は、分限処分の休職扱いですので、そのときは給料が100分の80支給されますので、実質的には変わりがありません。以上、そのように考えております。

○佐藤委員

実質的に変わらないということですから、病気の開始の日から90日を超えて引き続き勤務しないと。前項の規定にかかわらず、その雇用の給料につき地域手当100分の50を得た額を減額するということについて、日数、期間との関係でちょっとイメージできないんですね、私。残念ながら。課長のほうは、その期間をしげたら休職扱いで100分の80だよということを言われるもんだから、その辺の関係がちょっとわからないと。

○秘書課長

済みません。今回のこの条例改正に伴う部分の24条関係につきましては、先ほど言いました100分の80というのはございません。半額の規定をその日にちの扱いを変えるということでありまして、実際に三月といっても、その月によって、やはり少ない方、多くなる方というのが実際に出るわけですから90日なら公平ということの考えもできるかと思っております。

○企画部長

なかなか説明が難しいかなと思いますが、まず、3カ月を90日にしたということですが、これはどの月にまたがって休んでも、同じ90日ということで、今回は90日になったのかなというふうに思います。それで、実際に病気休暇で90日休むということになりますと、給料はこの間、全額が支給されるということですが、ただ、手当については、その間、通勤をしないというようなことになりますので、そうした手当については一部減額をされるということになります。

そして、病気休暇の90日を越えてしまったと。

まだ療養しなければならないということになりますと、これは、通常分限処分を行います。いわゆる休職ということですが、そうしますと、給料は80%に減額をされます。いろんな手当については、先ほどと同じように一部が減額をされるということになります。この分限処分の間、1年間については、今の給料は80%減額をされるということになります。

それ以後、それを過ぎてしまいますと、給与がカットされる、いわゆる全額カットということになります。実際には、市町村職員共済組合のほうから傷病手当金というものが支給をされます。したがって、これが1年半支給をされるということになります。1年半を過ぎますと、一切の給与、あるいは共済組合からのいろんな手当で、こういうものがストップということになりますので、実際には、2年半までは何らかの支給がされることにはなると。それを過ぎると、いろんな支給がゼロということになります。

結核については、先ほど課長が申しましたように、罹患率が下がってきておるとか、あるいは長期の入院がだんだん必要なくなってきたおると、こういう実態をとらえて今回は制度としてなくすということになります。

○佐藤委員

日数が公平だというものの減になるということと、結核疾患はあえて削除をしなくても、実態としてこの入院日数や、低下しているということを考えれば、あえて削除する必要は私はないというふうに思います。そうした点では、私の理解がちょっと悪かったので、給料の月額に対し、地域手当の月額に対する合計額の100分の50と、この部分がカットされるということで、病気休暇は全額保障されて、地域調整の部分の手当についてカットされるとこういう理解でよろしいですか。一遍、そこだけ確認してください。

○秘書課長

給料の月額及びそれに対する地域手当の月額の合計の半額ということになります。この24条の適用をしますと。

○企画部長

なかなか条例が非常に難しくつくってあるということでございます。通常90日の病気休暇が過ぎてしまうと、通常分限処分を行うということになります。ただ、今秘書課長が申した話は、条例では分限処分をしないと給料が50%になるという規定も、規定上ありますので、ちょっとややこしいということであります。

○佐藤委員

規定上、この処分をしないと分限処分に移行できないから、その手続というか減額措置をして、90日を過ぎた分については休暇扱いでそうならないように100分の80にすると、こういう規定だということですね。わかりました。

しかし、結核も削除されるし、また日数も若干90日ってことだけれども、どうなのかなという点では、ほかにもいろいろ書いていますけれども、若干の後退かなと、私は今の話を聞いて思いました。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号について、挙手により採決します。

議案第33号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、議案第33号 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号 知立市職員の育児休業等に関する

条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

これを読ませていただきまして、非常にわかりにくいんです、一つ一つが。例えば、もうちょっと図式化みたいな感じで書いていただくといいなと思うんですけど、例えば、特定職って何とか、引き続き在職するということはどういうこととかいろいろあるんですけども、特に私がいなかったのは、非常勤職員の配偶者も育休がとれるということを書いてありますよね。非常勤職員が奥さんと、その配偶者という意味だと、配偶者というのは市の職員という意味なんですか。非常勤の奥さんと、常勤の御主人が働いているという想定でいいんですか。

○秘書課長

今回、改正の条文がいろいろ書いてあるんですけども、図式したものがあれば一番わかりやすいかなと思うんですけども、ちょっとその辺留意がさせていただいておりませんので申しわけありませんけれども、先ほど言われました2条の1項の2号、非常勤職員の配偶者ということでありまして、今回、こちらの非常勤職員という、条例のこの対象者が實際上、知立市におきましては再任用職員、短時間勤務の定年退職になった後の短時間勤務の再任用職員がこれに該当するというであります。

○池田福子委員

定年退職した後の非常勤で、子供を生むんですか。ちょっと私もそれを考えたんですけども、年齢的に考えて、定年退職した後の非常勤職員が子供を産んで育児休暇をとるという非現実的な想定ですか。いろいろ医学も進歩しているので、それはわからないんですけども。本当に非現実的なことが羅列してあるという感じで、わかりにくかったんですよ。素人でもわかるような感じにしないとおかしいんじゃないかと思うんですけども。

○秘書課長

非現実的なようなことを受けとめられると思い

ますけれども、実際、今回の地方公務員の育児休業に関する法律というのが、育児法というのが改正されました。それに伴いまして、育児休業とか部分休業はできるようになった一般職の非常勤職員ということで、今回該当するものであります。

そして、その該当者につきましては、地方公務員法の規定する職員で、私たち一般職員、そしていわゆる地方公務員法、先ほど言いました定年退職になった方もこの再任用短時間職員という方が新たにこの規定の対象になるという、これが今回法の改正になりましたので、今回条例の改正ということで出させていただいたわけです。

○池田福子委員

ですから、私はこれを読んでおりまして、いわゆる祖父母の人も育児休暇がとれるのかなと思ったんですよ。孫が生まれた場合にとれるのかなというふうに思ったんですよ。でも、どう考えてもちょっとこれは記述上、さっぱり理解できないなという思いがしましたのでちょっと質問させていただきましたので。

○企画部長

これも非常にわかりにくくて、なかなか難解なんです。まず、地方公務員の育児休業に関する法律、この法律に基づいて条例もできておるわけですが、まず対象になる人はどんな人かという、この法律では、いわゆる特別職の職員の方、これは第1条で除外がされております。その前に、知立にはどんな非常勤の職員がおるのかといいますと、特別職の職員で、嘱託員の方、非常勤特別職の方が見えますが、これは今言いましたように、法律の対象外ということでございます。そして、臨時職員の方がたくさんお見えになるわけですが、これは法律の第2条で除外がされております。それじゃ、対象になる知立の非常勤の職員はどういう人がおるのかといいますと、先ほど課長が申しましたように、いわゆる定年退職した後の再任用の職員ということになります。じゃ、そんな人に子供が、育児休業をとらなきゃいかんような子供がおることがあるのかどうかということですが、あるかどうかは、仮に想定とし

ては養子縁組をされたような場合ですとあり得るという想定ができます。この法律が国家公務員を基本的には想定をした改正がされております。地方公務員にも同じように適用をしようということで法律改正がされておるようございまして、国家公務員にはいろんな任用の仕方があるようございまして。ただ、知立の場合はというと、今言いましたような非常勤の特別職、嘱託員、それと臨時職員、それと再任用の非常勤の職員、この方たちが該当する以外にはないということであります。

それで、今度の改正条例の第2条に次の1号を加えるというのが最初に出てくるわけですが、これは、育児休業をすることができる職員は、こういう職員が育児休業ができますということが第2条の次に1号を加えると、この3号のところに出てくる、実際のところはそういうことになります。

そして、先ほど言われました、配偶者が云々というお話をいただきましたが、これは多分、第2条の2の第2号のことを言われるのかなと思います。非常勤職員の配偶者というふうに出てきますので、そのことかなと思います。これはだれができるという規定をしておるものではなくて、育児休業の期間がどれだけできるのかということが第2条の2で規定がしてございますので、非常勤の配偶者がとれるだとか、とれないだとか、そういうことを言っているわけではございません。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第34号について、挙手により採決します。議案第34号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第34号 知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後9時17分

再開 午後9時20分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第3号 西三河地区採択協議会の「調査研究報告書」の内容改善を求める意見書の採択を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

それでは、企画文教委員会に付託された陳情に関して、陳情第3号 西三河地区採択協議会の「調査研究報告書」の内容改善を求める意見書の採択を求める陳情書に関して意見を述べさせていただきます。

ここに記されているように、平成18年に教育基本法が改正され、新学習指導要領が本年4月から小学校が、来年4月から中学校が全面実施されます。

我が国の将来を担う子供たちに対して、適切な教育を行うことは当然の使命であり、教育の場で使用される教科書の採択に当たっても十分な調査、研究が行われるべきことは当然のことです。

文部科学省が新しい教育基本法と新学習指導要領に基づいて、全国各都道府県教育委員会宛に発出した教科書改善について、通知を十分に踏まえた採択が各採択協議会において行われるべきものです。

陳情者から提出を求められている意見書にあるように、いま一層調査、研究を深めることを求めることは、よりよい教科書採択が行われるよう要望するものとして理解できます。ただし、陳情書の中身の一部にあるように、西三河地区採択協議会がことし行った小学校の教科書採択に当たり、

陳情者から見て改善が不十分であったにしろ、趣旨を踏まえた考慮が一つもされていないというのは事実と反していると考えます。教科書採択のための西三河地区採択協議会へは、当市の優秀な現場教職員を初め、各種の教職員、保護者、教育委員会の多方面から選ばれた人が参加し、中立的な立場からあらゆる支店で調査、研究を行い、採択をしております。

また、参考資料にあるような歴史の内容に関しても、陳情者がいうところの明治維新に関する記載が不十分であり、歴史教科書採択の重要な判断要素に欠損しているという見解は、個人の主観によるところが大きいと判断します。事実、採択の選択肢である教科書は、すべて文科省の教科書検定を合格したものであり、これが文科省の策定した新学習指導要領に沿っているかどうかということは、地方議会で判断する範疇の内容ではありません。ただ、意見書にある、新たに来年度に行われる中学校の教科書採択に当たって、調査、研究の調査項目、調査内容の精査に対して、新学習指導要領の趣旨をさらに踏まえて、より高い目標が達成できるよう喚起するという意味を込めて、この意見書の提出は賛成します。ただし、後ほど議論されるかと思いますが、提出先に関しては一考が必要かと思われます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○明石委員

では、陳情第3号について、意見を申します。

多くの人が教育に問題意識を持っていましたが、どこから手をつけていいかわからないのが現状でした。小学校における学級崩壊など、まさにそうでしたが、日本人の国民性が変わろうとしていました。しかも、それは一定の方向があつてではなく、ばらばらに崩壊していた価値観とか、人間間の問題、教育の理念、根本にかかわる問題なのでしょう。教育基本法は、理念だけを論じている珍しい法律です。個人の尊厳とか真理、平和が書いてあります。しかし、どこか国連機関の文章

のようで、どこの国の教育を論じているのかと思われるような抽象的な文章でした。家族の教育における位置づけが全くなされていませんし、友人とか先生との関係、あるいはお年寄りとの関係、社会や国への貢献の大切についても論じていませんでした。子供だけではなく、大人になってもこうした国家間や、社会との一体感が非常に重要です。各国の教育理念を見ても、国家、社会、あるいは他人に奉仕する価値観が強調されています。

戦後、日本では軍国主義への強い反省から、すべて削られてしまった経験がわかります。しかし、こんなことを続けていたら、日本人が日本人でなくなってしまう。

例えば、教育基本法の理念に、伝統を尊重し、と入れるだけでも、日本人の社会意識と価値観が大きく変わる画期的な意味があると思います。

そういったことで、平成18年4月、自民、公明の両党がまとめた教育基本法改正に関する焦点だった愛国心をめぐる表記が我が国と郷土を愛する態度となりました。戦後の国家主義を再現しない表現にするとのこと、国、愛するという言葉は入りましたが、その国は、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国であり、そこに統治機構は含まれておらず、国家主義に陥るとの危惧は払拭されているとの判断でありました。こうして、実に70回を越える議論の末、教育基本法改正は生まれたものです。

こうした経過を踏まえるまでもなく、教科書の採択に当たっては、新教育基本法や、新学習指導要領に基づいて調査、研究が行わなければならないことは、時代を託す子供たちを育てる上で、極めて重要な公務であり、教育委員会の最も重要な任務の一つであることは、強く認識しています。

そこで、その調査、研究について、陳情者が調査、研究報告書の内容改善を求めることについて要求されていることは十分考慮されていると判断しましたものですから、殊さらここで内容改善意見は無理があると考えられます。よって、本陳情は不採択とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにごいませんか。

○稲垣委員

陳情第3号 西三河地区採択協議会の「調査研究報告書」の内容改善を求める意見書の採択を求める陳情書につきまして、市民クラブとしまして反対の立場で述べさせていただきます。

新しい時代に対応した教育の充実を目指して、今年度は中学校教科書の採択が全国で一斉に行われます。教科書の採択は、本来、学習指導要領が定めた教科書の目標や内容を基準として、全国の採択地区ごとに行われており、教科書を検定する権限と責任は各教育委員会にあります。

教科書は、教科の主たる教材として学校教育におきまして重要な役割を果たしておることをかんがみ、学習指導要領の目的を具現化するために、綿密な調査、研究に基づき、児童・生徒に最も適切な教科書を提供できるように研究を深め、慎重審議を重ね、学習指導要領に合った教科書づくりが望まれます。

教科書の作成に当たって重要なことは、突出した偏りのある教科書では、児童・生徒のためにならず、社会的視野を狭めてしまうこととなります。

陳情者から指摘のある明治維新をなし遂げた立役者である西郷隆盛や岩倉具視、大久保利通などの人物名の記述がされていないと言われますが、実際には各教科書に記述されております。この時期の子供たちには、偏りのない事実のみを教えるべきであります。

したがって、陳情第3号につきましては、市民クラブとして反対いたします。

以上です。

○山崎委員長

ほかにごいませんか。

○佐藤委員

今回、陳情が出されました。そして、この中身は十分な調査、研究がこの西三河地区の協議会が小学校の教科書選定に当たってされていないということが書かれていますけれども、先ほどの質疑の中で、教育長は、まず教育選定に当たって、何

よりも公平さを求め、そうした先生や保護者、学識経験者、その他を含めて、その名前も公表することなく公平な教科書採択のためにやられているということがありました。そして、この陳情者は、この内容と装丁など主要面、印刷面、並列をされているから重視をしていないとっておられますけれども、具体的に、西三河の子供たちにとってよい教科書は何かということを先生たちは苦悩しながら、それにふさわしい教科書の選定に努力しているということが教育長の口から語られ、また一番はやっぱり内容だということも語られておるわけです。ですから、そうした点におきましては、この陳情者は、ちょっと事実誤認があるのではないかなということを私は指摘をせざるを得ないかなというふうに思います。

それから、平成23年度の中学校教科書に当たっても、小学校だから、中学校だからということで、西三河地区の採択協議会が段差を設けて、不公平さということはないわけで、この点でも公平さを帰していただいて、しっかりそうした教科書選定をやっていただきたいと、こんなふうに思うわけです。それと同時に、この陳情者が言われるのは、教育基本法が改定をされた。そして、それに基づく学習指導要領が改定をされた、だからその内容を精査をしたような教科書選定をやるべきだということを主張されております。しかしながら、先ほども言われましたように、国が認めた教科書の範囲の中でやられているというこの事実を見たときに、そうしたことは現行の教育基本法、また学習指導要領から大きく逸脱する内容でないということも現在の中で許容されているんじゃないかなというふうに思います。

それから、知立市議会には、かつて前の教育基本法を改定をするなという同趣旨の陳情が何度か出されたかというふうに思いますけれども、さきの教育基本法を改定のそうした国会での議論の中が行われたときにも、知立市議会には教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書採択、これは、たしか四たび知立市議会でも可決をされたのではないかなというふうに私は理解をし

ているところでありますけれども、そうした点では、現在の教育基本法が、特にさまざま言われましたけれども、第2条の教育の目的のところ、目標の中に、国を愛する態度と、これはやわらかな表現ですけれども、要するに、愛国心をいかに国民の抵抗なく条文の中に盛り込むかということが盛んに議論になったんです。その中で、20に及ぶ徳目を列挙して義務づけるという内容になっているわけです。

そして、第6条の学校教育の中において、教育の目標が達成されるよう、今言ったことがすべての教育の目標ではないですけれども、そのことも含めて体系的な教育をということが言われました。それと同時に、具体的な理念だけではなくて、そうしたことに具体的に、従来は悲惨な戦争の経験から、政治が教育行政に関与するというところについては抑制的だったわけですが、第16条では、そういう不当な視野に屈することないという文言は入っておりますけれども、しかしながら、その他の法律で定められたところにより行われるということを言いながら、さらに国が教育進行計画というものをもって、具体的に教育の中に、いわゆる教育環境の整備とかそういうことじゃなくて、教育の内容そのものに介入できる仕組みが新しい教育基本法の中で設置をされたんですよ、これが。ですから、それが教育の不偏不党や、独立ということを考えたときに、法律で決まったからといって、それがどんどん推し進められることについては、さまざまな意見があるところだというふうに私は認識しておりますし、ですからそういうものだというのであります。

しかし、改悪をされたといえども、そうした中身を踏まえて、また教育指導要領もそうした教育基本法に沿って、いろいろあるけれども、しかし大きく踏み出すことのない教科書検定を国が認める中身がある中で、その枠の中で今回も西三河の採択協議会がやられたという点で、やっぱりしっかり見ておくことが必要だというふうに思います。

そうした点では、私はこの陳情には事実誤認もあり、そうした流れから見て、採択できないなど

いうふうに思っております。

ついでに言うならば、参考資料というところにありますけれども、歴史教科書であればということがみそで、どんな歴史教科書だったら納得できるということについては何の例示もなくて、ぼやとした感じの中でこういうことを言っていて、その正体というか、そういう中身が見えてこないんですよ、これが。ファジーになっている。

かつて、この教科書の問題については、新しい歴史教科書をつくる会というものが、日本の現在の教科書は歴史認識を含めて自虐主観だということから、当時の侵略戦争を含めて、肯定的な形で何とか教えたいというような教科書もありました。これも、国によって認められております。しかしながら、余りにも偏りすぎということがあって、多くの教育委員会のところで採用しないという現状の中があるわけですので、この陳情者がそうだというわけではありませんけれども、そんなことを推論せざるを得ないような陳情の中身かなということ、私は不採択でお願いしたいと。

○山崎委員長

ほかにございませつか。

○池田福子委員

この陳情に対して不採択ということで、意見を述べさせていただきます。

日本国憲法制定されておりますけれども、これには、世界の平和と人類の福祉に貢献、世界に貢献ということがうたわれております。その点からいきますと、この愛国心という言葉は非常にきれいに聞こえるとは思いますが、これが政治によって強制されるとどうということになるかというのは、他の国に対する差別感とか、それから自分の国さえよければいいんだという考えに固執してくると思います。これが、究極な場合、70年前にはこれで侵略をしていったわけです。そういう事実をきちっとわきまえて、むしろ歴史から学ばなければいけないという思いがあります。

それから、もしこれが学校教育で取り上げられて、愛国心というものを強制された場合は、教育

の独立性というものが損なわれます。今、司法の独立性ということは言われておりますけれども、教育にもその場がなくなってくるということが言えると思います。大体、子供たちが判断力がつく前に特定の思想や、それから特定の宗教を植えつけるということは、今は全くしていないのではないかと思います。判断力がついてから、いい、悪いの判断ができる状態になってからならいいんですけれども、子供たちにそれを実施して強制するというのは間違いというふうに思っています。

さらに、ABCをつけて、ランクAはいい、Bは普通、Cはもっと努力しなさい、愛国心に対して、なんていう場面は異常な場面だと思っております。

愛国心の問題、いろいろあるんですけれども、ここで重要なのは、日本はやはり平和を守らなければいけない、そういうことが言えるためには、変な愛国心は育てるべきではないと。非常にきれいな愛国心もあるでしょうけれども、他の国を引きずりおろすようなものではないということを訴えたいがためにその採択には反対いたします。

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第3号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第3号について不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第3号 西三河地区採択協議会の「調査研究報告書」の内容改善を求める意見書の採択を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査はすべて終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山崎委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会いたします。

午後 9 時40分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長